

滑川町告示第 8 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項及び第 1 0 2 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり第 2 5 2 回滑川町議会定例会を招集する。

令和 8 年 5 月 2 5 日

滑川町長 大 塚 信 一

記

1 招 集 日 令和 8 年 6 月 2 日

2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	小	澤		実	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	松	本	幾	雄	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	吉	野	正	浩	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	内	田	敏	雄	議員

不応招議員（なし）

令和 8 年第 2 5 2 回滑川町議会定例会

令和 8 年 6 月 2 日（火曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告

町長提出議案の一括上程、説明

- 5 議案第 2 7 号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例の一部を改正する条例）
- 6 議案第 2 8 号 令和 8 年度滑川町一般会計補正予算（第 1 号）の議定について
- 7 一般質問

出席議員（１４名）

１番	小澤	実	議員	２番	上野	葉月	議員
３番	瀬上邦久	久	議員	５番	阿部弘明	明	議員
６番	西宮俊明	明	議員	７番	北堀一廣	廣	議員
８番	松本幾雄	雄	議員	９番	赤沼正副	副	議員
１０番	原徹	徹	議員	１１番	谷嶋稔	稔	議員
１２番	中西文寿	寿	議員	１３番	吉野正浩	浩	議員
１４番	井上章	章	議員	１５番	内田敏雄	雄	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稲村茂之
税務課長	松葉良次
会計管理者兼 会計課長	権田尚司
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	上野聡
健康づくり課長	関静
環境課長	島田昌徳
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	吉野和弘
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	齋藤訓行
上下水道課長	神田等

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	大林具視
書記	宮島美咲
録音	上武史

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願いいたします。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第252回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第252回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長において指名します。

8番 松本幾雄議員

14番 井上章議員

2番 上野葉月議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。7番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る5月27日午前10時から開催をいたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員6名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議をいたしました。

その結果、会期は本日から6月8日までの7日間とし、本日は諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、一般質問を行います。

2 日目は、一般質問を行います。

3 日目は、休会とし、午前10時から全員協議会を開催いたします。

なお、4 日目は議案審議といたします。

5 日目、6 日目は、休日休会とします。

7 日目は、議案審議とします。全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定をいたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日
から6月8日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月8日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和7年度滑川町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和7年度滑川町一般会計継続費繰越計算書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和8年3月、4月、5月実施の例月出納検査の結果報告並びに令和8年2月実施の定期監査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議等につきましては、報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、小川地区衛生組合議会臨時議会の報告を西宮俊明議員、お願いします。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 6番、西宮俊明です。議長の命により、報告いたします。

令和8年小川地区衛生組合議会第1回臨時会の報告を申し上げます。

去る3月30日、小川町の議場において開催され、滑川町からは大塚町長、内田議長、それに私の3名が出席いたしました。

臨時会では、提出された1議案について審議いたしました。

議案第5号は、ごみ焼却場解体工事請負契約の締結について同意を求めることについてであります。提案理由につきましては、小川町大字中爪地内ごみ焼却場解体工事の請負契約を締結することについて、財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により審議され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2回臨時会の報告を申し上げます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時07分）

再 開 （午前10時07分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

○6番（西宮俊明議員） 失礼しました。今、第2回臨時会、こちらは今後の報告になります。

可決いたしました。なお、詳細につきましては、議案書を事務局で保管しておりますので、随時閲覧願います。

以上で、令和8年小川地区衛生組合議会第1回臨時会の報告といたします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、比企広域市町村圏組合議会臨時会の報告を原徹議員、お願いします。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 10番、原徹です。議長の命により、令和8年第2回比企広域市町村圏組合議会臨時会の報告を申し上げます。

去る5月21日木曜日、午前10時から東松山市議場において、令和8年第2回比企広域市町村圏組合議会臨時会が開催されました。滑川町からは内田議長と私が議員として、大塚町長が副管理者として出席いたしました。

それでは、令和8年第2回比企広域市町村圏組合議会臨時会の概要を報告いたします。

初めに、出席議員は17名でした。今回、副管理者に異動があり、令和8年2月26日付で、前田榮ときがわ町長が就任されました。

また、議員についても2名の異動があり、ときがわ町議会では任期満了に伴い、小宮正議員、畑豊議員が組合議員に選出され、自己紹介がありました。

今回の臨時会の会期は、1日間でした。

管理者から提出された議案は5件です。

議案第16号ないし17号は、いずれも財産の取得についてです。議案第16号では、東松山消防署及び嵐山分署並びにときがわ分署に配備される高規格救急自動車を購入することについて、議案第17号では、滑川消防団に配備される消防ポンプ自動車を購入することについて、議会の議決を求め

るものです。

議案第18号は、行政手続条例の一部を改正する条例制定についてで、不利益処分を受けた者に対する聴聞の通知及び弁明の機会の付与に関する通知について、その者の所在が判明しない場合、これまでの掲示場への掲示に代わって、インターネット等の電磁的記録による公示方法を新たに定めるものです。

議案第19号は、一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてで、自動車等の交通用具使用者に対する通勤手当額の改定、及び駐車場等料金に係る通勤手当が新設されたことを踏まえ、国に準じて改定するものです。

議案第20号は、令和8年度消防特別会計補正予算（第1号）で、消防学校教育負担金の改定や、消防大学校入校決定により38万3,000円を増額補正したいとするものです。

また、議員から、議案第1号として組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてが、議案第2号として組合議会会議規則の全部を改正する規約制定についての2件の議案が提出され、常任委員会の廃止に伴う条例及び規則の改正について審議されました。

以上、管理者提出議案5議案、議員提出議案2議案、全ての議案が原案どおり議決されましたことをご報告いたします。

なお、関係書類につきましては、議会事務局にございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

○議長（内田敏雄議員） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、行政報告を行います。

大塚町長より一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第252回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、農繁期等で何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。近づく台風の進路が気になるところですが、よろしくお願いをいたします。

さて、本定例会は、専決処分の承認を求めるものと、令和8年度一般会計補正予算の議定の2議案の審議をお願いするものです。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決いただけますようお願いいたします。

ここで一般行政報告を申し上げます。

初めに、令和7年度の各会計は、去る5月31日をもって出納閉鎖をいたしました。厳しい財政状

況ではありますが、ほぼ順調に推移することができました。詳細につきましては、9月議会で決算として報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

さて、全町民への物価高対策生活支援給付金の支給につきましては、現在、6,739世帯の方へ給付金を支給いたしました。支給した割合といたしましては、79.89%でございます。提出期限を7月31日としておりますので、引き続き町民の方への周知をするとともに、支給を進めてまいります。

また、水道料金減免事業につきましては、4月検針分から1年間の基本料金50%減免を実施しております。今後も滞りなく事業を進めてまいります。

3月17日には、さいたま市で開催された埼玉経済同友会第3回みらい委員会において「100年後も消滅しない町 滑川町の取組」として講演をさせていただきました。都心までのアクセスのよさ、区画整理事業による住環境の整備、子育て支援政策など、滑川町の人口が増えたとされる理由と、今後の予測について説明をし、滑川町のPRを行ってまいりました。

3月18日には、谷津田米を使った日本酒「谷津の舞」が誕生し、お披露目会を実施しました。町、谷津田生産組合、松岡醸造株式会社が力を合わせ、酒造することができました。町として自信を持って全国に発信できるものができたと思っております。また、谷津の舞の誕生により、谷津田米を一段と魅力のあるものにしていきたいと思っております。皆様にもぜひご賞味をいただければと思います。

3月28日には、さくらまつりを開催いたしました。関係者、各種団体をはじめ、大勢の方にご協力をいただき、大盛況の中、開催することができました。また、桜のライトアップも皆様から好評の声をいただきました。

4月1日より、どんぐり保育園の協力を得て、こども誰でも通園制度が始まりました。この事業により、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、子どもたちの成長を支えてまいります。また、育児による孤立感や不安感を抱える保護者の方の負担軽減のためにも、ご利用いただければと思います。

4月9日には、埼玉県知事及び埼玉県議会議長へ「流域下水道維持管理負担金に係る要望書」を提出いたしました。維持管理負担金単価が高額である市野川流域、古利根川、荒川上流、利根川右岸の4流域の市町が一致団結し、単価格差解消の実現に向けて、市野川流域下水道組合を代表し、強く要望をいたしました。今後も安定した下水道事業の運営のため、要望活動を継続してまいります。

5月14日には、行政懇談会を開催し、区長の皆様をはじめ、地域の役員の方に令和8年度の町の施策について説明をさせていただきました。新年度が本格的にスタートし、決意を新たにしたところでございます。議員各位にもご出席いただき、ありがとうございました。

5月26日には、東松山消防署高坂分署の開所式が高坂分署新庁舎で開催され、副管理者として出席しました。

同日午後、嵐山町役場で東松山・比企広域観光推進協議会総会が開催され、令和８年度より比企管内全ての市町村が参加し、観光の強化が図られることとなりました。

引き続き、比企郡町村会の総会が開催され、新たに会長として小川町、島田康弘町長を選任、副会長に不肖、自分が就任をいたしました。今後、副会長として、町村事務の円滑な運営と地方自治の振興発展を図ってまいります。

５月29日には、総合教育会議を開催しました。今回の会議では、町の教育行政重点施策や教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画、そして町の教育の現状と課題について協議、調整を行いました。また、小中学校体育館エアコン設置工事及び広島への中学生平和学習派遣事業について説明をし、委員の意見を求めました。今後も教育の推進に努めてまいります。

次に、表彰関係でございますが、４月の春の叙勲におきまして、地方自治の発展に尽力された元滑川町議会議員、長谷川元夫さんが旭日双光章を受章されました。

また、健康長寿を目指す滑川町にとって誠に喜ばしいことに、４月３日に月の輪の篠崎貞子さんが、５月29日には月の輪の関口治子さんが100歳を迎えられました。町として一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところです。

さて、春から夏にかけてのこの時期、多くのスポーツやイベントが行われております。５月には子どもまつり、滑川中学校の体育祭、福田小学校の運動会が開催され、子どもたちの元気な声が会場中に響き渡っておりました。

また、５月10日には、滑川町コミュニティセンターにおいて、滑川町及び教育委員会が後援をする滑川町ふれあいコンサート実行委員会主催のコンサートが開催され、案内をいただき、270名を超える参加者と共に堪能してまいりました。

コロナ以降、停滞気味の文化・音楽活動ですので、今後も町としても取り組みたいイベントであり、当日の挨拶や取材を受けたケーブルテレビにも、その旨報告をさせていただきました。

さらに、スポーツ分野では、比企郡民スポーツ大会も始まり、各競技において素晴らしい成果を収められております。選手の皆さんの日頃の練習の成果のたまものであると思います。これら教育行政の詳細につきましては、後ほど教育長より報告がありますので、割愛をさせていただきます。

以上、分野別のため、順不同ですが、主なものだけを紹介し、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 続いて、上野教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 上野 修登壇〕

○教育長（上野 修） おはようございます。教育長の上野でございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係についての報告事項を申し上げます。

令和８年度が始まり２か月が経過いたしました。学校、園も大きな事故等なく、スムーズに教育活動がスタートしております。議員の皆様には、入園式、入学式、さらには小中学校の運動会、体

育祭にご臨席を賜り、誠にありがとうございました。特に滑川中学校の体育祭においては、大変な強風の中、ご高覧いただき本当にありがとうございました。

さて、第4期滑川町教育振興基本計画を策定し、基本理念「豊かな学びで 未来へつなげる 滑川町の教育」を目指し、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら取り組んでおります。

本年度も人事異動によりまして、新たに多くの教職員を迎えました。4月1日の辞令伝達式後、私から子どもを敬する、豊かな学びの2点についてお話しさせていただきました。子どもを敬するとは、子どもを歓待し、保護し、承認し、祝福することです。学校がそういう場所であってほしい、教師がそういう存在であってほしいと訴えました。豊かな学びとは、点数や偏差値にこだわるのではなく、問いを立てる力や課題解決能力といった使用価値の高い学力を身につけることであると説明いたしました。この2点につきましては、今後とも様々な機会を捉えて発信してまいります。

学力向上につきましては、4月の全国学調及び5月の県学調を昨年度に引き続きC B T、いわゆるコンピューター・ベースド・テストという形式で実施いたしましたが、本年度も大きなトラブル等なく終了しております。学力及び学習状況の結果から誤答分析等を行い、個々の課題を明らかにし、課題に応じた効果的な指導法の研究を進めてまいります。

また、本年度から、認知科学者の今井むつみ氏のご指導の下、学びの基盤に関する調査を実施し、学びの基盤となる概念が構築されているか否かといった児童生徒の学習のつまづきを把握し、学習支援をしてまいります。

学習習慣の定着のため、小学校では、中学校のテスト期間に併せてスタディーウィークとして家庭学習を推進しております。その成果として、習慣化、また内容の充実が見られるようになりました。本年度も引き続き取り組み、学校と家庭が一体となり、学ぶ力、学びに向かう力の向上に取り組んでまいります。

また、G I G Aスクール構想について、様々な成果と課題を得ることができました。I C T機器の利用モラルに加え、I C T機器の使用とその他の指導方法のベストミックスを見極め、教育的効果を上げるために使い分けを行ってまいりました。教師が授業の中で児童生徒一人一人に合った個別最適な学びを推進してまいります。

また、今年度も人権に関する知的理解及び人権感覚の育成を目指し、積極的に人権教育を推進してまいります。7月末に町内5校・園の教職員を対象に、人権教育講演会の開催を予定しております。

平成28年度から配置されたスクールソーシャルワーカーにつきましては、県からの派遣に加えて、本年度も町費にて週1日勤務を増やしていただきました。教育と福祉の両面に関する専門的な知識を活用し、家庭訪問等も積極的に行っていただいております。学校と家庭、関係諸機関等をつなぐ大変重要な役割を担っていただいております。

また、今年度も学校間連携や関係機関との連携を一層深め、いじめ防止対策、不登校対策にも引き続き取り組んでまいります。

学校、教育委員会のみならず、町長部局職員の参加を得て、不登校に焦点を当てた部会を開催しており、関係機関との協力を図りながら、近年増加傾向にある不登校児童生徒数の減少に向けて、町全体で取り組んでいるところでございます。

さらに、継続して学校評価を充実させ、その結果を積極的に公表するなど質の高い学校教育の実現に向けて努力するとともに、人事評価制度の有効な活用を図り、教職員の資質能力の向上に努めてまいります。

また、令和6年度に町内4校全てに学校運営協議会の設置が完了し、全校がコミュニティ・スクールとなっております。地域の教育力を生かし、町の子は町で育てる取組を一層推進してまいります。引き続き、皆様のご指導、ご支援をお願いいたします。

次に、幼稚園・学校関係です。今年度の園児及び児童生徒数、これ5月1日現在でございますが、幼稚園は122名で、昨年比1名の減、宮前小学校は542名で1名の増、福田小学校は105名で5名の増、月の輪小学校は626名で24名の減、滑川中学校は589名で3名の増です。

各校・園の状況ですが、滑川幼稚園では、「家庭地域と連携し、明るく健康な幼児が育つ幼稚園」を目指す幼稚園像とし、自然を生かした保育を研究主題に保育内容の充実を図っております。また継続して預かり保育を実施しており、保護者の実情に合った利用ができるよう体制を整えております。

宮前小学校では、榎本敦司校長を迎えました。新たな目で学校の状況を詳しく把握しているところでございます。「子どもたちの笑顔がいっぱいの学校」を目指す学校像に、全教職員で取組を進めております。

福田小学校では、栗田智子校長を迎え、「子どもたちの笑顔あふれ、保護者・地域の信頼に応える学校～心が通う学びを通して～」を目指す学校像とし、読書活動の推進、地域学校協働活動の推進に尽力しております。

月の輪小学校では、河西亜記子校長を迎えました。「子どもが生き生きと活動し、保護者や地域から信頼される学校」を目指す学校像に、若手教員とベテラン職員との連携をさらに強化し、日々の教育活動に励んでおります。

滑川中学校では、4年目を迎えました山崎校長が示した笑顔と幸せがあふれる滑川中学校を実現すべく、地域との連携を深め、地域とともに自信と誇りをもって行動できる学校の作り手としての生徒の育成に取り組んでおります。

なお、幼稚園、小中学校とも、安心安全な環境づくりが非常に重要です。教育環境整備に加え、地域の方々のご協力をいただいている防犯活動、子ども110番の家、通学ボランティア等の活動を継続して進めてまいります。

また、小学校では、第3学年・第4学年の外国語活動、第5学年・第6学年の外国語科、中学校では全学年の外国語科において、ALT（外国語指導助手）を4名雇用し、授業の充実を図っております。本年度も町の子は町で育てることを基本に据え、幼稚園、小中学校が連携し、同一步調で子どもの指導に当たれるよう、各種委員会や関係団体、地域の方々と協調、協働し教育を推し進めてまいります。

次に、教育総務担当からです。令和8年度当初予算に措置された各種事業に順調に着手しております。まず、昨年度、繰越明許をいただいたタブレット端末関係備品購入事業につきましては、既に執行済みであり、購入備品についても各校へ配付済みとなっております。

また、4年目を迎えるスクールバス運行業務委託ですが、利用者数の増加に対応するため、今年度から森林公園駅発のバスを、今までの大型3台に中型1台を追加増大しての運行となっております。各コースで新1年生等の新たな利用者がある中、4月より登下校しておりますが、順調に運行しております。

同じく4年目を迎える宮前小学校の町立小学校水泳指導業務委託ですが、こちらも順調にスタートしており、本年度の指導計画に基づき、既に水泳の授業が開始しております。子どもたちは元気にプールで水泳の指導を受けております。

今年度は当初予算に債務負担行為で設定した公立学校情報機器等整備事業及び月の輪小学校校務用パソコン機器等賃貸借事業に着手し、GIGAスクール構想で整備したタブレットパソコン等の入替え、並びに月の輪小学校で教職員が使用するパソコンやシステムの入替えをそれぞれ実施します。

なお、GIGAスクールのタブレットパソコンにつきましては、埼玉県による共同調達事業を活用し、整備する見込みでございます。

小中学校の施設整備事業及びソフト事業につきましては、学校で生活する子どもたちの安心安全を常に最優先に考えるとともに、町の財政状況等を考慮しながら効率的、効果的な教育環境整備となるよう留意してまいります。

次に、生涯学習に係る内容です。初めに、生涯学習事業です。本年度も高齢者対象の寿学級、小学生対象のチャレンジキッズ滑川、社会福祉協議会と共催でボランティア育成講座を開催します。福田小学校では、引き続き放課後子ども教室を実施します。また、滑川中学校伝統のひまわりの里づくり活動を支援してまいります。

平和啓発事業としては、総務政策課との共催により、埼玉県平和資料館より展示資料を借用し、「戦争と平和を考える2026」をコミュニティセンター1階ラウンジで8月1日から23日まで開催予定です。

同じく共催により、今年度から広島への中学生平和学習派遣事業を実施します。次代を担う中学生の代表として、被爆の実相に触れて戦争や原爆被害を実感するとともに、平和記念式典への参列

など、被爆地広島でしかできない体験を通して、同世代の仲間と共に平和の尊さや大切さを考えていただきます。

続いて、公民館事業についてです。令和8年度の子どもまつりを、各校PTAはじめ関係諸機関、諸団体のご協力により、5月9日土曜日、コミセンで開催し、800名ほどの子どもたちの参加を得ました。

公民館教室につきましては、スマホ教室、コーヒー教室など8つの教室を7月より順次開講していきます。

以上が、生涯学習担当の事業です。

次に、図書館関係についてです。乳幼児及び児童を対象におはなし会を実施しております。おはなし会では、絵本や紙芝居の読み聞かせ及び手遊びなどを行っております。4月25日には子ども読書の日おはなし会を実施いたしました。

4か月児健診に参加する乳児を対象としたブックスタート事業については、保健センターから事業を引き継ぎ、令和7年度より図書館が主担当として事業を行っております。本事業における絵本の読み聞かせは、図書館の読み聞かせボランティアの方々のご協力をいただき実施しております。

5月9日の子どもまつりでは、立正大学熊谷図書館のご協力の下、缶バッジ作り体験を実施し、317名の参加者を得て大変盛り上がりました。体験会場内では、待ち時間を利用し、電子図書館普及のため、電子図書館紹介映像の投影を行いました。

あわせて、滑川町立図書館ホームページと比企広域電子図書館ホームページの二次元コードを掲載したしおりを体験者に配付し、町立図書館及び比企広域電子図書館の周知を行いました。今後の行事としては、七夕おはなし会、小学生夏休み図書館員、読書感想文教室、ポップコンテスト、ポップ教室を予定しております。

館内整備につきましては、5月に年一度の蔵書点検、いわゆる棚卸しを行い、資料の整備点検を行いました。

次に、生涯スポーツに係る内容です。これまでに169名の参加を得てグラウンドゴルフ大会、184名の参加を得て世代交流輪投げ大会を開催しました。比企郡民スポーツ大会につきましては、現在、比企郡内の各会場で開催中です。令和9年2月にかけて14競技が行われます。

これまでにバレーボール9人制一般女子が優勝、ソフトボール一般男子無制限の部で準優勝、一般男子40歳以上の部で準優勝、テニス一般男女で準優勝、柔道団体が準優勝、卓球一般男子で第3位の結果を得ています。

スポーツ少年団本部事業では、希望する各団で運動適性テストを実施いたしました。

体育施設関係につきましては、総合体育館、総合グラウンド、文化スポーツセンター等利用しやすい環境を整えてまいります。各小中学校の学校開放にも取り組み、場の提供に引き続き取り組んでまいります。

文化財保護に係る内容です。初めに、文化財関係からです。3月から5月にかけて、開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査を福田、羽尾、月輪地区にて合計6か所実施しました。滑川町史編さんに関しては、株式会社ぎょうせい関東支社が、滑川町史編さん支援業務委託優先交渉事業者に決定いたしました。契約後、業務工程を決定した上で、編さん基本計画案や編さん使用案等を策定していく予定です。

エコミュージアムセンター関係です。ミヤコタナゴについては、4月7日より令和8年度の人工繁殖を開始しました。5月現在で生後50日を経過した稚魚は1,207匹となり、順次、ふ化している稚魚も順調に成長しています。

また、同時並行で町内にて捕獲したドブガイを使用した自然繁殖試験を実施しています。外池や観察池との水合わせ作業の後、水槽内にドブガイを移動し、どれほどの稚魚が浮上するかを現在確認中です。

5月13日には、福田小学校3年生の総合的な学習の時間において、文化財保護担当職員が講師となり、ミヤコタナゴの給餌、水槽清掃方法など基本的な飼育方法に関する実演事業を行いました。

地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクトの一環として、森林公園内の沼にて毎月第4土曜日・日曜日を中心に、ボランティアの参加を得て生き物水質調査を行っております。ボランティアにつきましては、5月時点で小学生5名、中学生4名、地元ボランティアが5名の合計14名となりました。また、引き続き滑川総合高等学校自然科学部にも毎月調査に参加していただいております。

5月24日の調査では、魚類研究者の金澤光先生より、生き物水質に関する解説をいただきました。

以上、雑駁ではございますが、教育関係の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、行政報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（内田敏雄議員） 日程第5、議案第27号と日程第6、議案第28号の2議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提案いたします議案の説明をさせていただきます。

議案第27号 専決処分の承認を求めることについては、本年3月31日に地方税法等の一部を改正

する法律が公布されたことに伴い、同日に滑川町税条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものでございます。

議案第28号 令和8年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について、既定の歳入歳出の総額に7,928万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ88億8,828万4,000円とするものです。人事異動に伴う人件費予算の補正が主な内容で、在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業給付費や地域農業構造転換支援事業補助金等の補正でございます。

以上、2議案を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度、担当課長よりご説明いたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。再開は11時とします。

休 憩 （午前10時45分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎一般質問

○議長（内田敏雄議員） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は演壇にて、通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものは、再質問できないものとします。

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位1番、議席番号9番、赤沼正副議員、ご質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、通告に基づき質問をさせていただきます。

質問事項の1、税收について。①、令和8年度当初予算において、個人住民税の現年課税分が11億6,920万円、固定資産税の現年課税分が16億2,000万円計上されておりますが、固定資産税においては、令和8年度の調定額が決まり、納税通知書の送付も済んでいます。

質問、当初予算額と比較して、個人住民税の現年課税分と固定資産税の現年課税分の調定状況（個人住民税については見込み）はどうか。

②、固定資産の家屋において、1990年頃のパブル崩壊までは、既存家屋の固定資産税は下がるということは考えられませんでした。しかし、その後は家屋の固定資産税は、経年減点補正（減価償却）と物価水準等の補正により下がり続けてきた期間があると思います。ここ近年は、建築価格の上昇により再建築価格が高騰し、前年の固定資産税に据え置かれる傾向にあるものと思われます。令和9年度は3年に1度の評価替えの年ですので、家屋の固定資産税評価額は、再建築価格の上昇等により間違いなく上がると考えられますので、来年度の評価額は今年の評価額に据置きされることが確実視されております。

質問、（１）、家屋においての数回の評価替えでの評価額の変動を再建築費や損耗の状況による減点補正等を基に、その推移（何年は据置き、何年は下落等）を伺います。

（２）、税額の算定については、町ではどうにもならないものであるが、税収は行政の継続のための財政の健全化に大きく影響を与えます。財政の健全化における税の役割についての考え方を伺います。

質問事項の２、出産費の無償化について。一般質問の発言通告書を提出した時点では、健康保険法等の一部を改正する法律案は、衆議院で可決され、参議院に送られましたが、審議入りをしておりませんが、この法案は、５月の29日、参議院本会議において可決、成立をしております。

出産費用について、正常分娩が無償化され、帝王切開が保険適用で３割負担することに、出産を控えている人や将来出産しようとしている人は納得ができるかどうか。政府が言う正常分娩の無償化は一時金を増額して、平均的な出産費用をカバーしようとする動きです。帝王切開は医療行為とみなされ健康保険が適用され、窓口負担は３割ですが、もともとの医療費（手術代や投薬代）が加算されるため、一時金だけでは足りないケースが出てきます。

また、帝王切開には、高額医療費制度、付加給付、医療費控除等のセーフティーネットが存在します。この制度には、医療の必要性と負担のねじれ、民間保険による逆転や制度の複雑さによる情報格差などから不公平感が生まれます。

質問、現在、国会で審議されている出産費の無償化（法案が可決されているかもしれませんが）と書いてありますけれども、これは５月29日に可決、成立をしております。について諸課題を踏まえ、町としてはどのように考えているのか伺います。

質問事項の３、広島平和式典中学生派遣事業について。前回の一般質問において、実際に広島の地に立ち、体験者の声や平和への願いを直接肌で感じ、平和への思いが実感に変わるすばらしい企画をと要望しました。

質問、（１）、基本的な事項としての事業の位置づけ、教育目的や事業の狙いは定まったのか伺います。

（２）、現時点での事業の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

以上、執行部の答弁をお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次、答弁願います。

質問事項 1、税金についてを松葉税務課長に、質問事項 2、出産費の無償化についてを松本町民保険課長に、質問事項 3、広島平和式典中学生派遣事業についてのうち、(1)、事業の位置づけ、教育目的や事業の狙いについてを齋藤教育委員会事務局長に、質問事項 3、広島平和式典中学生派遣事業についてのうち、(2)、現時点での事業の進捗状況と今後のスケジュールについてを稲村総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、松葉税務課長、答弁願います。

〔税務課長 松葉良次登壇〕

○税務課長（松葉良次） 税務課長、赤沼議員のご質問に答弁させていただきます。

まず初めに、質問事項 1、税金について、①のうち、当初予算額と比較して、個人住民税の現年課税分と固定資産税の現年課税分の調定状況につきまして答弁させていただきます。個人住民税につきましては、町民税と県民税の案分計算が未確定なところがございますので、詳細なお答えは現在のところできない状況でございますが、納税義務者数が当初見込み 1 万 200 人のところ、今年度見込み約 1 万 700 人と増加している状況から、当初予算よりも収入額は増加する見込みであります。

固定資産税の現年課税分の調定状況につきましては、議員質問のとおり、令和 8 年度固定資産税、現年課税分 16 億 2,000 万円の予算額を計上しましたところ、当初調定額は約 16 億 6,100 万円となり、収納率を 98% として収納見込みを計算しますと、約 16 億 2,700 万円ということで、予算額を 700 万円ほど上回る計算となっております。

予算科目としましては、細節で土地、家屋、償却資産と分かれていますものですが、調定額は合算で計算されているものでありますので、計算上の案分の結果としましては、償却資産のうち、主に総務大臣配分が見込みを上回ったものと考えられます。

次に、②、固定資産の家屋について答弁させていただきます。議員質問にありますとおり、家屋の固定資産税の課税計算においては評価替えと言い、3 年に 1 回見直すこととなっており、次は来年度の令和 9 年度が見直し後の価格で固定資産税の納税通知が届くこととなります。

課税計算の見直しにつきましては、その家屋を建て直したとしたら幾ら程度になるかという再建築価格というものと、経過年数による経年減点補正率等があり、物価上昇局面においては、この再建築価格の上昇率が経年減点補正率等を上回るようなことになると、経過年数は増えて古くなった家屋ですが、固定資産税評価額は据置きということがあります。

質問 (1)、家屋に関する評価替えの推移ですが、家屋の種類や経過年数の具合により計算方法が異なるため、町全体の家屋に占める近年の評価替えの結果、評価額が据置きとなった割合で回答させていただきますと、平成 27 年度の評価替えで据置きの割合は約 52%、平成 30 年度で約 54%、令和 3 年度で約 58%、令和 6 年度で約 63% となり、近年の物価上昇傾向を反映し、据置きの割合が高くなってきている状況です。

次に、質問（２）、財政の健全化における税の役割について答弁いたします。令和８年度当初予算一般会計歳入総額88億900万円のうち、33億214万3,000円と、全体の約37.5％を町税が占めており、町財源の根幹をなすと言っても過言ではないと考えております。議員おっしゃっておりますとおり、税額の算定におきましては、地方税法で決まっておりますので、町の裁量では難しいところがあります。町としましては、納税方法について口座振替の推奨やスマートフォンでの電子決済など、納税者の利便性の向上や納税方法多様化の検討や周知に努めていきます。

また、収納率のさらなる向上に向け、納税者の信頼を損なわないよう、納得して納税いただけるよう公平、公正、適正に事務を執行することで、財政の健全化における税の役割を果たしていきます。

以上、税務課長からの答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、赤沼議員のご質問事項のうち、質問事項２、出産費の無償化についてのご質問に答弁申し上げます。

今回の健康保険法等の一部を改正する法律では、赤沼議員ご質問の出産費用について、出産に伴う妊婦の経済負担を軽減するため、出産の標準的な費用に係る給付体系の見直し等を行うとされております。

具体的には、現行の出産育児一時金支給制度を改め、国が定めた保険診療以外の分娩の基本単価を現物給付し、さらに保険診療の一部負担金など、出産時の費用負担の軽減を図るため、全ての妊婦に定額の現金給付を行う制度に変更するというものです。

まず、現行の出産育児一時金支給制度を見ますと、この一時金は、全国一律お子さん１人48万8,000円で、産科医療補償制度適用の出産の場合は１万2,000円加算されて50万円支給されるというふうになっております。

これに對しまして、令和６年度都道府県別平均出産費用ですが、最高は東京都64万8,309円、最低は熊本県40万4,411円、全国平均51万9,805円、埼玉県53万3,274円となっております。

都道府県ごとの格差や、同一都道府県内でも医療機関ごとの出産費用の差異があるにもかかわらず、全国一律金額の支給は、個々の出産する方の間に不公平が生じます。例えば出産費用について、東京では約15万円ご家庭からの持ち出しがあり、一方、熊本では出産費用が賄われた上で、さらに約10万円の現金がご家庭に入ることになります。また、埼玉県内の個々の方の間でも、医療機関によっては東京と熊本の格差のように不公平が生じる可能性があります。

この点を考えますと、現行の出産育児一時金制度では不公平が生じており、今回の改正健保法に示された手術などが必要になった場合の追加費用や入院準備に必要な費用に対し、定額の現金給付を支給するほうが、出産される方にとって公平となる可能性も見込めると、国保の保険給付を行う

立場としては捉えております。ただし、この定額の現金給付と言われるものの定額は、政令で定められる事項とされており、現段階では給付の対象範囲となる費用や金額は未定となっております。この点については、政令の発布等、今後の動向を注視していかなければならないと考えております。

帝王切開等で生じた追加の自己負担についても、満額給付されるような定額の現金給付でなければ、全ての形態の出産に対し公平性が担保されていないということになるためです。万一、十分な給付が見込まれないとなった場合は、国民健康保険被保険者のためにも町からも十分な給付がなされるべく、国等への要望等対策に向けた調査研究を行わなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、赤沼議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項３、広島平和記念式典中学生派遣事業についてのうち、（１）、基本的な事項としての事業の位置づけ、教育目的や事業の狙いについてですが、今回の広島平和記念式典中学生派遣事業は、学校教育のみならず、社会教育における平和学習といった観点からも、既存の平和資料パネル展やピースバスツアーと同様、町で行う平和啓発事業の主要事業として位置づけされるものと考えております。

広島平和記念式典への中学生派遣は、次世代を担う若者が被爆地である広島の空気を肌で感じ、直接の被爆体験講話や被爆遺構に触れることで、戦争の悲惨さや平和の尊さを主体的に学ぶことを目的としており、そこには次の３つの意義があると考えています。

１つは、本物から学ぶ被爆の実相です。教科書や動画だけでは伝わりにくい被爆者の方の言葉や熱量、平和記念資料館の展示といった本物に触れることで、戦争がもたらす悲劇を自分事として捉えるようになります。被爆体験が薄れゆく中、中学生が自ら現地を訪れ、その物語や重みを受け継ぐことは、歴史を風化させないためにますます重要となっています。これらの体験を通じて参加した中学生は、二度と原爆の悲劇を繰り返してはならないという意識を強く持つようになります。

次に、平和な社会を担う平和リーダーの育成です。ただ見学するだけでなく、自らが現地で感じたことを持ち帰り周囲に伝えていく、次世代の平和リーダーとなることが期待されています。戦争と平和について深く考え、将来の平和な世界の実現に向けて何ができるかを探求する姿勢を養うとともに、学校や役場などでの参加報告会などを通じて学んだことを次世代へ伝える役割を担います。

次に、多様性の尊重と対話の大切さです。平和とは、戦争がないことだけでなく、身近な人間関係でお互いを認め合い、受け入れることでもあるという視点や、異論があっても対話を諦めない姿勢を学びます。さらに同世代との交流があります。全国から集まる同年代の生徒と平和学習の集いに参加することで、異なる視点や意見に触れることができます。

これら今回の貴重な経験を通して、中学生が平和について自分なりに問い、考えるきっかけとなり、併せて当たり前の日常がいかにありがたいか、他者を認め合うことがいかに平和につながるかなど、自分たちの生活に引き寄せて考えるようになってもらいたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の質問事項3、広島平和記念式典中学生派遣事業についてのうち、(2)、事業の進捗状況と今後のスケジュールについて答弁いたします。

広島への中学生平和学習派遣事業につきましては、中学生6名を8月5日から6日までの1泊2日の日程で、広島平和記念式典関係行事へ派遣する事業となっております。現在、参加を希望する中学生を募集しているところでございます。募集期間は、4月27日から明日の6月3日までとなっております。

現在までの広報活動としては、滑川中学校にチラシ及び申込書を配置するとともに、滑川中学校在学生以外への周知を行う意味も含めて広く周知するため、町ホームページにおいても掲載し、LINEでも情報発信をしております。

なお、6月中旬以降には派遣する生徒を決定し、その後、7月中に本事業に関する説明会や事前の学習会を実施いたします。また、広島から戻ってから報告会を実施し、成果を発表してもらう予定でございます。さらに翌年度、今年の事業でいうと令和9年度の平和パネル展で派遣事業の報告資料等を掲示し、一般の方にも報告できるように予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、質問事項の1、税収の関係なのですが、今後、個人住民税の納税義務者の伸びも見込めるとは思いません。それから、家屋の新築も増加していくとは思いません。税収の伸びは期待できない状況にあると考えられますので、しっかりと税収の推移を見極めて、財政の健全化を保っていただきたいというふうに思います。答弁は結構です。すみません。よろしく願いをいたします。

それから、2番目の出産費の無償化についてでございます。出産を控えている人や将来出産をしようとしている人、当事者の実際のコスト、財政です。それから、当事者の納得感、公平性、そのバランスをどう取るか難しい問題ではあると思いますけれども、当事者の立場に立っての要望を、ぜひ国のほうに町としてもお願いをしたいというふうに思います。

それから3番目、広島平和式典中学生派遣事業についてでございますけれども、申込期限が明日までというふうになっておりますけれども、あと1日あるわけですが、集まりましたか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の再質問に答弁させていただきます。

現在、定員6名ということで募集をかけております。おおむね好評をいただいて、多くの応募があるものというふうに感じておりますが、まだ明日が締切りになりますので、具体的な数字は控えさせていただきますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。広島平和式典中学生派遣事業、実際に広島の地に立って平和への願いを直接肌で感じて、平和への価値観、その根底をつくっていくということは大変重要なことかと思えます。そしてまた、平和への思いも変わってくるものかなというふうに思えます。

それから、答弁の中で、今年度は1泊2日というふうな形で実施されるということですが、できればぜひ2泊3日で事業を実施していただくことによって、やはり行った方の気持ちに残る部分、これからの平和の取組に変わっていくかと思えます。2泊3日で事業を実施して、来年度以降はやっていただきたい。町長、どうでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、赤沼議員の質問に答弁いたします。

今現在、1泊2日の事業を進めているということで、これについても自分の思いのとおり、今、課長が言ったとおり発表はできませんけれども、準備ができています。この結果を見て、またこれを継続する中で、今、赤沼議員が言うとおり、2泊であればもう少しこういったこともできるのではないかと、いろいろなことがあると思います。そして、大きなことを言えば、広島だけではなく、長崎もしくは沖縄ということで展開できることが私の夢でございます。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございました。広島だけでなく長崎、そして沖縄、若い中学生を中心とした若者が、そういった地で平和について勉強していく、大変重要なことかと思えます。ぜひとも町長、応援しますので、実現できるようによろしくお願いいたします。

私の質問は以上で終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時30分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位2番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 11番、谷嶋稔、議長のお許しをいただきましたので、通告順に一般質問をさせていただきます。

1、コミュニティセンター施設について。今現在、コミュニティセンター施設を利用するのに、現行規約では、営利（有料）での活動が制限されている。文化芸術に触れる機会を充実させることは、若者や子どもの感性や創造性を育むだけでなく、地域全体の文化的基盤を高める観点からも重要であると考えます。以上を踏まえて質問させていただきます。

①、新しいコミュニティセンターの整備に当たり、文化芸術の振興の観点から、現行規約の見直しが必要と考えますが、町の見解をお伺いします。

2、3歳児健診・就学時健診・学校健診について。3歳児健診・就学時健診・学校健診での視力検査の大きな目的は弱視（視神経が発達していない状態、眼鏡をかけても1.0の視力が得られない）を見つけ出すために行われている。通常、視神経は8歳までに成長すると言われており、弱視を早期に発見し、治療を始めることが大切と言われている。時期を逃すと、眼鏡矯正しても1.0の視力が得られない場合がある。以上を踏まえて質問させていただきます。

滑川町では、3歳児健診、就学時健診及び小学校1年生を含む学校健診において、視力検査をどのように実施しているのか、また、その結果に基づき、要精密検査や受診勧奨をどのように行っているのか、ご教示ください。

3、都営営住宅団地について。令和5年12月議会の一般質問で、都営営住宅団地を災害避難所として使用できるようにしていただきたいと質問しました。その際、埼玉県での災害時の一時使用の要綱に規定する以外にはなく、町が独自に利用することは難しいとの答弁をいただきました。その後、総務政策課の窓口で、滑川町にある唯一の公営住宅である都営都団地の町独自の利用を積極的に取り組むようお願いしました。その後の状況についてお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、コミュニティセンター施設についてと質問事項3、都営営住宅団地についてを稲村総務政策課長に、質問事項2、3歳児健診・就学時健診・学校健診についてのうち、3歳児健診についてを関健康づくり課長に、質問事項2、3歳児健診・就学時健診・学校健診についてのうち、就学時健診・学校健診についてを齋藤教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、谷嶋議員の質問事項１、コミュニティセンター建設についてと質問事項３、都県営住宅団地について答弁いたします。

初めに、質問事項１、コミュニティセンター施設についての規約変更の町の見解を述べさせていただきます。新しいコミュニティセンターの整備につきましては、議員各位をはじめ、多くの町民にご理解をいただきながら事業の実施を進めてきているところでございます。現在のコミュニティセンターは、町民相互の交流、町政への参加、文化の向上、福祉の増進及び明るく豊かな住みよいまちづくり推進を目的とした施設であり、滑川町コミュニティセンター条例にて設置及び運営が規定されております。

また、コミュニティセンターは中央公民館の施設も兼ねております。公民館とは、社会教育法に基づく施設であり、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。

滑川町中央公民館は、滑川町公民館設置及び管理並びに使用条例で設置が規定されております。社会福祉法第23条第１項第１号では、公民館が特定の営利目的事業を援助することを禁止しております。この条文が谷嶋議員のご指摘の営利目的での活動の制限の根拠となります。

新しいコミュニティセンターは、現在の施設の役割を継承するものですが、従来のサークル活動やコミュニティー活動としての町民主体の利用に加え、文化芸術事業や健康促進事業など住民の満足度が高い利用の拡大も図っていきたいと考えております。他の自治体の事例も参考にしながら、許可条件や施設使用料等を含めて運営に関することを、庁内会議、コミュニティセンター建設委員会や公民館運営審議会等とも検討を重ね、新しい施設に適した運営を図ってまいりたいと思います。

次に、質問事項３、都県営住宅団地について答弁いたします。県営住宅都団地の災害時の一時利用につきましては、一般質問後にも谷嶋議員の助言をいただきました。その後、埼玉県都市整備部住宅課、埼玉県住宅供給公社と数回にわたり協議、調整を重ねてまいりました。

昨年、令和７年１１月８日には、都団地の住民説明会を開催いたしました。その後、埼玉県公社、町で調整を進め、本年、令和８年１月に災害時における県営住宅の一時避難場所利用に係る使用方針を定めることができました。令和８年度から、この方針に基づき運用を開始しているところでございます。また、改定した地域防災計画にも、県営住宅の一時避難場所利用について記載をしております。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、関健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 関 静登壇〕

○健康づくり課長（関 静） 健康づくり課長、谷嶋議員の質問事項２、３歳児健診、視力検査の

方法と、その結果を受けて要精密検査や受診勧奨をどのように行っているのかのご質問に答弁させていただきます。

平成3年、母子保健法の下、3歳児健診に視覚検査が導入され、家庭での視力検査が始まりましたが、一次検査が家庭で行われること、3歳児では見えにくさを自覚していないことが多く、家族も気づきにくいことにより弱視が見逃されてきました。

そのような中、近年、簡便な屈折・眼位スクリーニング機器が登場し、家庭での一次検査に加え、屈折検査を併用すれば弱視の発見率が上がるというデータが示されてきました。弱視を見逃すことのないよう眼科学会からの導入の推奨もあり、滑川町では令和6年度から屈折検査機器スポットビジョンスクリーナーによる目の検査を始めました。

3歳児健診の対象児は、検査可能率の高さと視力の発達を考慮して、3歳6か月児としております。視力検査の方法ですが、まず家庭での一次検査を行います。こちらは個人通知の中に目に関するアンケート、視力検査に用いるランドルト環を同封し、家庭での視力検査を行います。視力検査は、2.5メートルの距離で視力0.5に相当するランドルト環を用いて、左右の目の視力を保護者が検査します。左右上下の4方向を行います。また、健診会場での屈折検査機器による二次検査の案内も同封し、事前にお知らせしております。

健診会場での二次検査ですけれども、対象児全員に屈折検査機器による二次検査を看護師が実施し、結果表を個人カルテに貼り、問診で保健師が一次検査と二次検査のチェックを行います。また、家庭での視力検査が未実施の方や、家庭での視力検査でできない項目があった方、その他、視力について相談希望のある方は、視能訓練士へつなぎ、ランドルト環や絵視標を用いた検査等を実施したり、個別の相談に応じています。

要精密検査受診勧奨についてでございますが、検査の結果、要精密検査の場合は、診察で医師が眼科医宛てに精密検査依頼書を記入し、一次検査と二次検査の結果表の写しを同封し、保護者に渡し、早めに受診するよう促しております。眼科医からの精密検査結果連絡表の返信により、精密検査受診の有無と結果を把握しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、3歳児健診・就学時健診・学校健診についてのうち、就学時健診・学校健診について答弁させていただきます。

就学時健診、学校健診については、学校保健安全法に基づき実施しております。視力検査につきましては、国際標準に準拠したランドルト環を使用した視力表の視標を用いて、5メートルの距離

を取った状態で片目ずつ測定を行っております。

就学時健診では、視力検査や聴力検査は養護教諭や保健センターの保健師が確認しております。養護教諭や保健センターの保健師は、資格を有した職員ではありますが、医療的指導はできませんので、就学時健康診断の当日に就学時健康診断票の結果についての通知を配付し、健康診断票の視力検査の結果に個別に記載があった場合には、関係医療機関への受診勧奨を行っております。

学校健診では、視力1.0未満0.7以上の児童については、学校において再検査を行い、再度同様以下の結果となった場合、結果とともに眼科医の受診を進める通知を保護者宛てに配付しております。視力0.7未満の場合には、再検査は行わず、眼科医の受診を勧める通知を保護者宛てに配付しております。なお、眼科医受診後には、その診断結果を学校へ提出いただき、児童の視覚機能の把握にも努めております。

町や教育関係者が連携して、弱視の早期発見と、その後の適切な対応を進めていくことが、児童生徒の健康を守る上で大変重要であると考えております。これからも引き続き健診の充実を図り、児童生徒の視力健康の維持に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 丁寧な答弁ありがとうございます。1番のコミュニティセンター施設についてなのですが、こちらは要望として、新しく整備されるコミュニティセンターにふさわしく、現状に即した利用しやすい規約となるようお願いいたします。

2番に対して、丁寧な答弁をいただきましたので、とても安心しました。現在の取組を継続していただきますようお願いいたします。

3番目は、都団地については、町にお願いした理由は、東京都では都営住宅の空き住戸を災害避難所として活用し、7区4市と協定を結んでおります。滑川町におきましても、埼玉県が管理する県営住宅の空き住戸を、空いている部屋を同様に災害時の避難所として活用できればと思い、町にお願い申し上げました。

再質問させていただきます。今後の対応等が分かったら教えてください。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、谷嶋議員の再質問に答弁いたします。

初めに、先ほどの答弁の中で、「社会福祉法」と発言しましたが、正しくは「社会教育法」になりますので、訂正をさせていただきます。

それでは、都団地について答弁をいたします。一時避難場所の今後の対応でございますが、現在は先ほど答弁した方針に基づき、埼玉県住宅供給公社より使用が可能な住戸のリストが届くのを待っている状況でございます。リストが届き次第、町が受けた住戸1か所を選定し、埼玉県知事宛て

に行政財産使用許可申請書を提出し、使用許可を得ることとなります。使用許可が出れば、公社からその住戸の鍵を町で受け取り、災害が発生した際に一時避難場所として使用することとなります。

本件は、埼玉県行政財産使用許可となるので、毎年更新手続をしていく必要がございます。町は、本件の県営住宅の避難場所の利用対象者としては、一般の避難者ではなく、集団行動が難しいといった方や、そのご家族のような避難行動要支援者を予定しております。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 埼玉県が管理する県営住宅と、滑川町が災害避難所として利用できる協定ができれば、埼玉県では第1号となると思われます。これは大変意義があると考えられます。大変だとは思いますが、引き続きよろしくお願いします。

私の一般質問は、これにて終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、谷嶋稔議員の一般質問を終わります。

◇ 小 澤 実 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位3番、議席番号1番、小澤実議員、ご質問願います。

〔1番 小澤 実議員登壇〕

○1番（小澤 実議員） 1番、小澤実、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

通学路の安全確保について。通学路の安全確保は、学校、PTA、警察、道路管理者、地域住民が連携し、合同点検（ハード対策）と見守り活動（ソフト対策）のPDCAサイクルを回すことが重要であります。

ハード面では、物理的な設備の道路環境の改善があります。歩道、防護柵の整備、路側帯のカラー舗装ハンプ、スムーズ横断歩道、信号機・歩行者用灯器の改善、注意喚起の表示。ソフト面では、ゾーン30・ゾーン30プラス、時間帯通行規制、合同点検の実施、見守り活動、交通安全教育等があります。上記の内容は、通学路等の交通安全対策として国土交通省が掲げています。

私は、令和3年4月より町立宮前小学校通学ボランティアの活動を、羽尾1区中組地区の3名の方々と協力しながら小学生、中学生の見守りを行って、今日までは事故等もなく胸をなで下ろす状態です。

そこで、町道159号線が、我が家の東側急カーブの歩道付道路であります。当該道路ですが、町道になる前の県道深谷一東松山線当時から交通事故が多発発生しており、町道として平成22年3月に認定され、それ以降も交通事故が多発しています。

今年の令和8年1月2日と、その後4月8日にも発生し、いずれも人身事故ではなく自動車単独物損事故であり、事故車両がガードレールに衝突し、その都度ガードレールが大きく破損し、修復

を建設課に対応していただく事案であります。

また、今年の２月12日には、倉林集会所南側の町道9685号線では山からの倒木があり、一時町道を塞ぐ事案でありました。この倒木事案は、私が朝の散歩で帰宅途中の午前6時過ぎに発見し、当該山林の所有者をたまたま知っていたため連絡をして、同場所に来てもらい、所有者が倒木したクヌギの木をチェーンソーで切断し、撤去しました。当該道路は、東西の両側が山林で日中でも薄暗く、通学路としては安全、安心ではありません。

そこで、以下２点について質問をいたします。

１、町道159号線の事故対策についての対応を伺います。

２、通学路に設置している山林等の枝、木等の伐採についての対応を伺います。

以上、２点よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次、答弁願います。

質問事項１、通学路の安全確保についてのうち、①、町道159号線の事故対策についての対応を福島建設課長に、質問事項２、通学路の安全確保についてのうち、②、通学路に隣接している山林等の枝、木等の伐採についての対応を吉野産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、小澤議員の質問にご答弁いたします。

質問事項１、通学路の安全確保についてのうち、①、町道159号線の事故対策についての対応についてでございますが、町道159号線の交通安全対策につきまして、日頃より通学ボランティア活動を通じ、児童生徒の見守りにご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げます。また、事故発生時には、迅速な連絡や対応をいただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

ご質問の道路は、議員もご承知のとおり、埼玉県が県道東松山線として整備した道路です。平成22年３月15日に埼玉県から移管を受け、町道159号線として現在は町が維持管理しております。移管対象区間は、県道深谷―東松山線のうち、羽尾南交差点から滑川町役場北交差点までの延長2,823メートルとなります。

町道移管後の交通安全対策につきましては、当該路線が通学路となっていることから、地元の要望を踏まえ、平成23年度及び24年度に、歩車道境界ブロックの上へ約600メートルの区間でガードレール設置工事を実施しました。また、地元より大型車通行規制の要望があり、警察との協議を重ね、平成25年８月26日から大型車通行禁止道路として、羽尾南交差点から滑川町防災備蓄センター（旧の滑川消防分署）の交差点までの間で大型車通行規制が実施されております。

さらに、平成26年度には、ご質問にありましたカーブの区間において舗装修繕工事を実施するとともに、路面標示の更新を実施しております。加えて、夜間におけるガードレール接触事故が多発していたことから、令和４年度には夜間に光る道路誘導標を設置し、夜間の安全対策を講じたこと

ろでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、吉野産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 吉野和弘登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（吉野和弘） 産業振興課長、小澤議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項１、通学路の安全確保についての②、通学路に隣接している山林等の枝、木等の伐採対応について答弁させていただきます。山林からの倒木や枝葉の越境等の連絡、報告があった場合には、職員により現地の確認、現況写真のほうを撮影し、山林の登記簿上の所有者に対し位置図及び現況写真のほうを添付した所有地、山林の適正管理についての通知を送付し、対応をお願いしております。

今後については、所有地、山林の適正管理について、町広報紙やホームページを利用し、周知を図れればと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○１番（小澤 実議員） 建設課、産業振興課の丁寧な説明、ありがとうございました。

それでは、まず最初に建設課に対する再質問をいたします。町道159号線の１月２日の事故は、正月早々の朝の乗用車単独事故でありました。このときはちょうど小中学生が冬休み期間中であつたので、事故等に遭遇しなくて本当によかったと思っております。

また、４月の事故につきましては、朝８時ぐらいの軽乗用車の単独事故でありまして、私はたまたま通学ボランティアから帰宅をして、自宅内の居間でお茶を飲み、テレビを見ているときの事故でした。ドカンという大きな音で外に出てみると、すっかりガードレールに軽ワゴン車がドアをもぎ取ったような状態でありました。

たまたま小学生は当該場所を約30分ぐらい前に通過したときでしたが、中学生がまだまだ自転車で通学途中でありました。たまたま事故車両と遭遇しなくてよかったのですが、１月と４月の当該事故の運転手さんからいろいろと話を聞いた情報ですと、坂を登るので、アクセルを踏み込んで勢いよく坂を上がってくると、突然急カーブになり、アクセルを戻してブレーキを踏んだけれども、カーブがきつくて曲がり切れずにガードレールに衝突したと言っていました。両者ともけがはせずによかったのですが、乗用車、軽ワゴン車は大破して自力走行不能の状態でありました。

今後、いつ何どき、巻き込まれ事故に小中学生が遭遇するとは分かりません。ないほうがよいのですが、今後、建設課としての今後の対応策をお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、小澤議員の再質問に答弁いたします。

建設課としての今後の対応策についてでございますが、引き続き地域住民や関係機関から要望、意見を踏まえながら、必要な安全対策を検討してまいります。具体的には、現地の交通状況や交通発生状況を注視し、警察と連携を図りながら注意喚起看板や路面標示の充実と工夫、視線誘導施設の追加設置など、さらなる安全対策の必要性について研究してまいります。また、通学路として利用されている路線であることから、児童生徒をはじめとする歩行者の安全確保を最優先に、継続的な道路環境の改善に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 分かりました。今後、死亡事故のないことを祈っていますので、早急に研究成果を出していただきまして、安全安心な通学路の確保の対応をお願いいたします。建設課については以上でございます。

次に、産業振興課に対しての再質問を1点お願いをいたします。倉林集会所の南側の町道9685号線ですけれども、山からの約20センチぐらいの倒木であり、一時町道を塞ぎました。先ほどもお話を申し上げたように、たまたま私は朝の散歩でそれを発見して、私が何とかしてその倒木をどかさうとしたのですけれども、とても重くて、そのクヌギの木を一人ではどかさずできませんでした。そんな関係がございます。

また、これとは別なのですけれども、羽尾神社の入り口なのですけれども、これは片側が山林に接した通学路であります。この通学路は、産業振興課の担当職員より、その山林の所有者に対して伐採依頼通知の通知文を送付いただきまして、2か所についてはきれいに伐採をしていただきまして、大変きれいになりまして危険等もなくなって助かっている状況であります。

しかし、まだまだ実施していない箇所が数多くあります。その箇所を通学路脇の立ち木の枝、枝葉等がはみ出している状況であります。今後、このような未実施の場所の対応策があればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 吉野産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 吉野和弘登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（吉野和弘） 小澤議員の再質問に答弁させていただきます。

未実施の箇所については、再度の通知発送も含めた対応を行ってございます。個人所有の土地に対しては、以前から同様な対応をお願いしてございます。枝葉等が通学路にせり出している等、安全に通行ができないような場合については、産業振興課のほうでも緊急対応で行っているのが実情でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） ありがとうございます。未実施の場所については、再度通知の発送を含めたことから、いろんな策を講じているということをお願いしております。

それで、通知文が受理とかされないようなお宅がもしありましたら、出向いて、その対応を今後お願いしていただければと思いますので、これも一日も早く安心安全な通学路となりますようにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、小澤実議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は1時55分とします。

休 憩 （午後 1時39分）

再 開 （午後 1時55分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 井 上 章 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位4番、議席番号14番、井上章議員、ご質問願います。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 14番、井上章です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問事項1、役場周辺整備ということで、滑川町役場周辺は、町の計画上、まちづくり交流エリアと位置づけられています。役場を中心として公民館や図書館、体育施設など、こうした公共施設を1か所に集約する方針が示されています。この取組には大きなメリットがあり、建物を分散させない管理コストの削減や、福祉・教育・行政機関を一体化する相乗効果もあります。さらに、老朽化対策や財政効率の観点から複合化、集約化が全国的にも求められており、滑川町でも同様な方針だと思われます。新たな公共施設の建設においては、福祉センターは完成し、新コミュニティセンター再整備事業は役場隣接地に新設計画が進められています。

これで新コミュニティセンターが完成をすれば、あとは本格的な遊具付公園ではないでしょうか。以前にも一般質問いたしました、滑川町には本格的な遊具付公園がありません。滑川町市民の憩いの場には、特徴的な公園群で1か所に巨大広場を造るのではなくて、各地域に小さな居場所を置く分散型なのであります。役場管理棟南側に小さな公園がありますが、町の中央にある公園としては少し中途半端な規模ではないでしょうか。ぜひ役場周辺整備の一環として、将来的に町の中央である役場に隣接した土地に、中規模の防災、建築、遊びの本格的な遊具を備えた複合公園を一つの核として役場周辺に整備したらどうか、以上の関連で質問いたします。

①、役場周辺整備の一つとして、現在のコミュニティセンターはいずれ解体をされると思います

が、正式に跡地利用は決まっているのか。

②、旧コミュニティセンター解体後の跡地に隣接する土地を地権者に協力していただき、役場周辺整備のため購入をしたらどうか。

③、旧コミュニティセンターに隣接した土地は、新コミュニティセンター建設の候補地にもなった土地だと思います。かなりハードルは高いと思いますが、この場所に将来、町民の憩いの場になる遊具付防災機能を兼ねた複合公園を建設したらどうか、町の考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、質問事項２、通学の安全対策。滑川町の通学時における安全対策においては、特に登下校時の不審者対策がかなり重要な問題で、子どもたちが安全に通学できるのも、地域の見守り活動や通学ボランティアの皆さんが子どもたちに寄り添い、毎日活動を行ってくれているおかげだと思います。そして、町からは、小学校の新１年生に毎年防犯ブザーを配付していただいている。町内の３校が対象です。人の見守りとブザーの二重安全で、不審者対策の対応になるのではないのでしょうか。

スクールバスは安全ですが、利用しない子どもたち、福田地区は人口が少なく、人の目がほぼない地域なので、低学年の下校時が特に心配です。学童を利用して迎えに行く親も多いと聞いており、家庭の負担も増えています。

中学生においては、ほとんどが自転車通学です。交通事故のリスクを減らすため、2026年４月から交通反則通告制度、いわゆる青切符が始まりました。この制度には年齢制限があり、16歳以上が対象で、16歳以下の人は警告指導がこれまでどおり行われ、その取扱いに変更はないとされます。しかし、日本では、自転車が歩道と車道のどちらも走れるケースがあり、ルールの曖昧さが事故を増やす要因にもなっていると思います。以上のことから質問いたします。

①、まず小学生の通学時ですが、防犯ブザーだけでは心配だと言われるご両親もいるかと思います。GPS端末やキッズ携帯などの対応は家庭判断で、滑川町としては許可をしているのか、またはそれぞれの学校の判断になるのか、お聞きします。

②、中学生が自転車通学に使用するヘルメットですが、町が中学１年生に全員配付なのか、一部補助金なのか、昔は小学生のときにもらっていたような記憶がありますが、現在はどのような状況なのかをお聞きいたします。

③、中学生の自転車通学は、滑川町のほとんどの歩道を走っているかと思いますが、違反に該当しないのか。

続きまして、質問事項３、入学祝金。自治体が独自に義務教育が始まる小学校の入学祝金を支給している背景には、主に少子化対策や定住促進、そして子育ての支援の教育費負担軽減という３つの大きな狙いがあるかと思います。この施策は法律で義務づけられたものではないため、実施の有無や金額、条件は自治体によって大きく異なると聞いており、入学時は制服や体操着、学用品などで出費が一気に増えるため、そのタイミングで支援することで、子育てしやすい環境をつくろうと

しているのではないのでしょうか。

地域ごとの事情に合わせた支援が行われているかと思いますが、秩父市などでは入学時に一律5万円の支給、全く支給していない自治体もあります。また、違う形での助成もあり、まちまちであります。

そこで、質問いたします。滑川町においては、どのような形で入学祝金を支給しているのか、所得制限の有無や定住条件などもあるのか、質問をさせていただきます。

質問事項3点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、役場周辺整備についてを稲村総務政策課長に、質問事項2、通学の安全対策についてを齋藤教育委員会事務局長に、質問事項3、入学祝金についてを宮島福祉課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、井上議員の質問事項1、役場周辺整備について答弁いたします。

新しいコミュニティセンターの建設に対し、ご理解をいただいておりますことに感謝申し上げます。初めに、①、現在のコミュニティセンターの跡地利用についてでございますが、新しいコミュニティセンターの完成後は、既存施設は役目を終えるため、解体する計画となっております。解体後は、役場周辺のまちづくり交流エリアの公共施設の利便性を向上するため、駐車場として利用することを検討しております。

次に、②、現在のコミュニティセンター隣接地の購入についてお答えいたします。令和5年度に作成した滑川町コミュニティセンター施設整備基本計画では、現在のコミュニティセンター及びその東側民有地を建設候補地の一つとしておりました。東側の民有地は、現在、田んぼとして使用されており、現コミュニティセンターよりも地盤が約1メートル以上低くなっております。ここに新しいコミュニティセンターを立地した場合、土地の購入費に加え、かなり大規模な造成費用がかかるため、候補地として適さないという評価結果となり、候補地から除外した経緯がございます。

現在のコミュニティセンターに隣接する土地は、地権者にご協力いただき利用することができれば、第6次滑川町総合振興計画基本構想のまちづくり交流エリア内であることから、町民の利便性の向上や交流機能の強化に重要な役割を果たすことが期待できます。

しかし、土地の利用に当たっては、大規模な造成工事が必要になるため、財政上の大きな課題が生じます。現在進めているコミュニティセンター建設事業に大きな予算が伴うことと、現時点で購入後の利用目的が明確でないため、ご提案いただいた土地を購入する予定はございません。

次に、③、遊具付の防災機能を兼ねた複合公園の整備についてお答えいたします。新しいコミュ

ニティセンターは、指定避難所としての機能も有し、太陽光発電や非常用発電機、備蓄倉庫を備える設計となっております。また、屋外にはマンホールトイレや受水槽を設置し、施設内全体が防災拠点となるような施設を目指しております。遊具付の防災機能を兼ねた複合公園については、新しいコミュニティセンターの完成後に、改めて町全体の防災対策を勘案しながら、児童福祉、公園管理の所管課と一緒に必要性を調査研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、井上議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、通学の安全対策についてのうち、質問1、小学生の通学時のGPS端末やキッズ携帯などの対応についてでございますが、平成21年に文部科学省より発出された「学校における携帯電話の取扱いについて」の通知において、GPS端末やキッズ携帯など小中学校へ持込みについては原則禁止となっていることから、学校生活のルールや生徒指導上の観点等から基本的には学校判断としており、その上で各学校とも許可しておりません。

しかしながら、GPS端末などは児童生徒の位置情報を把握することにより、登下校時や郊外活動時の安全対策に寄与する可能性があることも承知しております。GPS端末の持込みの可否については、国や県、近隣自治体の動向を注視し、必要な情報の収集や分析を行い、関係機関と連携しながら当該課題に対する対応を考えてまいります。

続いて、質問②、中学生が自転車通学に使用するヘルメットについてでございます。中学生が自転車通学に使用するヘルメットにつきましては、滑川町交通安全対策協議会より寄贈され、新中学1年生全員を対象に無償で配付しております。平成29年度までは小学1年生を対象に同協議会より寄贈され、配付されておりましたが、ヘルメットの使用が主に見込まれるのが中学校の自転車通学時であること、小学生のときに配付したヘルメットの場合、中学卒業時には耐用年数を超えてしまうこと、また成長するにつれヘルメットのサイズが合わなくなることなどから、中学校への自転車通学に使用できるよう、平成30年度より翌年度に中学校の入学を控えた6年生のときに全員無償配付を行っております。

質問③、中学生の自転車通学は滑川町のほとんどの歩道を走っているかと思うが、違反に該当しないのかについてでございます。

道路交通法において、原則、自転車は車道を通行することと定められておりますが、同法第63条の4第1項において、道路標識、道路標示により歩道を通行することができるとされている場合、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、一定の障害を持つ方が運転をする場合、そして車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得

ないと認められる場合などについては、例外的に歩道を通行することが許可されております。このようなことから、歩道を走ったからといって即座に違反となるものではありません。しかし、この場合であっても、歩道上では歩行者を優先し、車道寄りの部分を徐行しなければならないと規定されています。

また、令和8年4月1日の道路交通法改正により、自転車運転者が信号無視や一時不停止などの違反行為に対して交通反則通告制度が導入されました。こちらは議員おっしゃるとおり、16歳以上が対象となっているため、中学生についてはこれまでどおりの指導警告が基本となります。

したがって、中学生の場合も原則として車道を通行する必要がありますが、特定の通行条件により歩道を通行することが可能となります。ただし、いかなる場合も歩行者を優先し、歩道での安全な通行が確保されることが重要です。

学校では、毎年、交通安全教室を開催し、自転車の乗り方や交通ルールの指導を行ってまいりましたが、引き続き今回の道路交通法の改正内容も含め、交通ルールの周知徹底を図り、子どもたち自身が交通安全について理解し、交通社会の一員として自覚を持った行動ができるよう指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、井上議員の質問事項3、入学祝金について答弁いたします。

町では、子育て支援の一環として、平成15年度より第3子以降の子を対象に、出産時に出産祝金の支給を開始いたしました。その後、より長く滑川町に住み続け、子育てに励んでいただきたいと、平成29年度からは出産祝金から子育て支援金へと給付の形を見直し、第3子以降の子の出産時だけでなく、出産時及び小中学校入学時の支給とすることで子育て世帯の方への支援を行ってまいりました。

令和5年度からは、出産・子育て支援を目的とした他の給付制度が拡充され、出生順位にかかわらず受給できるようになったため、出産時の支給を終了し、現在は、令和5年3月31日以前に出生した第3子以降の児童で、出産時に支援金の給付を受けた方を対象に、小中学校入学時の支援金の給付を行っております。

支給については所得制限はございませんが、条例により支給対象者として、本町の住民基本台帳に記載された後、引き続き町内に住所を有し、第3子以降の児童を出産または養育するものとされており、住所を有した期間が1年を満たさない者は、その期間が1年を経過したときに受給資格を有すると定めております。

なお、前述したとおり、令和5年度からは他の給付制度が拡充されたことに伴い、本給付事業の令和5年度以降、新規の受付は行っておりませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 役場周辺整備について再質問させていただきます。

現在のコミュニティセンターの隣接地の地盤が1メートル以上低く、かなり大規模な造成費用がかかると答弁があり、候補地から除外した経緯は了解しております。利用目的がコミュニティセンターではなく、公園や駐車場であったとしたら、1メートルもかさ上げをする必要もないのではと思います。

現在のコミュニティセンターの東側民有地は、新コミュニティセンター建設候補地にもなった土地ですが、どのくらいの坪数があるのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、井上議員の再質問に答弁いたします。

ご質問の用地については、全部で12筆で7,276平方メートルとなります。また、全てが農地となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 新コミュニティセンター建設のために買おうとしていた土地、約3,000坪近い土地になるという答弁がありましたが、この広さだと複合公園や職員の駐車場などを設置してもまだまだ余裕があるのではないかと思います。川沿いに舞台を設置して、桜を見ながらのお祭りやイベントなど夢が膨らむばかりです。

役場に隣接した土地の拡張においては、実現性があるのがこの土地しかないと思いますが、将来を見据え、まずは協力いただける地権者に土地を売ってもらい徐々に広げていく、そのような形は取れないのか、質問をさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

先ほども答弁したとおり、現在進めているコミュニティセンター建設事業には、大きな予算が伴うことと、現時点で購入後の利用目的が明確でないため、ご提案いただいた土地を購入する予定は現在ございません。

役場周辺は、まちづくり交流エリアに指定されていることから、新しいコミュニティセンターが完成した後は、このエリア全体の状況を把握しながら、公共施設の拡張も一つの選択肢として、さらなる町民の利便性の向上や交流機能の強化を調査研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 万が一、地権者の協力が得られて、土地が滑川町のものとなって、将来的に利用目的が複合公園や駐車場に決まった場合、この土地は田んぼや畑って農地だと思いますが、農地転用が許可されて公園や駐車場が整備できるのか、その辺をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 吉野産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 吉野和弘登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（吉野和弘） 産業振興課長、井上議員の再質問に答弁させていただきます。

再質問いただきました農地、田んぼ等については、第3種農地となりまして、公園等の事業計画等によっては農地転用の可能性がある土地となります。転用手続等細かい内容につきましては、農業委員会を経由し、埼玉県の許可を行います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 確かに今の答弁を聞いて、かなり複合公園建設においては財政の面においてもハードルが高く、本当に難しいと思うのですが、私が思うのは、現在完成している福祉センターや、これから建設が始まる新コミュニティセンターなど役場敷地内の建設となるわけで、これはこれで大きなメリットがあるかと思います。まず、土地代がかからないことや管理コストの削減、役場を中心にいろいろ全てが済んでしまう利便性など。一方で、犠牲になることもあります。職員の駐車場や役場と総合体育館の間の駐車場、これは仕方ないことですが、建物で土地が減るわけではなくて、土地は減らないですね、駐車場として使用ができなくなると。少し残念な気持ちにもなります。

役場周辺整備の考え方の一つとして、土地取得イコール必ず建設ではなくて、まずは空き地を確保することも大事ではないかなと思います。本格的な遊具や健康器具などを設置する複合公園においては、町民の憩いの場所になるし、滑川町の魅力度アップにもつながると思いますので、ぜひ必要性を調査研究していただければなと思います。これは要望とさせていただきます。

次に、最後に、質問事項3の入学祝金について2点ほどお願い申し上げます。令和5年3月31日以前に出生した第3子以降の児童で、出産時に支援金の給付を受けた方を対象に、小中学校入学時の支援金を行っているかと答弁がありましたが、小学校入学時は幾らか、中学校時は幾らなのか、具体的な給付額を教えてくださいなと思います。

もう一点は、令和5年度以降、新規の受付を行っていないと、これをちょっと詳しく説明をお願いできればなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、井上議員の再質問に答弁いたします。

まず初めに、給付額の件でございますが、小学校入学時、中学校入学時、それぞれ5万円ずつの給付となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、令和5年度以降、出産時の新規の受付を行っていない経緯でございますが、令和5年度から、いわゆる伴走型の子育て支援ということで、妊娠時から出産時を広くカバーする、こちらの給付事業のほうが、健康づくり課所管の事業になりますが、出産・子育て応援給付金ということで開始をされました。こちらは、妊娠時5万円、出産時に5万円の助成を行うということで、合計10万円を出生順位にかかわらず、もう1人目のお子様から給付するという新たな給付事業が開始されたことに伴いまして、第3子以降のみに給付する、こちらの事業のほうを廃止するということが決定をさせていただきました。

なお、こちらの事業は、令和7年度からは妊婦のための支援給付金ということで、また事業名が変わっておりますが、内容等大きな変更はございませんので、ここで申し添えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） いずれも手厚い支給が行われていると思います。

私の質問は、以上で終わらせていただきます。いずれも丁寧な答弁をありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、井上章議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日3日は午前10時に開会し、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて延会とします。大変ご苦労さまでした。

(午後 2時25分)

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和8年第252回滑川町議会定例会

令和8年6月3日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（１４名）

１番	小澤	実	議員	２番	上野	葉月	議員
３番	瀬上邦久	久	議員	５番	阿部弘明	明	議員
６番	西宮俊明	明	議員	７番	北堀一廣	廣	議員
８番	松本幾雄	雄	議員	９番	赤沼正副	副	議員
１０番	原徹	徹	議員	１１番	谷嶋稔	稔	議員
１２番	中西文寿	寿	議員	１３番	吉野正浩	浩	議員
１４番	井上章	章	議員	１５番	内田敏雄	雄	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稲村茂之
税務課長	松葉良次
会計管理者兼 会計課長	権田尚司
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	上野聡
健康づくり課長	関静
環境課長	島田昌徳
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	吉野和弘
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	齋藤訓行
上下水道課長	神田等

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	大林具視
書記	宮島美咲
録音	高坂真理子

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第252回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。

◇ 中 西 文 寿 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位5番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

1番、防災行政無線の難聴対策とSNS（公式LINE）の有効活用。本町の防災行政無線は、広範囲をカバーする大出力スピーカーを採用しているが、地形や建物の遮蔽、気象条件等により、音が大き過ぎる、音が小さ過ぎる、反響して内容が聞き取れないといった声が依然として多い。町は、これまでもメール配信や戸別受信機の設置を推奨してきたが、高齢者からは、設定が煩雑、機器が場所を取る等の理由で敬遠される傾向にあり、普及が進んでいるとは言い難い。

一方で、本町の公式LINEは登録数も多く、町民にとって身近な情報インフラとして定着しています。そこで、防災無線の補完手段として、現在の対策の周知状況を確認するとともに、LINEのさらなる活用について町の考えをお伺いしたいです。

①、防災行政無線の難聴対策の現状と課題について。防災行政無線の聞こえづらさ、音量差や声の重なりに対し、現在、町が把握している課題は何か。また、現在推奨している戸別受信機の設置実績と、設置を敬遠する町民、場所を取る、常時通電への抵抗感等の声に対して、どのような対策を考えているか。

②、防災情報の多重化と周知の在り方について。メール、戸別受信機など、町が提供している防

災無線の代替手段について、それぞれのメリット、デメリットを整理した上で、広報等で町民に分かりやすく報知し、最適なものを選んでもらったかどうかと考えるが、いかがか。

③、公式LINEを防災無線の補助手段として活用することについて。公式LINEは、文字情報として手元に残るため、聞き逃した点などの確認には大いに役立つ。特に緊急を要する行方不明者情報などは、その特徴を後から再確認できるなどメリットは大きい。防災無線の放送内容を即座にLINEで自動配信する仕組みを導入すべきと考えるが、町の見解を問う。

2、駅周辺における環境美化の推進と喫煙マナーの向上に向けた施策。駅は町の玄関口であり、その景観は町の印象を左右する重要な要素です。現在、森林公園駅周辺では、パンやおにぎりの包装フィルム、ペットボトル等のついで捨てが散見されます。設置されている看板を確認すると、家庭ごみの持ち込みへの警告や、たばこ、空き缶の禁止図記号が主となっています。

しかし、実際に今問題となっているプラスチック包装等のついで捨てに対する抑止力としては不十分であり、利用者が自分事として捉えにくい状況にあります。また、多様な文化背景を持つ外国人の方々への配慮も必要です。

一方、喫煙マナーについても課題があります。町のたばこ税は一般会計歳入、ここはちょっと間違っておりまして、町税になりますが、の約5%を占める貴重な財源であり、喫煙のマナーに十分に気をつけている方も多い中、大変言いにくいことではありますが、一部の吸い殻のポイ捨てが駅の美観を損ねているのは残念ながら事実です。

近隣の東松山市、嵐山町、小川町、さらに過料規定を持つ坂戸市など、周辺自治体では既に駅周辺の喫煙制限が条例化されています。これらを踏まえ、住民の負担を増やすことなく、企業や関係機関と連携した実効性のある対策を講ずるべきと考え、以下に質問いたします。

①、看板デザインの刷新と多言語・視覚化への工夫。駅周辺の看板には、たばこ、空き缶の絵が描かれたものもありますが、実態として散乱しているおにぎりの包みやペットボトルといったごみは、現在のデザインでは禁止対象として直感的に伝わっていないのではないのでしょうか。駅利用者の動態に合わせ、捨てられやすいごみの種類を具体的に示すピクトグラムへの刷新や、多言語表記を取り入れることで、外国人を含む全ての利用者に、ついで捨て禁止を自分事として自覚させる工夫が必要だと考えますが、町の考えをお伺いします。

②、行政・企業・シルバー人材による連携と、隣接自治体との統一した啓発掲示。駅周辺の美化には工業団地内の企業を巻き込むことが重要と考えるが、既存の町内美化運動は日曜開催のため、工業団地内の企業の参加が困難です。そこで、一般住民の負担増を避けつつ、平日に動ける町職員やシルバー人材センター、任意参加のボランティア、そして輪番でもよいと思いますので、工業団地企業が連携した平日クリーン活動を新たに創設できないのでしょうか。

また、工業団地が東松山市にまたがっている特性を考慮し、東松山市と協力して、ごみの持ち帰りや、喫煙マナーを呼びかける統一デザインのポスターを作成し、両市町の境界を意識させない形

で駅構内や周辺に掲示することは有効と考えますが、町の見解をお伺いします。

③、周辺市町の状態を鑑みた条例化と、鉄道事業者との連携強化。周辺の東松山市、坂戸市、小川町、嵐山町では、既に条例によって駅周辺の喫煙が制限、禁止されています。当町においても、駅の玄関口としての美観維持と受動喫煙防止のため、条例化を検討すべき時期ではないでしょうか。

あわせて、森林公園駅北口にある東武鉄道所有の休憩スペースについても、同社の協力を得て禁煙表示やマナー啓発を強化すべきと考えますが、町の方針をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項１、防災行政無線の難聴対策とＳＮＳ（公式ＬＩＮＥ）の有効活用についてを稲村総務政策課長に、質問事項２、駅周辺における環境美化の推進と喫煙マナーの向上に向けた施策についてを島田環境課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の質問事項１、防災行政無線の難聴対策とＳＮＳの有効活用について答弁いたします。

初めに、防災行政無線とは、県及び市町村が地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災・応急救助・災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて平常時には一般行政事務に使用できる無線局と位置づけております。滑川町は、平成４年に免許を取得しております。

そこで、質問の①、防災行政無線の難聴対策の現状と課題についてでございますが、防災行政無線の課題は、放送した際に、聞こえにくいといった問合せがあることと、防災行政無線の近くに住んでいる方から、音が大きくてうるさいといった意見があることです。聞こえにくい方については、戸別受信機の設置を勧めたり、電子メールが利用できる方には、防災メールの登録をお願いしております。また、放送の音がうるさいという場合には、スピーカーの音量を下げるか、スピーカーの向きを少し変えるなどして対応しております。以前は、電話で聴取するテレホンサービスも導入しておりましたが、利用者の減少により現在は廃止しております。

次に、②の防災情報の多重化と周知の在り方についてでございますが、防災行政無線の代替えとして、戸別受信機やメールの受信で対応しております。それぞれのメリット、デメリットについては、メールのメリットは、携帯電話やスマートフォンを所持しており、メールの受信を設定していれば、滑川町にいらなくても情報を受信できることや、防災行政無線が聞こえなくてもメールで内容を確認することができることでございます。逆に、デメリットは、まず携帯電話、スマートフォンを所持していなければならないこと、またメールの受信設定の仕方によっては、受信拒否や迷惑メール等として受信してしまう可能性があることです。

戸別受信機のメリットは、防災行政無線が聞こえにくくても屋内にいれば受信機から放送内容を聞くことができ、たとえ聞き逃してしまっても、放送内容を再度聞くことも可能という点にあります。デメリットは、受信機の設置場所と電源等の確保が必要なこと、状況によっては壁に穴を開けるなどの設置工事が必要になることで、設置工事は町に費用負担が発生することがございます。

携帯電話やスマートフォンの普及により、できるだけメールやSNSを使った方法で防災情報を受信してもらえるように、今後も積極的に周知を図ってまいります。

次に、③の公式LINEを防災無線の補助手段として活用することについてでございますが、中西議員ご指摘のとおり、防災行政無線は音声のみの聴取によるもので、文字情報として手元に残るほうが後で確認もできることから、より有効であると考えております。現在、町でも公式LINEを中心に各種行政手続きができるように進めているDX推進の一つとして、防災行政無線の放送内容をLINE登録者へ配信できるようにシステムを構築しているところでございます。防災情報につきましても間もなくLINE配信が実現できるものと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、島田環境課長、答弁願います。

〔環境課長 島田昌徳登壇〕

○環境課長（島田昌徳） 環境課長、中西議員のご質問、質問事項2、駅周辺における環境美化の推進と喫煙マナーの向上に向けた施策につきまして答弁させていただきます。

初めに、質問事項①の看板デザインの刷新と、多言語・視覚化への工夫について答弁させていただきます。

駅周辺の環境美化につきましては、滑川町の玄関口として重要であると認識をしております。町では、滑川町の環境をよくする条例において、空き缶・空き瓶・買物袋・紙くず・煙草の吸い殻等の散乱防止を定めており、また県条例においても廃プラスチック類を含めたごみの投棄禁止が規定されております。

しかしながら、現在、駅周辺では、パンやおにぎりの包装フィルムや空き缶やペットボトルなど、いわゆる容器包装ごみやたばこのポイ捨てごみが見受けられる状況がございます。ご指摘のように、現在設置している看板表示が実際に散乱しているごみの実態と必ずしも一致していない面がございます。今後は、議員ご提案のごみを視覚的に示したピクトグラムを活用や多言語対応につきまして、外国人にも認識しやすい看板への切替えや設置を順次行ってまいります。

次に、質問事項②の行政・企業・シルバー人材による連携と、隣接自治体との統一した啓発掲示について答弁させていただきます。

駅周辺の環境美化につきましては、行政だけでなく駅を利用する方、また雇用する各企業や周辺の各店舗等が連携して取り組むことが重要であると考えております。現在実施しております環境美化の日は、日曜日開催となっておりますが、議員ご提案の平日における清掃活動につきましては、

企業等が参加しやすい仕組みづくりという観点から有効であると認識をしております。

現在、町ではシルバー人材センターへ月8回、町内の清掃作業を委託しておりますが、今後につきましては、平日に実施可能な清掃活動の在り方につきまして、工業団地会などと連携の上、実施に向け検討してまいります。特に工業団地内企業につきましては、地域貢献活動として既に積極的な取組をいただいている企業もあり、多くの企業に参加いただける仕組みづくりについて検討してまいります。

また、工業団地が東松山市とまたがっていることから、ポイ捨て防止や喫煙マナーの向上に関する看板のデザインやポスターなどについても東松山市と協議してまいります。

次に、質問事項③の周辺市町の状況を鑑みた条例化と、鉄道事業者との連携強化について答弁させていただきます。

条例化による路上喫煙対策につきましては、駅周辺的美観維持や受動喫煙防止の観点から重要な課題であると認識しております。一方で、喫煙される方への一定の配慮や対象区域の設定、運用体制など整理する課題もあることから、現在、近隣自治体の取組状況や条例内容について情報収集を進めております。また、駅施設等における禁煙表示やマナー啓発につきましても、鉄道事業者に対し協力をお願いしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、防災行政無線の難聴対策とSNSの有効活用についてです。まず、我が町のDX推進の一環として、防災無線のLINE配信システムを構築中であり、間もなく開始されとのこと、町側の迅速な対応を高く評価いたします。町民の期待も大きいものと思います。そこで、幾つか具体的にお伺いします。

第1に、答弁にあったSNSの定義でございますが、今後の運用体制と併せて質問します。町が言うSNSとは、今回システムを構築している公式LINEを主軸として指していると理解してよろしいでしょうか。高齢者にとっても他のSNSに比べてLINEは圧倒的に普及しており、操作も容易です。まずは、このLINEに注力した対応が必要と考えますが、見解をお伺いします。

また、このLINE配信は、夜間や休日の緊急放送、特に行方不明者捜索などにあっても、タイムラグなしに自動で即座に配信される運用体制になっているのでしょうか、詳細をお伺いいたします。すばらしいシステムであるからこそ、従来の手段との組合せ、いわゆる情報の多重化が重要になっていきます。

第2に、高齢者層へのフォローと周知の在り方についてです。先ほどの答弁では、私がただしました戸別受信機……

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、一問一答でお願いしたいと思うのですが。

○12番（中西文寿議員） 失礼いたしました。

○議長（内田敏雄議員） よろしいですか。

○12番（中西文寿議員） はい。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の再質問に答弁いたします。

初めに、今回システム構築している公式LINEを主軸として指しているかということでございますが、行政におけるSNS、ソーシャルネットワーキングサービスとは、国や地方自治体などの公的機関が住民とのコミュニケーション、迅速な情報伝達、地域の魅力発信などを目的に活用するデジタル広報・広聴ツールのことで、従来の広報紙やウェブサイトのような一方通行の情報発信とは異なり、住民と双方向でつながれる点が大きな特徴でございます。

法律上の統一定義はございませんが、総務省などが、利用者同士が情報を発信・共有し、交流できるインターネットサービスと説明をしております。主なSNSとしては、X、インスタグラム、LINE、TikTok、フェイスブックなどがございます。中でもLINEは国内最大の利用率を誇り、世代を問わず深く生活に定着していることから、町でも積極的に利用活用に取り組んでおりますので、先ほどのこともLINEを軸として検討をしております。

また、運用体制でございますが、情報発信をしたい課・局の職員が発信原稿の案を作成し、その後決裁を受けてから、LINE発信の主管課である総務政策課から発信することとなります。災害や防犯等の緊急放送は、災害と防犯の主管課が総務政策課となるので、決裁等は必要になりますが、できる限り即時に発信することは可能となっております。

現在進めている防災無線の内容をLINEで発信する方法も、防災無線の原稿を作成し、決裁までは同様でございますが、無線放送後は直ちにメールとLINEで同時発信される仕組みとなっております。これらのデジタル関係の情報発信は、あくまでも職員が在庁していることが条件であります。そのほかにも、行政ならではの運用上の課題、注意点も重要な要素となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） 詳細なご答弁ありがとうございました。

それでは、2点目でございますが、高齢者層へのフォローと周知の在り方についてです。先ほどの答弁では、私がたどしました戸別受信機の設置実績について、具体的な数字のご回答がありませんでした。現在、本町における戸別受信機の累計配布台数及び全世帯数に対する設置割合はどの程度なのか、改めて明確な数字を教えてください。普及が伸び悩んでいるのが実情ではないかと考えております。

そういう状況にもかかわらず、機器を敬遠する高齢者層に対して、メールやSNSを周知すると

いう答弁では、スマホを持たない、あるいは操作が困難な世代の現状を無視した机上の空論になってしまいます。高齢者が戸別受信機を敬遠している課題への具体的なアプローチ及び私が提案した各手段のメリット、デメリットを整理して、町民に分かりやすく比較、報知するという点について、先ほどは明確な回答がなかったと思います。

スマホを持たない高齢者層へのフォローも含めて、町民が自分に合った防災情報の受信手段を主体的に選べるように、LINE運用の開始に合わせて「広報なめがわ」やホームページ等で分かりやすく比較特集を組むべきと考えますが、広報の工夫について町の考えを再度お伺いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の再質問に答弁いたします。

先ほどいただいた質問の中の戸別受信機の台数と役割でございますが、答弁漏れがあり大変に失礼をいたしました。戸別受信機の設置実績は、学校や集会所等を除いた個人宅への設置台数は99台になります。6月1日現在の世帯数が8,655世帯であることから、設置率は1.14%になります。おおむね大多数の方は、問題なく防災行政無線が聴取できていると認識をしております。

もう一つが高齢者層へのフォローと周知の在り方でございますが、防災行政無線が聞き取りにくい方に案内しているメール等を利用した受信方法については、中西議員ご指摘のとおり、防災情報のLINEの運用開始に合わせて「広報なめがわ」で、またホームページに特集記事等を掲載してまいりたいと考えております。

なお、防災メールや町公式LINEの受信方法を理解してもらう以前に、スマートフォンの使い方が分からない方を対象に、公民館事業として、令和4年よりスマホ教室を毎年開催し、昨年は総務政策課でもDX推進の観点からスマホ講座を開催いたしました。令和7年までにスマホ教室は延べ183人、昨年のスマホ講座は延べ65人が受講しております。

現代社会において、住民生活にとってSNSの活用は重要であることから、引き続き高齢者等へのスマートフォンに不慣れな方や不得意の方のレベルアップを丁寧に図ってまいりたいと考えております。あわせて、中西議員ご指摘のとおり、広報やホームページでも分かりやすい説明方法に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、戸別受信機の設置実績は、個人宅で99台、設置率が1.15%という具体的な数字をお示しいただきまして、ありがとうございます。

町では、大多数の方が問題なく聴取できているというふうに認識されているということでございましたが、私はこの99台という数字については、今逆に感じまして、戸別受信機は設置場所の確保

ですとか配置の煩わしさといった一定のハードルがあるにもかかわらず、それでも設置せざるを得なかったというご家庭が99件もあるということなのかなというふうに思います。

聞こえづらさゆえ、悩みながらの機器への抵抗感ですとか、そもそも戸別受信機があるということを知らないために声を上げられずにいる、言わば潜在的に困っている町民というのは結構いるのではないかなというふうに思います。なので、その辺のところはもうちょっと町としても危機感と言ったら大げさかもしれませんが、ご協議をいただければいいのではないかなというふうに思います。

その一方で、スマホ教室ですとか講座を継続的に開催して、延べ200人以上の高齢者層のデジタルディバイド解消に向けて地道に努力されていることにつきましては、担当課のご尽力に心から敬意を表します。行政の都合を押しつけるのではなく、住民のレベルアップに寄り添おうという姿勢は大変心強いものであります。

その努力をさらに実効性のあるものにするために、新たなLINE運用の開始に合わせて「広報なめがわ」やホームページに特集記事を掲載すると明言されたことは、大きな前進として高く評価いたします。

そこで、この記事の内容について、1点強くくぎを刺ささせていただきたいと思います。掲載する特集については、単にLINE配信が始まりますという行政側の一方的なお知らせにとどまるのではなく、先ほど答弁でも整理していただいたとおり、防災メール、戸別受信機、そして新しく始まるLINEにはそれぞれ一長一短があります。ぜひ、広報やホームページの特集においては、これら全ての手段のメリット、デメリットを分かりやすく一覧化した比較表を必ず載せてください。

スマホを持つ現役世代やアクティブシニアには手元に残るLINEを勧め、スマホを持たない高齢者層には戸別受信機という選択肢、これを分かりやすく掲示する。町民の皆様が、自分の生活様式に合わせて、最適な防災情報の受信手段を主体的に選べるような親切的な広報特集に仕上げていただくことを強く要望いたします。

SNSは利用しないという方であっても、家族や友人との連絡用としてLINEだけはスマートフォンに入れており、日常的に使っているという町民、特に高齢者層が圧倒的多数を占めています。これほど町内に広く浸透し、全世代が日常的に利用しているインフラは、LINEをおいてほかにありません。この圧倒的な利用率を誇るLINEを防災や行政サービスに広く活用しない手はありません。

私自身も町の公式LINEを利用して施設の予約を行っておりますが、24時間いつでも手軽に手続ができ、非常に重宝しております。今回の防災無線のLINE連携も含め、本町の公式LINEは、町民の生活を豊かにするすばらしい可能性を秘めております。せっかく優れた情報インフラも特定の課だけの取組にとどまっていたのでは宝の持ち腐れです。この便利な公式LINEの機能を防災だけではなく、住民サービスに関わるあらゆる部署、全ての課が我が事として捉え、町民の利便性

向上のために積極的に活用してくださることを強く求めます。

新しいLINEシステムの導入という町の努力が難聴に悩む全ての全町民の安心安全につながり、さらには滑川町全体のDXの力強い推進力となることを期待いたしまして、次の駅周辺における環境美化の推進と喫煙マナーの向上に向けた施策のほうに移らせていただきたいと思います。

すみません、前置きが長くなりましたが、それで再質問ですが、こちらにつきましても各項目につきまして大変前向きで、町の玄関口をよくしていこうという前進の姿勢が見えるご答弁をいただき、大変感謝しております。ありがとうございます。

町から前向きな方向性が示されたからこそ、本施策を形骸化させることなく、実効性のあるものとして着実に推進していただくために、何点かお伺いしたいと思います。

1つですが、今回の答弁では、看板の切替えを順次行う平日クリーン活動を実施に向けて検討する等方向性を示していただきましたが、具体的にいつ何から動き出すのかというタイムスケジュールが、全項目において示されておられません。急に詳細な工程表を求めるのは酷かもしれませんが、玄関口の美化は待ったなしの課題と考えます。

そこで、本日いただきました各施策について、具体的にどのような工程で進めていくのか、そのロードマップをいつまでに作成し、議会や町民に示すことができるのか、そのお考えをお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員） 島田環境課長、答弁願います。

〔環境課長 島田昌徳登壇〕

○環境課長（島田昌徳） 環境課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

駅周辺の不法投棄の状況や経過につきましては、今月より確認をしております。また、不法投棄場所の範囲や看板設置場所の選定や看板のデザインの検討につきましては、今年度中に行ってまいります。

また、看板につきましては、現在、既存の看板の在庫もございますので、在庫がなくなる状況を勘案いたしますと、来年度の作成や設置となることをご了承願います。また、看板の作成には予算措置も伴いますことをご了承願います。

次に、平日クリーン活動でございますが、東松山市や工業団地会への相談につきまして、来年度中の実施を目標に、今年度早急に行ってまいります。特に実施につきましては、工業団地会や各企業にもご協力いただくことから、十分に日程や実施方法等につきましても相談してまいります。

次に、駅施設等における禁煙表示やマナー啓発につきまして、今月中に相談を行い、了解が得られれば、順次ポスター掲示などの協力をお願いしてまいります。

次に、シルバー人材センターへの委託費でございますが、環境課では令和8年度約213万円でございます。委託内容でございますが、町内全域の資源ごみの収集場所570か所の維持・清掃や、町内全域の道路のり面等の不法投棄ごみの回収を行っております。仮に面積案分とした場合、駅前に

限って費用を算出するとすれば、町内面積約30平方キロメートル、そのうちの100分の1とすれば2万1,300円、50分の1とすれば4万2,600円の額となります。このほか、建設課において、シルバー人材センターへ駅前広場等清掃事業委託費として571万2,000円がございます。

なお、建設課分につきましては、業務場所や季節等により場所や人員のかけ方が変わりますので、案分は困難でございます。

委託内容につきましては、森林公園駅前広場、つきのわ駅前広場ほか、町内ポケットパーク、土塩球場、都第一・第二公園ほか、町内の公園9か所及び駅駐輪場のごみ拾いや清掃、ごみの片づけ、トイレ清掃、落ち葉や枯れ枝の清掃、軽微な草むしり等を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ご答弁ありがとうございました。

各施策のロードマップにつきましてでございますが、今年度中、あるいは今月中という非常に明確でスピード感のあるスケジュールを示していただきました。町の玄関口を早急によくしていこうという強い決意と熱意を感じるご答弁でありまして、高く評価させていただきます。

看板のピクトグラム化・多言語化については、来年度の予算措置や在庫を見極めながら確実に進めていただくこと、また平日クリーン活動については、工業団地や東松山市と早急に協議の場を設け、企業も参加しやすい持続可能な仕組みをつくっていただけるよう大いに期待をしております。東武鉄道への今月中のアプローチも含め、ぜひ強力に推進をお願いしたいと思います。

シルバー人材センターへの委託費につきましても、建設課分も含めた全体像をお示しいただきました。こちら合わせまして800万円弱ということですのでけれども、かなり広範囲でのお話ということでありまして、今回質問をさせていただいている駅周辺のポイ捨てに関する金額を割り出すことは、困難であるということが分かりましたので、そちらは結構でございます。

いずれにしても、金額的には結構大きなことでございまして、その中におけるごみ拾いや、ごみの片づけにおける作業員の皆様の努力、また、精神的な負担はかなりあるのではないかと思います。週二、三回、年間を通して献身的に汗を流して下さっているシルバー人材の方々のおかげで、かろうじて美観が保たれているという実態を私たちは重く受け止める必要があるのではないかなというふうに今感じました。

利用者のマナーさえ守られれば、ごみ処理に係るコストや労力は確実に削減でき、その分を公園の遊具の改修ですとか、さらなる住民サービスの向上へ有効に活用できるはずです。こうした財政的に社会的なコストを一人一人の意識改革に向けていくためにも、ぜひ今回ご答弁いただいた各施策につきましては、不可欠な施策にもなりますので、進めていただければと思います。

町の玄関口であります駅周辺が誰もが心地よく利用できる美しい場所となるよう、今回お示しいただいたスケジュールに沿って、関係各課が連携して、一步一步確実に実行に移していただくこと

を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、中西文寿議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は10時55分とします。

休 憩 （午前10時43分）

再 開 （午前10時55分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位6番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 議席番号6番、西宮俊明。議長のお許しをいただき、質問をさせていただきます。

質問事項1、町内の交通安全の推進について。本年4月1日からは交通反則通告制度が導入されました。これは、一定の交通違反に対して交通反則通知書（青切符）が交付され、反則金を納付したときは、刑事手続に移行することがなく起訴されない制度です。特に全国的に自転車の重大事故が多く、交通安全のために重要な制度であり、交通ルールでは、自転車は車道が原則左側を通行、歩道は通行可の標識・道路標示がある場合などに限られ、歩道を通行できる場合でも歩行者を優先となっています。

滑川町、滑川町交通安全対策協議会、滑川町交通安全地域の会も様々な機会に交通安全の啓発活動に取り組んでいます。交通事故を根絶する意識がさらに高まっていくことを願います。

そして、交通安全のためには、道路の整備も重要であります。本町では県道ときがわ熊谷線の大木橋側道橋が完成しました。これにより、中学生の登下校など、安全性の確保の点で大きく改善されました。この工事の実施から完成までには、先達、先輩議員、関係者の皆様の積年の不屈の取組があったということをお聞きしています。今後も必要な工事が実施され、町内の交通安全の推進となることを願います。

①、大木橋側道橋が完成した時点で振り返り、この工事の概要、費用を教えてください。

質問事項の2、自治会役員の負担軽減について。全国的に自治会の加入率の低下が問題となっています。役員の負担が大きいことも要因の一つであると言われています。本町では、ここ数年、役員の負担を軽減し、自治会長や補助員からも、特に集金の負担が各段に軽減されて本当によかったという声をお聞きしています。今後も工夫改善を重ねていただきたく質問します。

①、集金業務の負担をどのように軽減してきたか、経緯をお聞かせください。

②、さらに負担軽減の取組として、電子回覧板の導入はできないでしょうか。

実施している自治体の事例では、紙の回覧板を一切廃止するのではなく、世帯登録方式でデジタル化を促進して、紙の回覧を希望する世帯を可視化して必要数を届けています。このことにより、物理的な仕分けや配布作業を大幅に軽減できます。このような方法を実現させるには様々な課題があると承知していますが、将来的な実施の可否も含めて調査研究ができないでしょうか。

質問事項の3、熱中症対策のための給水スポットの設置について。今年も大変に暑い夏が予想されます。熱中症問題は深刻さを増しています。本町では、福田小、月の輪小、滑川中体育館にエアコンが設置されました。宮前小に関しても迅速に進めていただいています。小中学校体育館の設置率は全国平均22.7%で、国は2035年までに95%の設置率にすることを目指しています。本町は、全国に先駆けて整備を進めていただきました。

そして、熱中症対策の一環として、給水スポットについて質問させていただきます。熱中症予防には、冷水を小まめに補給できることが大変有効であります。役場には紙コップを備えた給水・給茶機があり、冷水も飲むことができ、私も町民の皆様との懇談の際に飲み物をいただきながらありがたさを実感しています。

そして、近年では、ペットボトル等のプラスチックごみの削減につながるマイボトルへの給水スポットが広がっています。町の子どもたちは、マイボトルに飲み物を入れて登校していますが、園内・校内に給水スポットがあれば、飲んだ後にまた冷水を補充でき、熱中症予防に有効活用できます。

環境省の熱中症環境保健マニュアルには、5度Cから15度Cの冷水は、直腸温の上昇を抑制し、体温を下げることで熱中症予防に効果的とあります。夏場の水道水の水温は約25度Cになります。

①、宮前小体育館の空調設備の設置に向けての進捗状況を教えてください。

②、役場内の給茶機の導入の経緯と現在のランニングコストを教えてください。

③、今後、町の公共施設（新しく建設されるコミュニティセンターも含めて）に、給水スポットを設置する検討をしていただければありがたく、町の見解をお聞かせください。

④幼稚園・小中学校に給水スポットを設置することは熱中症対策に有効であり、検討を進めていただきたく、教育委員会の見解をお聞かせください。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項1、町内の交通安全の推進についてを福島建設課長に、質問事項2、自治会役員の負担軽減についてと、質問事項3、熱中症対策のための給水スポットの設置についてのうち①、宮前小中学校体育館の空調設備の設置に向けての進捗状況についてと、②、役場内の給茶機導入の経緯と現在のランニングコストについてと、③、今後、町の公共施設に給水スポットを設置することについてを稲村総務政策課長に、質問事項3、熱中症対策のための給水スポットの設置についてのうち④、幼稚園・小中学校に給水スポットを設置することについてを齋藤教育委員会事務局長に、それぞれ

答弁願います。

初めに、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、西宮議員のご質問にご答弁いたします。

質問事項１、町内の交通安全の推進についてのうち、①、大木橋側道橋が完成した時点で振り返り、この工事の概要、費用を教えてくださいについてでございますが、一般県道ときがわ熊谷線の滑川を渡る大木橋につきましては、昭和45年に完成し、平成18年に上流側の歩道が追加整備されました。その後は、大木橋前後の歩道が整備された後も、橋だけが片側歩道の状態が長く続いておりました。大木橋下流側につきましては、利用者が安全に通行できる空間が十分ではなく、交通量の多い車両と近接した状況での通行となっていたことから、地域の関係者の皆様により、安全対策を求める声が多く寄せられておりました。そんな中、多くの方の尽力をいただき、県の事業が開始された次第であります。

埼玉県東松山県土整備事務所より事業概要を伺ったところ、令和３年度に詳細設計業務委託、令和５年度に用地測量業務委託、令和６年度に用地買収、令和６年10月から側道橋の下部工事に着手し、令和７年３月に側道橋上部工事、続いて取付道路工事を実施し、令和８年３月30日に全ての工事が完了し、供用開始となりました。

側道橋の概要は、延長33.1メートル、有効幅員2.5メートルの歩道橋となっております。また、事業費につきましては、測量設計費、用地費、橋梁工事費、附帯工事費を合わせ、総事業費が２億1,000万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、西宮議員の質問事項２、自治会役員の負担軽減についてと、質問事項３、熱中症対策のための給水スポットの設置について答弁いたします。

初めに、①の自治会役員の負担軽減についてでございますが、町から自治会に依頼していた金銭を取り扱う集金業務としては、交通災害共済の加入申込み、日本赤十字社の会員募集、社会福祉協議会の会員募集、赤い羽根の共同募金、歳末たすけあい募金などがございます。中でも、交通災害共済の加入依頼が金額も高額となります。交通災害共済は、加入したい方の申込書及びお金を班長が集め、補助員が取りまとめた上で、区長が郵便局で振込を行っていたため、集金の手間やお金の管理、振込に要する時間、加入者控への返却等に多大な負担を要しておりました。

そこで、区長会議等で協議を重ね、令和８年度から、加入希望者は個人で、郵便局のゆうちょ銀行または役場窓口にて手続をする方法へ変更いたしました。

なお、小中学生分については、例年どおり、滑川町交通安全対策協議会の事業として、一括で全

員の加入手続を行っております。

また、自治会ごとに、役員の負担軽減に工夫を凝らして対応しているものもあるようでございます。

このように、交通災害共済の加入手続がなくなったことが、負担軽減の最大の要因と認識しております。なお、現在までに交通災害共済の加入手続で大きな混乱などはございません。

次に、電子掲示板の導入でございますが、自治会の負担軽減やデジタル化を考え、電子回覧板を導入している自治体も増えていることを認識しております。滑川町では既に、広報紙や回覧物はホームページ上で掲載をしており、自ら情報を得たい方については、ホームページを閲覧していただければ内容を確認することが可能となっております。同様に、公式LINEでも発信していることから、LINEからの確認も可能となっております。

町からの情報発信のみであれば、現状の方法でも十分であると考えます。しかし、紙の回覧物を必要としている世帯も一定数あるのも現実であります。配布する家庭と配布しない家庭が混在すると、自治会の役員の負担が増すことも予想されます。電子回覧板の導入は、今後、区長会とも協議・検討をしながら、既に実施している市町村や費用対効果など、調査研究を進めてまいりたいと思います。

次に、質問事項3、熱中症対策のための給水スポットの設置についてのうち、①、宮前小学校の空調設備の設置に向けての進捗状況についてでございます。令和8年1月21日に設計施工管理業務委託を設計業者と契約し、設計は完了しております。現在はその設計に基づき、5月25日に工事の入札を行い、業者が決定しましたので、本議会において、追加議案として請負契約の締結について議決をいただきたいと思います。と思っております。

当初は、小学校の夏休み中を利用して工事を実施する予定でございましたが、昨今の社会情勢の影響等により、機械設備の納品が遅れる可能性もございます。できる限り早く、遅くとも年内中に工事が完了するように進めてまいります。

次に、②の役場内の給茶機の導入の経緯と現在のランニングコストでございますが、給茶機の導入の経緯は、以前、役場にも用務員がおり、業務の一環としてお茶出し等を行っておりました。その後、人事異動により不在となったことで、人件費との費用対効果等を検証し、平成22年より来庁する住民及び職員の福利厚生のため、ロビーに1台、執務室に3台、計4台の給茶機を設置いたしました。

給茶機のランニングコストは、1台当たり月額5,000円の清掃・保守点検つきのリースになります。ただし、給茶機に入れる茶葉は、詰め替え商品を1か月当たり総額で2万4,000円以上購入すると、借り上げ料金が1台分無料となります。このことから月額ではばらつきが生じますが、年額の合計では、令和7年度は58万3,504円、1台当たり14万5,876円となっております。

次に、③の公共施設への給水スポットの設置についてでございますが、滑川町では、クールステ

ーション滑川と称して、夏季の猛暑時における熱中症対策とともに、家庭での節電対策の一環として、役場のロビーや図書館、コミュニティセンター、保健センター等の公共施設を外出時における一時休憩や緊急避難の場所として開放しているため、クールステーションとしての利用状況や、費用対効果等を調査研究してまいりたいと思っております。ただし、役場ロビーにおいては、引き続き給茶機を設置し、水分補給と併せてご利用いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項3、熱中症対策のための給水スポットの設置についてのうち、④、幼稚園・小中学校に給水スポットを設置することについてでございます。こちらにつきましては、近年、夏季の気温上昇に伴い、熱中症のリスクが高まっていることは広く認識されており、学校生活においても子どもたちへ安全な環境を提供することが重要であると考えております。

学校における熱中症対策につきましては、埼玉県教育委員会より発出されております熱中症対策ガイドライン等に基づき、水筒を持参するなど、熱中症対策を各学校において進めているところでございます。

ご質問の幼稚園・小中学校に給水スポットを設置することにつきましては、子どもたちが自発的に水分を補給できる環境を整え、熱中症の予防につながることを期待できる有効な手段の一つと考えております。

一方で、給水スポットを設置するためには、初期投資としての設備の購入費用や、定期的な点検や清掃、水質管理に伴うランニングコスト、これらの維持管理を行うための費用が必要となり、財政的負担や設置箇所、設置台数の検討、またその安全性や衛生面の問題、利用促進の課題など、これらのメリット、デメリットを勘案し、慎重に検討する必要があります。

このようなことから、幼稚園や小中学校に給水スポットを設置することにつきましては、国や県の動向、先進自治体の事例、近隣自治体の状況なども踏まえて調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） いずれにしても、丁寧なご答弁、大変にありがとうございます。

まず、質問事項の1の町内の交通安全に関しまして、これは再質問ではなく、感想になりますけれども、今お聞きしまして、大木橋側道橋のような大きな工事には、それだけかなりの時間がかかることが分かりました。今後も長期の計画で予定されている県道の工事など、ぜひ町内の交通安全のために順調に行われることを願います。

質問事項の2に関しまして再質問させていただきます。自治会役員の負担軽減ということで、今年度からの交通災害共済の手続の方法の変更、またこれは昨年度から、日本赤十字社の会員募集と、社会福祉協議会の会員募集に関しても、時期を合わせていただいたこと、これも大きな負担軽減となっていて感謝いたします。

そして、滑川町の公式LINEは、非常に有用なものであると認識しています。現在、スマホがかなり普及していますが、スマホを所有している町民の大多数の方が、町の公式LINEを活用するとよいと思いますが、この公式LINEの受信端末数、つまりどのくらいの人数の方が公式LINEで町からの情報発信を受けているのか、これは分かりますでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、西宮議員の再質問に答弁いたします。

ご質問の公式LINEの受信端末数でございますが、登録者件数としてお答えをさせていただきます。5月末現在での登録件数は2,631件となります。今後もLINE機能の拡充を図りながら、引き続き登録者数の増加を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） ありがとうございました。

今回の町の広報にも公式LINEの案内が出ていましたけれども、本当に人数が増えていくとよいと思っております。電子回覧板の導入から活用までは、様々な課題があることを承知しています。今後とも調査研究を進めていただければと思います。

自治会は、地域住民のつながり、地域の防災の観点でもなくてはならないものであり、減らせる負担は減らしながら、少しでも充実した自治会運営が行われるために、今後も町の支援をお願いいたします。

続いて、質問事項3に関する再質問をさせていただきます。宮前小学校の体育館の空調設備の設置に向けての進捗状況についてですけれども、当初、宮前小の体育館に関しては、建て替えが前提となるので、ユニット型の空調機器を設置すると聞いていました。ユニット型の空調は、従来の通常の設備より、冷房・暖房性能が劣るという報道を目にしていたのですが、今回、福田小や月の輪小と同様な性能の機器が設置されるということで、大変に喜ばしいことだと思います。そのように変わった経緯を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、西宮議員の再質問に答弁させていただきます。

ご質問の宮前小学校体育館のエアコン設置の経緯でございますが、当初、教育委員会では、別の

機器を検討していたことは承知をしております。総務政策課では、避難所としての考えを中心に、この間、他の空調機器との比較検討を行ってまいりました。経済性、ランニングコスト、機能性、静粛性、また価格、メンテナンス、体育館建て替えまでの想定期間と機器の耐用年数等、総合的に判断して、福田小学校と月の輪小学校と違う機器を導入するのではなく、同様の製品を選定をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、役場内の給茶機と給水スポットを併せて再質問させていただきます。役場内の給茶機は、大変にありがたく、今後も存続していただければと思います。給水スポットに関して、今後の調査研究を進めていただき、新設されるコミュニティセンターへはぜひという思いがあります。設置を含めて検討をお願いします。

そして、これは具体的な提案になりますが、既存の公共施設で給水スポットの有効利用が最も想定されるのは、役場隣接の総合体育館であると思います。夏場も多くの町民の方や中学生等が利用していますが、先行的に、まずは実証実験的という意味合いでも、総合体育館に給水スポットの設置ができないでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、西宮議員の再質問に対し答弁させていただきます。

総合体育館に給水スポットの設置ができないでしょうかというご質問に対しまして、総合体育館につきましては、夏場も多くの方に利用いただいている施設であることは承知しております。現在は、利用者それぞれが熱中症対策を取っていただいております。

給水スポットの設置につきましては、先ほどの答弁でありましたとおり、学校施設同様、財政的負担や設置箇所、設置台数の検討、またその安全性、衛生面の問題、こういったことを踏まえまして、今後、調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） ありがとうございます。

それではもう一つ、先ほどの事務局長の答弁の中でありましたことに対してなのですが、現在、現時点でも6月初旬でありながら、既に暑い日々が続いています。答弁いただきましたように、幼稚園・小中学校では、熱中症対策を細かく進めていただいていると聞いています。具体的などのような取組を行っているか教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、西宮議員の再質問に答弁させていただきます。

学校における熱中症対策について、具体的にどのようなことを取り組んでいるのかという質問に対しまして、本町では、全ての学校・園におきまして、水筒を持参しての登校・登園を許可しております。

水筒は1年を通して持参することが可能となっております。また、汗からは水分と同時に塩分も失われるため、汗で失われた塩分も適切に補うために、それを補給できる飲料を利用するとよいとされていますので、気温や活動内容等に応じて、スポーツドリンクの持参も推奨しております。

そのほか、各校の熱中症対策といたしましては、小学校では、昇降口にミストの設置、またネッククーラーや冷却タオル、登下校時の日傘の使用、中学校では、クールビズ期間として、気温に合わせて、制服ではなく半袖・ハーフパンツでも生活できる期間を設定しております。また、各教室、エアコンの活用も行うことで、熱中症の対策を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） ありがとうございました。

最後に、要望ですけれども、幼稚園・小中学校に給水スポットを設置することには、様々な課題があることは承知しています。その中で、近隣自治体では、課題をクリアして、子どもたちに大変喜ばれている事例も聞いています。ぜひとも調査研究を進めていただき、熱中症対策の大きな一助となる給水スポットの導入について、前向きな検討をお願いいたします。

いずれにしましても、一つ一つの質問に丁寧にご答弁いただき感謝いたします。ありがとうございました。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、西宮俊明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時29分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 原 徹 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位7番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議員番号10番、原徹です。議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項1、議会の一般質問への対応と管理について、まず質問させていただきます。行政（町執行部）と議会は車の両輪の働きをしながら、住民のために仕事をしていると言われています。実際には、議案の審議を通じて、執行部の提案の内容を議会がチェックするほか、一般質問を通じて政策の執行をめぐる問題について問いただすことにより、その両輪の役割を果たすことになります。

そのうち、一般質問については、一般質問の質問の場で明確な回答がなされ、一件落着となる事項もありますが、中にはその後の対応が必要となるものもあります。今後の課題とする、あるいは調査研究を進めるなどの答弁となる事項です。

そこで質問です。これらの今後調査・研究を進めます等の答弁となった一般質問事項のその後の進捗管理はどのようになっているのでしょうか、ご教示いただきたいと思います。

続きまして、質問事項の2です。職員の人事管理についてお伺いいたします。今年も4月の新年度を迎え、役場においても人事異動がありましたが、人事異動の状況と対応についてお伺いいたします。

①、今春の人事異動の内示はいつ行われ、何人が異動したか教えてください。

②、業務の引継ぎはどのように行われているかご教示ください。

③、引継ぎ事項を含めた業務のマニュアル化は行われているのかお教えください。職員の定員管理と人材の活用につきましては、令和6年3月議会でも一般質問させていただきましたが、改めて何件か追加で質問させていただきたいと思います。

④、今年の春の新規職員採用人数と定員充足状況はどうなっているのかご教示ください。

⑤、数年前から始まった定年延長の影響は、職員の定員充足にどの程度寄与しているのか、現在、定年延長により就業している人数は何人いるのかご教示ください。

⑥、職員は定期的な人事異動によって広く役場の業務を経験し、ジェネラリストとして各業務に従事しています。令和6年3月の一般質問では、業務によっては専門領域に特化したスキルを持った人材育成の必要性を認識しており、各種研修を通じて人材育成、有資格職員の採用等計画的に人材確保に努める旨の答弁をいただきました。

専門的な知識・経験を有したスペシャリストの育成、確保も必要との考えも示していただいたわけですが、役職定年を迎えた職員の中には、それまでの業務の経験の中で特定分野に深い専門的な知識を持った人材もいると思われます。

そこで、これらの職員をその得意な分野のスペシャリストとしてご活躍いただければと思いますが、いかがでしょうか。

質問事項3に行きます。空き家問題についてです。全国的に空き家が増加しており、その管理が

問題となっています。本年5月8日の埼玉新聞の記事によると、全国の総住宅数に占める空き家の割合は、1988年には9.4%だったものが、2023年には13.8%となり、2043年には25.3%、実に4件に1件に達する見通しとのことです。

令和6年6月議会でも、都市計画法第34条第11号に関して空き家の数を伺いましたが、今回改めて空き家について伺います。

①、前回、令和4年度空き家実態調査に基づく空き家戸数は136戸と伺いましたが、その後、新たな調査は行われたでしょうか。現在、把握している空き家の棟数をお答えください。

②、空家等対策特別措置法（空家等対策の推進に関する特別措置法）に基づき、倒壊などの危険や衛生、景観、防犯上の問題が著しく周辺的生活環境に悪影響を及ぼすため放置が不適切と判断した特定空家、また、その一步手前である管理不全空き家は何棟ありますでしょうか。

③、空き家が放置されると倒壊などの危険が生じるほか、空き家にアライグマ等の有害鳥獣がすみついて被害が生じる可能性もあると思います。町内ではそのような被害は生じていないでしょうか。

④、空き家の増加の傾向と対策について、ご教示いただきたいと思います。

質問事項4です。交通安全施設についてお伺いします。先日、地域の住民の方から森林公園駅北口から月輪方面へ向かう町道108号線のちょうど羽尾から月輪に入る辺り、具体的にはつきのわ動物病院の手前になりますが、そちらの丁字路交差点が左カーブで見にくくて危険なので何とかならないかとの要望を伺いました。当該場所に信号機を設置する等の安全対策は取れないでしょうか、回答をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、議会への一般質問への対応と管理についてと質問事項2、職員の人事管理についてと質問事項4、交通安全施設についてを稲村総務政策課長に、質問事項3、空き家問題についてのうち、①、現在把握している空き家の棟数についてと②、空家等対策特別措置法（空家等対策の推進に関する特別措置法）に基づく特定空家、管理不全空き家の棟数についてと④、空き家の増加の傾向と対策についてを福島建設課長に、質問事項3、空き家問題についてのうち、③、アライグマ等の有害鳥獣の被害についてを島田環境課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、議会への一般質問への対応と管理についての①、の進捗管理についてでございますが、一般質問をいただいた内容について、事業を所管する課・局長が、答弁内容からその都度調査研究を行っているものと認識をしております。町として統一的なスキームは持っておりま

せん。

調査研究しますという答弁は、行政側が慎重な姿勢を示すもので、今後も透明性と責任感を持った答弁を心がけることで、議員各位や町民との信頼関係を強化し、より効率的な行政運営に努めてまいります。

なお、調査研究によって危険性や緊急性等が判明すれば、即時対応が必要なものにつきましては、早急に対応しております。調査研究や費用がかかるものにつきましては、必要性和実現性等を考慮し、優先順位をつけて予算措置等を講じて対応してまいります。

次に、質問事項２、職員の人事管理のうち、①、人事異動の内示についてでございますが、令和８年３月25日に人事異動の内示を行いました。昇格等の職員を除き、役職定年職員を含む異動した職員は23名になります。

次に、②の業務の引継ぎについてでございますが、人事異動に伴う業務の引継ぎについては、異動職員による引継ぎ書の作成や、異動者同士による面談による直接引継ぎを行っており、通常業務内容だけではなく、課題や懸案事項も引き継ぐとともに、組織内でも上位役職者を含めて情報共有を図って対応しているところでございます。

次に、③の引継ぎ事項を含めた業務のマニュアル化でございますが、全ての業務について統一的なマニュアル化には至っておりません。しかしながら、住民記録や税、福祉等の基幹業務につきまして、標準準拠システムの導入により、業務フローや操作手順の標準化が図られたことで、新たに担当となった職員におきましても、一定程度円滑に業務を遂行できる環境整備が進んでいると認識をしております。今後につきましても、業務引継ぎ事項の整理や業務の共有化を進め、人事異動時における業務継続性の確保に努めてまいります。

次に、④の今春の新規採用職員についてでございますが、昨日自己紹介した４名を採用いたしました。定数条例により職員の定数は、議会の事務局・部局の職員２名、町長の事務局・部局の職員108人、選挙管理委員会の事務局・部局職員５人、監査委員の事務部局、職員３人、農業委員会の事務部局の職員３人、教育委員会の事務部局の職員30人及び地方公営企業の職員10人となっております。

また、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務部局の職員は、町長の事務部局の職員をもって兼ねることができると規定しておりますので、これらの人数を除く職員の定数合計は150人になります。令和４年４月１日現在で職員合計数は134人となっております。

定数条例に基づく職員定数と比較すると16人の差数となりますが、令和６年３月定例会において答弁した令和６年３月１日現在の職員合計数は128人であり、６人の増員となります。近年では、定年退職前の普通退職等の増加により計画どおりの人員とはなっていませんが、職員数においては僅かながら増加しているところでございます。

次に、⑤の定年延長の影響についてでございますが、近年、採用試験の受験者数が年々減少傾向

にある中、定年延長制度は豊富な知識や経験を有する職員を継続的に確保し、職員体制の維持や定員充足に寄与しているものと認識をしております。

令和7年度においては前年度退職者4人、そのうち定年退職1名、普通退職3名でございます。新規採用4人であり、本来であればプラス・マイナス・ゼロでございますが、役職定年の職員3人により職員数が増加をいたしました。

また、令和8年度においては前年度普通退職者3名、新規採用4名でありプラス1名でしたが、役職定年の職員5名となり、職員数は6名の増加となっております。

現在、定年延長職員として勤務している職員は8名になります。段階的に定年年齢が引き上げられていく中で、今後も適正な定員管理に努めてまいります。

次に、6の職員のスペシャリストに関することについてでございますが、一般的に職員が定期的な人事異動を通じて幅広い業務を経験し、行政全般に対応できるジェネラリストとしての能力を培っております。

一方で、複雑化・多様化する行政課題に対応するためには、専門的知識や経験、資格を有するスペシャリストの育成、確保も重要であるという考えは変わっておりません。原議員ご指摘のとおり、役職定年を迎えた職員につきましては、これまで培ってきた専門的知識や実務経験、さらには町民の皆様との関わりの中で培われた対応力や調整力等を生かし、それぞれの得意分野において業務に従事してもらっております。

また、日々の業務を通じて、若手職員や後輩職員に対し、実務上の知識や経験、町民対応のノウハウなどを指導・助言してもらっており、人材育成の面でも大きな役割を担っていただいております。

今後も役職定年の職員に限らず、職員一人一人の経験や能力を生かしながら、組織全体の行政サービスの向上と円滑な業務継続につながるよう努めてまいります。

次に、質問事項4、交通安全施設についてでございます。ご指摘いただいた現地を改めて確認をさせていただきました。町道108号線のカーブの内側に生活道路が接する丁字路があり、視認しづらい交差点となっております。当該地の信号機の設置につきましては、現在まで行政区からの要望はございません。信号機の設置は交通の流れや生活環境にも影響を及ぼすことから、地域住民で話し合っただき、地元の総意として区長を通じて要望を提出していただければ、町長から警察へ信号機設置の要望を実施いたします。

なお、交通安全施設の整備につきましては、建設課が所管をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、原議員のご質問にご答弁いたします。

質問事項3、空き家問題についてのうち、①、前回、令和4年度空き家実態調査に基づく空き家件数は136戸と伺いましたが、その後、新たな調査は行われましたか、現在把握している空き家の棟数をお答えくださいについてでございますが、町が実施しました最新の空き家実態調査は、令和7年度に実施いたしました。町内全域の専用住宅を対象とし、担当職員による戸別訪問、外観調査等により、141戸を空き家と判定いたしました。内訳としましては、市街化区域内51戸、市街化調整区域内90戸となっております。

次に、②、空家等対策特別措置法に基づき、倒壊などの危険、衛生、景観、防犯上の問題が著しく周辺の生活環境に悪影響を及ぼすため放置が不適切と判定した特定空家、またはその一步手前である管理不全空き家は何棟ありますかについてでございますが、令和7年度の空き家実態調査の結果、特定空家、管理不全空き家に指定された空き家はございません。

次に、④、空き家の増加の傾向と対策についてご教示くださいについてですが、町では職員による空き家実態調査により、空き家の現状を調査把握しております。調査対象は専用住宅を対象としており、課税データを用いた所有者情報、上水道の利用状況等の事前調査を実施した上で、現地を訪問し、外観調査を実施、空き家判定を行っております。

過去の調査に基づいた空き家の増加傾向でございますが、令和元年度以降、3度の調査結果では、令和元年度123戸、令和4年度136戸、令和7年度141戸が空き家として判定されており、空き家の総数は微増で推移しております。

また、町内の空き家実態の傾向としては、市野川以北の地区につきましては、特定地域に空き家が集中しているような状態ではなく、高齢化等に起因すると考えられる空き家が各地区に人口数に比例してそれぞれ点在しているという状況でございます。

市野川以南の地区につきましては、空き家全体の戸数に対し、住宅建築後40年を経過する住宅が多く立地する月輪地内の六軒地区等の規制市街地で空き家割合が高くなっており、転居や高齢化等に起因するものと考えられますが、当該地区では、駅に近接するなど地理的条件にも恵まれており、所有者による建て替えや不動産取引等により有効な土地利用が図られており、令和4年の前回調査時に空き家として判定された約半数が、令和7年度調査時では解消されております。

全国的に空き家が増加する傾向にある中で、町の空き家対策でございますが、空き家の発生と空き家に起因する衛生、景観、防犯、防災等の問題化を事前に予防するため、空き家所有者または管理者の方へ適切な維持管理の実施について、建設課窓口、町広報、ホームページにおいて周知啓発を行っております。

また、町では寄せられる空き家に起因した相談・苦情への対応のため、総合的な空き家窓口を建設課都市計画担当に設置しております。担当では、様々な空き家に関する問題をワンストップ相談窓口として幅広く受け付け、相談・苦情等の内容について聞き取り調査を行い、内容を精査・把握した上で、関連する担当部署へ取次ぎを行っております。担当部署へ引継ぎ後、現場確認、各担当

による専門的な調査を行い、問題解決へ向けた対策を実施しております。今後も増加、多様化する問題に対応できる体制を継続し、空き家問題の解消に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、島田環境課長、答弁願います。

〔建設課長 島田昌徳登壇〕

○環境課長（島田昌徳） 環境課長、原議員のご質問、質問事項3、空き家問題についてのうち、③、のアライグマ等の有害鳥獣被害について答弁させていただきます。

現在、町内において空き家の倒壊や建築部材の飛散等による人的・物的被害、またアライグマ等の有害鳥獣がすみつくことによる生活環境被害事案はありません。しかしながら、空き家を適切に管理せず放置した場合には、建築物の老朽化による危険性の増大や雑草繁茂、害虫・有害鳥獣の発生など、周辺住民の生活環境へ悪影響を及ぼすおそれがあります。

環境課では、住民からの相談や情報提供があった際には、現地確認を行い、必要に応じて、所有者等へ適正管理をお願いするなど、関係法令に基づき対応を行っております。

今後も関係各課と協力し、適正管理をお願いし、空き家による生活環境被害の未然防止に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） 皆様、ご丁寧な答弁のほう、ありがとうございます。

何点か、再質問のほうをさせていただきたいと思います。まず、1点目なのですが、その都度、調査研究もして対応していただいているということなのですが、次の質問にも関連していることなのですが、人事異動等がありますと、やはりどうしてもそこで対応が途切れてしまうということが懸念されるところではございますが、引継ぎ等の中で課題、あるいは懸案事項としてしっかり引継ぎもしていただいて、対応していただいているかと思います。その辺は感謝いたします。

そこで、1点質問したいと思うのですが、それらの今後、調査研究を進めます等の答弁をしていただいた一般質問事項につきまして、その後、時を経て質問した事項や要望した事項が実現したような事例や、継続して状況に関与している事例がありましたらご教示いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の再質問に答弁いたします。

実現した事例についてでございますが、総務政策課で所管する直近の事業を、紹介をさせていただきます。

小中学校体育館の空調設置を例に挙げさせていただきます。令和5年9月の議会で初めて小中学校体育館の空調設置の質問をいただき、調査研究する答弁をさせていただきました。その後、令和5年12月の議会で緊急防災減災事業債を活用した財源を示しての質問をいただき、引き続き補助金と起債を含めて調査研究する答弁をさせていただきました。その後、令和6年3月の議会では、災害という緊急性と必要性について質問をいただき、町として設置に向けて検討する答弁をいたしました。令和6年9月議会では、設計の費用を補正予算で計上させていただきました。令和7年3月議会で工事費を令和7年度当初予算で計上いたしました。令和7年9月議会で工事請負契約の議決を経て、現在は工事全て終了しております。

なお、宮前小学校の体育館の空調の設置については、現在、継続して実施をしてまいる予定でございます。

今後も議員各位からいただくご質問、ご提案につきましては、真摯に向き合い、緊急性や必要性、財源の確保等も含めて、総合的に調査研究し、誠心誠意、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。

社会情勢ですとか経済情勢、そして最近は気候の著しい変動とかでいろいろな状況が変わってきていると思います。一般質問の場合は、そういうような状況的にまだ対応に至らないようなことも当然あるでしょうけれども、そのような変化で、喫緊の課題として対応しなければいけないようなことも本当にあるのだと思います。引き続き、執行部の皆様には、我々議員の一般質問等についても真摯に対応していただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、職員の人事管理等について意見を述べさせていただきながら質問させていただきますと思います。人事異動の内示、3月25日ということで1週間弱で新しい部署に異動して引継ぎをしなければいけない。忙しい中でこういうことを対応しなければいけないということで、職員の皆さん本当に大変だと思います。

そこで、引継ぎを含めた業務のマニュアル化をということで提案をさせていただいたわけなのですが、ちょっと前の、私が購読しているぎょうせいさんの「ガバナンス」という地方自治をつくる実務情報誌の中に、山形県の職員のほうで引継ぎ書テンプレートを開発してみたという記事があるのです。引継ぎ書テンプレートというのを作って見たら、それが業務のマニュアルにもつながったということで紹介されていました。

私が職員時代に、県土整備事務所に1年間ほど異動していたのですけれども、県の職員というのは3年程度で本当に定期的に異動しているのです。そうすると、大体3年目の職員はもう4月から来年は異動だということを踏まえて、引継ぎのための準備も始めているのです。習慣化で、それが意味マニュアルにもつながっているのだと思うのですけれども、やはりいろんな業務を経験し

てもらうためには定期的な人事異動は必要だと思うのですけれども、やはり山形県のように引継ぎのテンプレート等を検討しながら、マニュアル化が図られれば、業務もよりスムーズに進むと思います。その辺をぜひご検討いただければと思います。

今春の新規採用4人で、職員数も微増にはなっているというお話をいただきました。なかなか、今、売り手市場の職員採用状況の中で、役場のほうで職員を確保していくのは難しいと思うのですけれども、その中で新規職員の採用と、あるいは定年延長で役職定年後の方々が頑張っているということで、職員数も微増ということで伺いました。

2年前の一般質問のときに、類似団体別の職員数、全国で滑川町が本当に少ないほうのトップのほうにいますということで質問させていただいたのですけれども、再確認させてもらったら、7年4月1日現在でもやはり埼玉県は同様の1万5,000人以上、2万人未満の団体の中で、普通会計の職員は全国で2番目に少ない。数値的には改善はされているのですけれども、なかなか厳しい状況だと思います。

I C Tの導入とかD Xの推進、A Iの活用等で工夫しながら職務を遂行しながら、住民サービスの向上に努めていただいていると思うのですけれども、なかなか厳しい状況ではあると思います。役職定年者に限らず、一人一人の能力を生かしながらサービスの向上に努めていただくという答弁をいただきました。本当に職員の皆様には、役職定年者も含めて今後も活躍していただきたいと思っています。

そこで、再質問をさせていただきます。1997年の旧自治省から個々の職員の持つ能力を最大限に発揮させることを人事管理の目的の一つとして明確に位置づけ、ジョブローテーションを通じて様々な職場をバランスよく経験することで、視野や知識、技術を幅広く深いものにしていく旨の通達がなされたようです。

それ以降、本来は長期間の業務経験を要する専門職にも汎用性のある一般行政職採用の正規職員が異動により配置されるようになり、専門職は異動のない非正規職員となっていったというふうにも言われているようです。

滑川町においても一般行政職の職員は様々な業務に従事する一方、会計年度任用職員は採用時担当業務を最初に割り振って、それ専門に従事してもらうジョブ型の採用となっているのではないかと思います。そうであれば、会計年度任用職員はある意味スペシャリストと言えらると思います。

そこで、一つの考え方なのだと思いますけれども、会計年度任用職員の中にはこのように専門的な知識・スキルを持った人材もいると思われます。これらの職員をスペシャリストとして正規採用職員に登用することも一考に値するかなとも思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の再質問に答弁させていただきます。

会計年度任用職員のスペシャリストとの正規職員の登用でございますが、まず、会計年度任用職員については、地方公務員法の改正に伴い制度化されたものであり、採用に当たっては一般行政職の職員とは異なっております。また、町では採用時においては特定の専門職としてではなく、一般事務等として任用していることから、直ちに正規職員への登用という考えはございません。

原議員ご指摘のとおり、会計年度任用職員の中には、実務経験を通じて専門的な知識や技能、資格を有し、行政運営に大きく貢献していただいている方もいらっしゃいます。現在の運用においては、一定の担当業務に継続して従事していただくことで、結果としてジョブ型的な側面が生じている状況もあると認識をしております。

今後は、業務内容や適性を踏まえつつ、必要に応じて経験や知識、技能、資格を生かした配置転換等についても検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、町長部局においては33名、教育部局においては62人の合計95人の会計年度任用職員を任用しております。引き続き、それぞれの能力や経験を生かしながら、行政サービスの向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） 会計年度任用職員を直ちに、一般職にというのは、正規職員というのは確かに難しいことだと思うのですが、特別に秀でた能力を持っている方が見受けられた場合には、何かしら方策も検討していただければと思います。

その特別な知識、技能等といいますと、町民の中には、民間企業等への従事によって、専門的な知見を有した人材も多くいると思います。それらの人材を町として活躍していただくことができたらしばらしいことだと思います。

専門知識を持った人材の活用のための人材バンクのようなものを設け、これらの専門的な知見を有した方々に活躍していただけるようにすることはできないでしょうか。ご答弁、お考えをお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の再質問に答弁いたします。

民間企業経験者の人材バンクを設けての人材活用でございます。ご指摘のとおり、町内には民間企業や各種団体等において培われた専門的な知見や、豊富な経験を有する有能な方々が多く在住していることは承知をしております。

こうした人材は、今後の町づくりや行政課題の解決への対応において、大変貴重な存在であると考えております。人材バンクのような仕組みにつきましては、一般事務職としての会計年度任用職員としての採用という形ではなく、町が設置する各種審議会や委員会等における学識経験者、有識

者として参画していただき、専門的な立場からご意見やご助言をいただくことにより、行政運営に携わっていただく方法等が考えられます。現在も一部の分野においては、専門的知見を有する方に委員として参画いただき、力を発揮していただいております。

今後は、人材情報の把握の在り方や活用方法等も含めて調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。そういう知識、経験を有した方、学識経験者、有識者として審議会等でご活躍いただいているということなのですけれども、実際に、本当に町民の方には、たくさんのいろんな専門性を持った方がいらっしゃると思います。ただ、本当にどれだけの人が、そういうすばらしい知識とか経験を有しているかというのが、やはり役場の中でもなかなか把握し切れていないと思います。

今後、人材情報の把握の在り方、活用方法について検討していただけるという答弁でしたので、継続的にそういう情報も収集をしながら、審議会等でも活躍していただけるような形にしていきたいと思います。

昨今、ICTの推進ですとか、デジタルトランスフォーメーション、DXですとか、AIの活用とか、そういうのが盛んに言われております。私もこの年ですので、なかなかそういう分野の新しい情報を活用していくというのが難しい状況になっています。

先日、東京のビッグサイトで、自治体公共ウィークという展示会がありまして、ちょっと行ってきたのですが、そちらでも盛んにデジタルトランスフォーメーションですとか、AIの活用についての提案が多く見られました。滑川町の職員の方、少ない人数で、本当にしっかり住民サービスをしていただいていると思うのですが、そのようないろいろな情報も収集していただきながら、AI等も本当にうまく活用していただき、住民サービスの向上に努めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、空き家問題のほうの関係に行きたいと思います。空き家問題なのですが、空き家のほうは微増傾向というのですが、ちょっとご答弁いただいて驚いたのが、やはり令和4年度の前回調査時に空き家として判定された約半数が7年調査時には解消している。これはすばらしいことだと思うのです。やはり日本の空き家問題の一番大きいのは、空き家になったのがそのまま朽ちてしまっているのが大きいのだと思います。

滑川町、人口減少がいろいろ言われている中で、町内の人口は鈍化はしてますけれども、減少はしていない状況になっています。そういう中で、ただこの間の新聞発表にもあったように、数年後には本当に空き家は滑川町でも増えていってしまうと思います。しっかりと調査しながら、対策を考えていただければと思うのですが、その中で今回本当は言いたかったのは、アライグマ等がすみついて、そこから被害が出ているのではないかと私は思っていたのですが、実際には空き家

調査してなると専用住宅ということですから、専用住宅にももしかするとすみついているのもいるのだと思うのですが、そうでない対象以外の小屋ですとか、あるいは現実には土管の中にすみついてしまっているのかもいるのだと思います。少なくとも空き家が今後アライグマ等のすみかになって、被害が増えないようにしっかりと対策等を考えていただければと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

続きましては、交通安全施設の関係でちょっと再質問させていただきたいと思います。信号機の設置の関係は状況として理解しております。ただ、現場でちょっと課題に思うことがありましたので、再質問させていただきます。

現場にはカーブミラーが設置されているのですが、時間帯によっては日光の影響で見にくいくときもあるかと思います。何か有効な対策はないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、原議員の再質問にご答弁いたします。

現場のカーブミラーの有効な対策ということですが、カーブミラーにつきましては、交差点等における安全確認を補完する施設として設置しているものであり、運転者による直接の目視確認を補助する役割を担うものでございます。

ご指摘のとおり、時間帯や太陽光の角度によって反射し見えにくくなる場合がございます。対策としましては、ミラーの角度調整や設置位置の見直しを行うことで改善が図られる場合もございます。まずは詳しく現場確認を実施してまいります。

また、交差点注意の路面標示や注意喚起看板の設置など、カーブミラーだけに頼らない総合的な安全対策についても調査研究してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） 分かりました。ありがとうございます。

現地の話ではないのですが、カーブミラーつながりなのですが、カーブミラーなのですが、特に冬場など霜が降りたり、あるいは夜露等でミラーが曇ってしまって見えないときが時々あります。対策としてミラーの上の軒が大きいタイプとか、何かしらもう少しそのような霜、あるいは夜露対策としての方策が考えられないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、原議員の再質問にご答弁いたします。

カーブミラーの霜や夜露による見えづらいつ対策ですが、冬場の霜や夜露によるミラーの曇りにつきましても、特に気温差の大きい時期には視認性が低下する場合がありますと認識しております。製品

をいろいろ確認しましたところ、現在は親水性コートが塗布されたものや、蓄熱式曇り止め機能付きカーブミラー等製品的にはあるようですが、設置場所の条件や維持管理面、費用対効果等を踏まえると、県内でも道路への設置は少ないようです。

今後、現地状況を確認しながら、必要に応じてこうした製品の導入の可能性について調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） 分かりました。ありがとうございます。

最初の一般質問でも質問させていただいたとおり、現時点ではなかなか適当な製品もないのだろうと思います。今後、新しい、費用的にもそんなにかからずに、そういう対策も取れているような製品が発売されるかどうかという部分も含めて、調査研究を続けていただいて、しっかり対策を取っていただければと思います。

また、交通安全施設で言えば、道路標示等も薄くなって見にくくなっているところもあちこちにあります。学校給食費の国からの補助も始まったということで、幾らか予算的には交通安全に割いていただける部分もできたかなと思います。しっかりと財政的な面も検討していただきながら、交通安全についても、今後尽力していただければと思います。ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時とします。

休 憩 （午後 1時49分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位8番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問よろしくお願いいたします。

まず、初めに、滑川中学校の教室の増設と教員室の改善をというテーマです。労働安全衛生法で定めた職場の1人当たりの最低面積は約4.7平米ですが、50人以上の中堅企業のオフィスの場合、快適に働ける広さは3から4坪、約9.5から13平米が目安とされています。

現在、滑川中学校の教職員数は58人、そのうち毎日学校に在校しているのが54名だそうです。現在の職員室の面積は116平米、校長室が50、事務室が30.44、多目的室が117、合計で313.44です。

その他、印刷室、職員教材室など含めても概算ですが、423.44平米です。1人当たりの面積は7.84平米、快適に働ける広さは9.5から13平米掛ける54となると、513平米から702平米が必要ですから、約90から280平米不足しているということになります。

特に、職員室は全員そろっての朝の打合せや学年ごとの打合せを行う場になっています。ペーパーレス化でパソコンがないと打合せもできない。ところが、パソコンがない中で打合せに参加せざるを得ない職員もいる状況とお聞きしました。このような環境で教職員が毎日の学校生活を送っていることについてどう考えますか。

生徒の教室については、35人学級の実施に伴い、現在の5年生が入学する2年後には7クラスが必要になる、確実に教室が1つ足りなくなる。

①、町はこれらの問題の対応をどのようにお考えですか、お聞かせください。

次は、ごみ処理施設の在り方についてです。昨年12月に東松山市と小川地区衛生組合傘下の5町村はごみ処理の広域化について基本合意を行いました。さらに、基本合意に基づいて5月11日、第1回協議会が行われ、2036年新施設の稼働に向けたスケジュールが合意されました。

次について伺います。①、5町村の議会や町民には基本合意が行われ、先日協議会が行われたこと以外は伝えられておりません。ごみ処理は住民の協力が欠かせません。町のごみ処理政策の大きな方針転換に当たって、住民の理解を得るため説明会の実施を求めます。

②、東松山市の説明ではごみ処理の広域化を2度にわたって模索していたが断念し、単独での処理施設の建設計画に切り替えた。しかし、建設費などの高騰から小川地区衛生組合の町村に声をかけ、再度広域化を目指すことになりました。広域化により大きな施設で発電を行い、国の交付金で財政負担を減らそうというのが狙いです。

試算によると、東松山市のコストメリットは20年間で43億円にもなります。市民1人当たり2,297円です。一方で、5町村のコストメリットは20年間で合わせて3.9億円です。滑川町では人口割りで計算すると年間5,160万7,000円、1人当たり257円です。

現在、建設資材の高騰、人件費の高騰でこの4年間で総額29%上昇したと日経連の調査結果です。今後も石油危機が加わればさらなる上昇が予想されます。5町村にとってコストメリットはあるのでしょうか、非常に危険な賭けに思われます。この点について伺います。

③、現在、小川地区衛生組合では2022年から寄居のオリックス工場に委託しています。組合の令和4年の基本計画で可燃ごみ処理を民間事業者へ委託するこの取組は可燃ごみを焼却処理せずにエネルギーとして活用することで、ごみ処理におけるCO₂排出量を低減し、SDGsの関連する目標にも貢献することが期待できるとしています。

実際に、小川地区衛生組合傘下の町村のごみのリサイクル率は、オリックスへの委託後、急激に上昇しました。2022年度で小川町では25.6から91.4%と全国で8位、滑川町は23.5%から83.9%で16位と、これは驚異的な上昇であり、全国からも注目されています。民間を活用し、町村と住民の

協力で地球環境に貢献した誇るべき成果だと思います。

ところが、今回の計画では国からの2分の1の交付金をもらうために効率のよい発電が必要になります。そのため、石油などの外部燃料や廃プラやRDF（廃棄物固形燃料）を入れて燃やさなければなりません。発電効率を維持しなければ交付金の返還という可能性もあります。

地球環境の危機が叫ばれている今、なぜCO₂を大量に排出する施設を莫大なお金を継ぎ込んで造ろうというのでしょうか。町はごみから資源へと方針の下に住民に分別への理解を求め、さらにメタン発酵施設への委託でリサイクル率を高めてきました。これに逆行する広域化を進め、コスト面でも危険な賭けです。町はこれまでのごみ政策の継続性からも、財政面での危険性からも進めるべきではないのではないのでしょうか、町長へお伺いします。

3番目が、イラン戦争の終結を求め、影響を受けている町内事業者への支援を。米国、イスラエルによるイラン攻撃は国連憲章と国際法に違反する無法な戦争であることは明白です。イランが自国への侵略戦争への対抗措置として、ホルムズ湾の封鎖措置を行ったため原油の9割以上を中東に依存している日本への影響は広く及んでいます。医療、建設やサービス業など多岐にわたります。戦争を止め、平和と町の経済を守るため、町に次の緊急な対策を求めます。

①、米国、イスラエルとイランの戦争終結に向けた外交交渉を開始するよう、高市政権に強く求めること、町長のお考えをお伺いします。

②、町内中小業者、小規模事業者の経営と、そこで働く社員の雇用と生活が守られるよう、コロナの際の持続化給付金などの支援を行うよう国に求めること。

③、医療機関や福祉施設建設業者など、町内業者と町民の生活を支えるため実態調査を行い、補正予算を直ちに編成し、固定費や人件費への支援など、町として財政的な緊急支援を行うこと。

④、ゼロゼロ融資の返済猶予の延長を国に求めること。また、申込みから速やかに借りられる町独自の緊急融資の創設をするとともに、金融機関に対しても中小企業の返済について丁寧に応じるよう要請すること。

⑤、利率上昇により奨学金返済額が急上昇している若者へ緊急支援策を行うよう国に求め、町としても支援策を講じること。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、滑川中学校の教室の増設と職員室の改善についてと、質問事項3、イラン戦争の終結を求め、影響を受けている町内事業者への支援についてのうち、⑤、奨学金返済額の支援策についてを齋藤教育委員会事務局長に、質問事項2、ごみ処理施設の在り方についてのうち、①、説明会の実施についてと②、5町村のコストメリットについてを島田環境課長に、質問事項2、ごみ処理施設の在り方についてのうち③、ごみ処理施設の広域化についてと質問事項3、イラン戦争の終結を求め、影響を受けている町内事業者への支援についてのうち、①、戦争終結に向けた外交交渉

を開始するよう高市政権に強く求めることについてを大塚町長に、質問事項3、イラン戦争の終結を求め、影響を受けている町内事業者への支援についてのうち、②、持続化給付金などの支援を行うよう国に求めることについてと③、町として財政的な緊急支援を行うことについてと、④、ゼロゼロ融資の返済猶予の延長を国に求めること等についてを吉野産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、滑川中学校の教室の増設と職員室の改善をのうち、①、町はこれらの問題の対応をどのようにお考えですかという質問に対しまして、職場の1人当たりの最低面積4.7平方メートルの数値については、労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則から導き出された数値と考えられます。

この事務所衛生基準規則につきましては、建築基準法第2条第1号に掲げる建築物において適用される基準となっており、学校につきましては建築基準法第2条第2号に規定される特殊建築物となるため、この基準に当てはまるものではありません。しかしながら、議員おっしゃるとおり教職員全員が職員室で集まった際は、手狭な状況となり、会議を進めるなどにおいて不便な状況が生じていることも承知しております。ただし、これは教職員全員が集まる職員会議のみで、一時的なものでもあります。また、職員室には防災機器をはじめとした様々な機械が壁面に設置されており、既存の壁を取り壊し、改修することは施設の耐震構造にも関わります。以上のことから、職員室を拡充することは困難と考えます。

教職員の職場環境につきましては、教職員の意見を伺いながら少しでも改善ができるよう努めてまいりたいと考えております。

続いて、今後見込まれる教室数の不足につきましては、中学校本校舎1階の技術科室を改修し、普通教室として2教室に分け、新たに東校舎南側に技術科室の特別棟の建設を検討しております。現状の教室数では、令和10年度には教室数が不足するため、令和9年度当初予算には、先ほどお話しした校舎の改修、特別棟の整備に係る予算の計上を検討しているところです。今後においても児童生徒数の動向に注視しながら、必要な教室数を確保するために、国庫補助金等の活用を含め施設整備の検討を進めてまいります。

質問事項3、イラン戦争の終結を求め、影響を受けている町内事業者への支援のうち、⑤、利率上昇により奨学金返済額が急上昇している若者へ緊急支援策を行うよう国に求め、町としても支援策を講じることについてですが、奨学金につきましては日本学生支援機構や国の教育ローン、進学先の学校独自の奨学金制度、民間財団、金融機関など借入先や金額、利率、返済期間など統一性が

なく、案件ごとに条件が異なるものでもございます。

現在、滑川町では教育振興奨学金の貸与を無利子で実施しておりますが、奨学金返済の支援は行っておりません。国の動向を注視しつつ、近隣自治体の取組状況の精査、町財政状況も考慮しつつ、調査研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、島田環境課長に答弁願います。

〔環境課長 島田昌徳登壇〕

○環境課長（島田昌徳） 環境課長、阿部議員のご質問、質問事項2、ごみ処理施設の在り方について、答弁させていただきます。

初めに、質問事項①、町のごみ処理政策の大きな方針転換に当たって、住民の理解を得るため説明会の実施を求めますについて答弁させていただきます。ごみ処理行政は、町民生活に密接に関わる極めて重要な行政課題であり、広域化の検討に当たっては、議会への説明のみならず、町民の皆様への丁寧な情報提供と理解促進が重要であると認識しております。

今回の基本合意につきましては、将来的な一般廃棄物処理の方向性について、関係自治体間で協議を進めていくことを確認したものであり、現時点で施設整備の詳細や最終的な方針が決定されたものではありません。

これから、協議会において施設整備構想や候補地等に関する協議を進めてまいります。一定の方向性が整理された段階において、住民説明会の開催を含め、適切な情報提供の機会を設けてまいりたいと考えております。また、今後につきまして、広報やホームページ、全員協議会等を通じ協議状況について可能な限り情報提供に努め、町民の皆様の理解を得ながら進めてまいります。

次に、質問事項②、5町村にとってコストメリットはあるのでしょうかについて答弁させていただきます。広域化に係るコスト試算につきましては、令和7年12月定例議会中全員協議会において、20年間の概算事業費等をお示ししたところでございます。議員ご指摘のとおり、近年は建設資材価格や人件費の高騰が続いており、将来的な事業費の変動リスクについては十分認識しているところでございます。また、今後の社会情勢やエネルギー価格の動向によっては、さらなる事業費上昇の可能性もあるものと考えております。

一方で、小川地区衛生組合で安定的に一般廃棄物処理を継続していく場合におきましても、施設更新費用や民間委託費の上昇など、同様の課題があるものと認識しております。広域化につきましては、国の循環型社会形成推進交付金の活用や施設規模の最適化、将来的な安定処理体制の確保などが期待される一方で、議員ご指摘のような財政面のリスクも存在しているものと認識しております。そのため、今後につきまして財政負担や将来的な運営リスク等を検証しながら、構成自治体に過度な負担とならないよう慎重に協議を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁いたします。

質問事項２番のごみ処理の施設の在り方についての③の質問、最後のほうに書いてあります町はごみから資源へという方針の下に住民に分別への理解を求め、さらにメタン発酵施設への委託でリサイクル率を高めてきた。これに逆行する広域化を進めることがコスト面では危険な賭けです。町はこれまでのごみ政策の継続性からも財政面での危険性からも進めるべきではないのではないのでしょうかという私の答弁を行います。

確かに、町としましてはご指摘のとおり、温室効果ガスの削減は重要な政策課題であり、また住民負担や将来の財政リスクを踏まえた上で、施設整備は判断していく必要があると当然認識しております。そのためにも、単に燃やすことを目的化しているのではなく、これまで培った資源化やごみの減量の考え方も広域で最大限生かしつつ、安定的な処理体制を確保して、長期的に持続可能な循環型社会を築くことを主眼において、今後検討が進められると思っておりますし、進めたいとも考えております。

一方で、国の交付金を活用する以上は、国の要件、評価項目に沿う必要があり、そのために発電を組み合わせることが一定の環境面やエネルギー面の考え方と整合させる部分があることは事実です。

一般的に、国の交付金は単に施設の建設費を賄うことだけでなく、施設の性能、運用の安定性、エネルギーの回収の考え方を総合的に満たした案件であることが前提とされております。当町としましては、そういった考え方に基づき、このたび、東松山市及び小川地区衛生組合とともに計画を進める準備に入りました。

現在行われているメタン発酵処理につきましても、その考え方を継続しながら、一方で、今後のごみ処理について効率的に処理する手段を検討しているわけでございます。資源化の考え方は後退させることなく、最適な環境負荷や費用負担がさらに検討されていかなばなりません。CO₂につきましても単純比較するのではなく、メタン発酵と異なりますが、発電等によるエネルギー回収により回収できる価値を最大化する考え方に立っています。これらについては、さらに進化するのではないかと考えられます。

そして最後に、今回の計画が危険なことという前提や、不確実性だけで進めるか進めないかではなく、メタン発酵処理の現状も生かしながら、今後の広域化の合理的なごみ処理についてCO₂の考え方やコスト、さらには財政リスクなどを踏まえて、透明性のある検証をもって広域化の検討を進めていくことが滑川町の立場と考えております。以上、答弁いたします。

続いて、３のイラン戦争の終結を求める関係の質問でございます。１番の米国、イスラエルとイラン戦争終結に向けた外交交渉を開始するよう高市政権に強く求めることに対する私の考えを答弁

いたします。

阿部議員の今申し上げた質問ですが、結論は後にしまして、ご質問の内容について米国とイランをめぐる情勢につきましては、国際社会の平和と安定に直結する極めて重要な課題であり、誰もが一日も早く解決してほしいと思うのは言うまでもありません。私としまして、自治体の長という立場ですが、一人の国民、さらには平和を希望する者として、中東地域における緊張緩和と一刻も早い平和解決が図られることを強く願っております。

現在、政府及び高市政権におかれましては、国際法に基づき粘り強く外交努力を重ね、日本の安定のためにもリーダーシップを図られていると思いますので、さらなる努力を期待しております。私としまして、阿部議員が平和な国際社会の実現を願う住民の皆様の思いを代表しての質問として重く受け止め、今回のことも踏まえ、平和の尊さを様々な形で伝えていくことが責務と考えております。

しかしながら、結論から申し上げて、政府に対して今回の外交上の問題に意見、要望を述べることは、憲法上あるいは地方自治法上の外交防衛は国が行うものの位置づけからして、物を申す立場ではなく、私から求める考えはありません。

余計なことではありますが、地方自治法上の自治体の意見として国へ意見を述べる方法として、地方自治法99条に議会が請願採択や議員発議により地方議会の議決事項として国に求める制度がありますので、そちらをご検討を願えればと思います。

我々は町としてできる平和活動や、機会があれば平和国際交流など、いわゆる自治体の長としての持ち場持ち場の平和外交等、地道ですが活動を続け、町民に対しても平和について知らしめるのが役目と認識をしております。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、吉野産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 吉野和弘登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（吉野和弘） 産業振興課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項3、イラン戦争の終結を求め、影響を受けている町内事業者への支援をについての各質問に順次答弁させていただきます。

初めに、②、町内中小業者、小規模業者の経営とそこで働く社員の雇用と生活が守られるよう、コロナの際の持続化給付金などの支援を行うよう国に求めることについてでございますが、町内の中小業者、小規模事業者を守ることは地域経済の循環や町内の雇用の場等の面から見ても重要なことと考えます。そのため、町の商工会と連携を取り、町内事業者の声を聞くとともに、コロナの際の持続化給付金などの支援を国へ要望していければとも考えております。

次に、③、医療機関や福祉施設、建設業者等町内業者と町民生活を支えるため実態調査を行い、

補正予算を直ちに編成し、固定費や人件費への支援など町として財政的な緊急支援を行うことについてでございますが、医療や福祉分野など広範な職種にわたる実態調査については産業振興課のみならず、関係各課にて調査研究をしていきます。個別の固定費や人件費に対する直接的な公金による支援については、財政的にも即座に支援金を実施する予定はございません。国や県の財政支援策の動向を見極めながら、また近隣市町村の動向を伺いながら、調査研究を行っていただければと考えます。

続いて、④、ゼロゼロ融資の返済猶予の延長を国に求めること、また申込みから速やかに借りられる町独自の緊急融資を創設するとともに、金融機関に対しても中小企業の返済について丁寧に応じるよう要請することについてでございますが、ゼロゼロ融資の返済猶予の延長を国に求めることにつきましても、地域の実情に応じた柔軟な条件変更や、さらなる下支え策を継続するよう、近隣市町村の動向を確認しながら調査研究を行います。

また、町独自の緊急融資の創設については、本町が独自に新たな融資制度を立ち上げる予定はございませんが、商工会等を通じて町内事業者の皆様の経営とそこで働く従業員の皆様の雇用、生活を守るため、地域経済の動向を注視し、商工会等と連携しながら必要な支援に努めてまいります。

さらに、金融機関に対する中小企業の返済について丁寧に応じていただきたいといった要請について、町といたしましては、日頃より指定金融機関をはじめとする関係金融機関や商工会と緊密な情報共有を図っております。事業者の皆様が返済に困窮することのないよう、事業再生や資金繰りの条件変更などの相談に対し、個々の実情に応じた丁寧かつ迅速な対応をいただけるよう、引き続き情報共有を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） まず最初に、ごみ処理の問題なのですけれども、島田課長の答弁ですと、今、協議会が始まったと、そこでの協議を進めていって、一定方向性が出たら説明会をやるというようなお話でした。先ほどの大塚町長のお話ですと、これはもう協議会というか、東松山市のごみ処理の検討委員会でも検討されていることなのですけれども、町長おっしゃった財政面でもCO₂の削減の問題でも、広域化をするというのを前提にすれば、両方うまくいくのだというようなことが東松山の検討委員会の中では行われているわけです。それがこの間、小川地区衛生組合と今年の5月からですか、協議を進める中でその案がずっと踏まえながら来たと。そして、それを基にして協議会第1回目やって、先ほど言ったようなタイムスケジュールも一定決めながら、その方向で今進めようとしているわけです。

そうすると、島田課長が言うように協議会で協議するのは、今お話しした小川地区衛生組合と東松山市が協議を進めてきた中身になるのではないかなというふうに思うのです。それでよろしいのですね。

○議長（内田敏雄議員） 島田環境課長、答弁願います。

〔環境課長 島田昌徳登壇〕

○環境課長（島田昌徳） 環境課長、阿部議員の再質問にご答弁申し上げます。

私が申し上げたのは、協議会が5月11日に立ち上がりました。その関係で協議していくことにつきまして、住民説明会の開催を含め、適切な情報提供の機会を設けてまいりたいと考えておりますという答弁をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） そうだと思うのです。ですから、今協議会を進めるというのが、もう、先ほどお話ししましたがけれども、東松山市がずっと検討してきたこのコストメリットと環境負荷についての両方についてクリアするという案が広域化ということで、それがストーカ式の焼却炉を使った大規模な発電施設もつけないとコストメリットが出ないということもあって、そういう方向で今進んでいるのです。ですから、そういう方向で今進んでいるのですよという説明会をやってほしいのです。どうでしょうか、町長。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁いたします。

これは、前から申し上げていますがけれども、私たちが単独で物事を進めるわけにはいかないと思っています。ですから、これはやはり説明会についても、こういったことについて説明会を開きましようということで、皆さんどこの自治体も同じ歩調を合わせない限りできないと思います。

ただし、そういった意見があるということは私は申し述べることはできますけれども、その決定事項に従っていきたいと思います。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 全ての自治体が東松山も含めて、小川地区衛生組合傘下の自治体も含めて一緒にやらないとだめだというお考えなのですか。なぜ、滑川だけではできないということになるのか、ちょっとその理由が分かりません。教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 阿部議員の質問に答弁いたします。

先ほど申したとおりです。歩調を合わせて進めたいというのが、私の考えです。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 歩調を合わせるのはいいのですけれども、説明するのは別でしょう。今、このような状況になって、こういうことを今検討していますよと、皆さんどうでしょうかというように説明するのは、町として住民の皆さんに知らせておかなければならないことなのではないですか。もう一度お願いします。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 阿部議員の質問に答弁いたします。

ですから、先ほど言ったとおり、私たち滑川町だけがやっているわけではございませんので、やはりほかの自治体と歩調を合わせながら進めていくというのが最初からの考え方でございます。よろしくをお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） どうも説明会すらやりたくないというような感じなのですから、今、ちょっとそういう、あの先ほど……

○議長（内田敏雄議員） 副町長、手を挙げて。発言する場合。

○5番（阿部弘明議員） ちょっと、私、今発言中なのですから。

〔「反問権を行使させてください」と言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 何ですか。ちょっと今、私が説明質問しているときに。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問してください。

○5番（阿部弘明議員） やめてください。先ほども島田課長にもお聞きしましたけれども、要するに協議会をやっている中で、これから協議会を進め始めたのですよとおっしゃっているのだけれども、その協議会に出てくる提案というのは、この間ずっと東松山の検討委員会で進められてきた中身なのです。それが小川地区衛生組合と基本合意をしたわけなのだけれども、しかしそれを今度、要するに基本合意の中には具体的なことは何も書いていません、書いていないのです。どういう方式でごみを処理するのかということも書いていないのです。しかし、その水面下ではそういうようなことがもう進められているということは前提として、このCO₂の問題やコストメリットの問題で合意に至っているのです。そこに至っている経過について、なぜ説明できないのかということをお聞きしているのです。よろしくをお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁いたします。

こちらの意図が伝わらないのは仕方ないとしても、やはり説明会となると、ある程度の説明材料がなければ説明会できないと思います。阿部議員が言ったことだけで説明会を開いた、結果的には私はもう想像ができます。何のためにこの説明会を開いたのだということになります。今、阿部議

員が言っただけで物事が進むのであれば、それは開いてもいいかと思えますけれども、私はそういう考えに至らないし、恐らく小川地区衛生組合の各首長、また東松山も同じことが言えると思います。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 残念ですけれども、説明会をやる気がないということで、ぜひ、なるべく協議会の中で、これから第1回協議会については、ほとんど具体的な中身については出ませんでしたが、今後出るたびに、ぜひ細かい中身についても説明を住民の皆さんに知っていただきたいと、情報公開をお願いしたいというふうに思います。

続いてですね。

〔議長、反問権の行使をさせてください〕という人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。反問権ですか。

○5番（阿部弘明議員） 何か私の質問について。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員に質問したいという意見が出ているのですが。

○5番（阿部弘明議員） 私の質問の趣旨をお聞きしたいということですか。

〔そのとおりです〕という人あり〕

○5番（阿部弘明議員） はい、どうぞ。

○議長（内田敏雄議員） 副町長、発言どうぞ。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 副町長、お時間をいただきまして阿部議員の先ほど来の質問に対して反問権を行使させていただきます。

先ほど来、執行部側は説明会をしないというような話は一切しておりません。しかしながら、阿部議員の再質問等を聞きますと、説明会をしないのだというようなお答えを基に全部質問されております。その根拠を改めてお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） それでは、してください。よろしくお願いいたします。説明会やってください。よろしくお願いします。いいですね、しないとは言っていないって言っているわけだから、するということでしょう。では、お願いしますと言っている。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 以上ですと言ったのだ。以上ですと言っておりますので。

〔何事か言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 反問権の質問について私がお答えしたのです。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時44分）

再 開 （午後 2時46分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

阿部議員、再質問してください。

○5番（阿部弘明議員） 続いて、イラン戦争の町内事業者への支援についての問題なのですが、先日も、建設関係の方々と産業振興課との懇談をやらせていただいたのですが、そこでも本当に深刻な事態になっているということが言われました。特に、塗装関係など、建設関係全般なのですが、コロナのときよりもひどい状況だと、材料が入ってこないということで、要するに仕事があっても材料が入ってこないということなのです。コロナのときは人となるべく接触しなければ仕事はできたのですが、今回はもう材料がないからというような状況です。6月末まで仕事ができるかどうかというような非常に切迫した状況に陥っているということなのです。

その方がおっしゃっていたのですが、2008年のリーマンショックのときと同じような状況になってしまうのではないかと、そのときも本当に建設関係で働く方が、要するに返済に困ったりいろいろあって、とにかく自死を選ばなければならなくなったというようなこともあったわけです。

こういったことを教訓にすると、一刻も早く手を打つことが必要になるかなというふうに思うのです。そのために、やはりその相談ができるような体制を先ほど商工会と協力をしてということをおっしゃっていますけれども、ぜひ町としてもその窓口を、そういう相談できる窓口をつくってもらえないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 吉野産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 吉野和弘登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（吉野和弘） 産業振興課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどの回答にもありましたが、町といたしましては商工会と連携を取った体制で進めていく考えでございます。町としての単独のことについては、今の時点では予定のほうはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 先ほどの課長の答弁だと、この影響が様々な分野にわたるというようなことで、それについていろんな部局とも協議をしてというような話をされたというふうに思う、関係各課で調査も含めてやっていくというような答弁に聞こえたのですが、そんなことも含めて、

とにかく今緊急にそういったような事態が広がっているということを踏まえて、調査ももちろんやっていただきたいのですが、具体的にはどのような感じで調査を行うようなお考えですか。

○議長（内田敏雄議員） 吉野産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 吉野和弘登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（吉野和弘） 産業振興課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどの回答にもございましたが、国のほうの動向や県のほう、また近隣市町村の動向等も確認しながら、また産業振興課以外に関係する各課に及ぶ件については、連携を取りながら調査研究を行いたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（阿部弘明議員） 私、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、阿部議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は3時5分とします。

休 憩 （午後 2時53分）

再 開 （午後 3時05分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位9番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

1、宮前小学校の体育館・滑川中学校の体育館とプールについて。宮前小学校、滑川中学校の体育館の屋根を館内から見上げると、黒く劣化が進んでいる状況が見てとれます。また、滑川中学校プールサイドでは、数年前、足を切った生徒がいたと聞いています。プールサイドの応急処置はできているようですが、滑川中学校プールも大規模修繕、または建て替えが必要な時期に来ています。質問いたします。

①、宮小、滑中体育館、滑中プールについて、学校建築物の調査をした結果を教えてください。

②、その結果を受け、建物に修繕が必要な状態でしょうか。必要な場合、その修繕計画、スケジュールを教えてください。

③、必要な費用はどの程度を考えていますか。正確な見積り額を求めているのではなく、長期的な固定資産管理をする上で想定している額を教えてください。

2、図書館について。2026年3月の私の一般質問で、滑川町民の図書館利用動向を質問しました。

滑川町民への貸出数は、滑川町立図書館が6万4,990冊、東松山市立図書館が2万810冊、嵐山町立図書館が1万4,252冊、小川町図書館が2,283冊でした。おおよその数字ではありますが、これら4館の貸出数を合計した場合、滑川町立図書館が全数に占める割合が約64%、ほか3館が約36%となります。これら貸出数から来館者数を推計した値では、滑川町立図書館が約53%、ほか3館が約47%の割合となります。この数字から、滑川町の図書館利用者は、蔵書数の多さだけでなく、立地的利便性の高さからも利用図書館を選んでいと考えられます。東松山市立図書館、嵐山町立図書館ともに駅から徒歩圏内にあり、周辺は住宅地で店舗も点在する地域です。そこで、質問いたします。

①、公共施設の配置を計画する際、町民が実際にどのような傾向で動いているかを調査することは必要であります。このことについてどうお考えですか。

②、この図書館利用数から、滑川町立図書館は、滑川町民から利用したい図書館として選ばれていると思いますか。

③、利用したい図書館として選ばれているかを考察した結果、どのような方策を検討しますか。

3、ごみの分別について。4月から滑川町の資源プラスチックごみの処分先が変わり、嵐山町の株式会社エコ計画での焼却処理から、深谷市の株式会社リシステムでの資源循環のための処理に変わりました。燃えるごみはメタン発酵処理を継続し、寄居町のオリックス資源循環株式会社のバイオ処理槽が処分先です。これに伴い、分別方法も変わりました。資源プラスチックに出せるものは、長辺が40センチメートル以内、100%プラスチック製品、汚れていない、これら3点を全て満たした場合のみです。汚れたプラスチックは廃プラスチックとされ、出し方は籠にじかに出してくださいとあります。

メタン発酵は、原則として自然物（紙、生ごみ、植物の枝や葉）が中心の処理方法で、オムツ等は本来は発酵不適物です。処理先がないために不適物と認識しながらも燃えるごみとしています。メタン発酵処理は焼却機処理よりも不適物の種類が多く、ごみを選ぶ処理方法です。同じくプラスチック資源化もごみを選ぶ処理方法です。

分別に困るのは、汚れたプラスチックです。毎週収集日がある燃えるごみ、資源プラスチックごみが日々生活の中で出るごみと認識されているはずですが、廃プラスチックごみは、2週に1回の収集のままで、日々出るごみと認識されてはいません。ごみカレンダーを厳密に守れば、汚れたプラスチックが以前より多く出て、それを2週間取っておき、バラバラの状態で籠に入れるという流れになります。これは、ごみ出しをするのに非常に抵抗があります。そこで質問いたします。

①、4月以降のごみ収集において、ごみの分別状況に変化がありましたか。

②、資源プラスチックへの不適物の混入率は調べていますか。現在分かっている状況を教えてください。

③、消耗品のプラスチック製品が多く出回る中、汚れたプラスチックが家庭でのごみ分別に困るであろうとは考えませんでしたか。

4、滑川町福祉センターの利用状況について。滑川町福祉センターCOCONA内に、社会福祉協議会とこども家庭センターが設置されました。来訪者の利便性を高めるため、ほかの方に聞かれない環境を整備し、個人情報を含む相談をしやすいとするためという点を施設新設の理由としてお聞きしています。そこで、質問いたします。

①、社会福祉協議会への相談者、来訪数をお聞きします。旧施設のときと新設後をお答えください。

②、こども家庭センターへの相談者、来訪数をお聞きします。新設前と新設後をお答えください。

以上、よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項1、宮前小学校の体育館・滑川中学校の体育館とプールについてと、質問事項2、図書館についてのうち、②、町民から利用したい図書館として選ばれていると思うかについてと、③、考察した結果、どのような方策を検討するのかについてを齋藤教育委員会事務局長に、質問事項2、図書館についてのうち、①、公共施設の配置を計画する際の調査についてを稲村総務政策課長に、質問事項3、ごみの分別についてを島田環境課長に、質問事項4、滑川町福祉センターの利用状況についてを宮島福祉課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

質問事項1、宮前小学校の体育館・滑川中学校の体育館とプールについての①、宮小、滑中体育館、滑中プールについて、学校建築物の調査をした結果を教えてくださいについてですが、令和5年度に実施した4校1園長寿命化改修基礎調査において、AからDの4段階評価にて各学校建築物の設備区分ごとに文部科学省が定める基準により評価をしております。その結果、宮前小学校屋内運動場につきましては、屋根、屋上と機械設備についてD評価、早急に対応する必要及び著しい劣化事象がある状況です。また、外壁等についてもC評価で広範囲に劣化が見られる状態です。

滑川中学校屋内運動場につきましては、屋根、屋上と内部仕上げがD評価で早急に対応する必要及び著しい劣化事象がある状況です。また、外壁等についてもC評価で広範囲に劣化が見られる状態です。

滑川中学校のプール専用附属棟につきましては、屋根、屋上は部分的に劣化の状況が見られる状況で、外壁のみ広範囲に劣化が見られる状態です。

②、建物に修繕が必要な状態でしょうか。必要な場合、その修繕計画、スケジュールを教えてくださいについてです。宮前小学校、滑川中学校の屋内運動場につきましては、修繕が必要な状況でございます。滑川中学校のプールについては、早急な修繕は見込んでおりませんが、今後緊急修繕

等が発生した場合はその都度修繕対応といたします。

現在、総務政策課で滑川町公共施設等総合管理計画及び滑川町公共施設個別施設計画を改定作業中であり、両計画へ施設の状況及び今後の維持管理、または改修等の整備計画を反映させるとともに、財政状況等を勘案した上で計画の実施を図ってまいります。また、その際は、併せて活用のできる国や県の補助金も検討してまいります。

なお、滑川中学校の屋内運動場、滑川中学校のプール改修を実施する場合は、単年での工事を見込んでおり、宮前小学校の屋内運動場を新築した場合は、複数年にわたる工事を見込んでおります。

続いて、必要な費用はどの程度を考えていますか。正確な見積り額を求めているのではなく、長期的な固定資産管理をする上で想定している額を教えてくださいについてでございます。令和5年度の4校1園長寿命化改修基礎調査時において算定した見込み額は、宮前小学校の屋内運動場を新築した場合、8億3,000万円程度を見込んでおります。滑川中学校の屋内運動場の長寿命化改修では、外壁改修、屋根改修、内部改修、給排水改修、電気設備改修などを見込んでおり、工事費としては約1億7,200万円、滑川中学校のプール改修工事は、外壁改修、屋根塗装、内装改修工事で3,200万円を見込んでいます。ただし、昨今の物価高騰や人件費等の状況を踏まえたと、申し上げた金額以上になると想定しております。

質問事項2、図書館についてのうち、②、この図書館利用数から滑川町立図書館は滑川町民から利用したい図書館として選ばれていると思いますかの質問についてでございます。昨年度、第2次滑川町子ども読書活動推進計画を策定するに当たり、読書活動に関するアンケート調査を実施いたしました。調査対象は、滑川町に住む小学校2年生、5年生、中学校2年生と就学前児童、小学校2年生、5年生、中学校2年生の保護者です。

滑川町立図書館が滑川町民から利用したい図書館として選ばれているかということについて、アンケート調査の「町の図書館を利用することはあるか」の質問から考察させていただきます。「町の図書館を利用することはあるか」という質問に対して、児童生徒について「ある」と回答した割合は約70%、「ない」と回答した割合は約30%でした。保護者については、「ある」と回答した割合は約67%、「ない」と回答した割合は約33%でございました。

次に、「ない」と回答した理由について、児童生徒は、勉強や遊び、習い事、部活などで忙しいからという回答が最も多く、保護者では仕事や家事、育児などで忙しいからという回答が最も多くなっております。

また、同様の調査を令和2年度に実施いたしましたが、滑川町立図書館の利用について、児童生徒は「ある」と回答した割合は当時約60%、「ない」と回答した割合は約40%でした。保護者については、「ある」と回答した割合は約63%、「ない」と回答した割合が約34%で、無回答が約3%です。

児童生徒も保護者も令和2年度の調査より利用したことが「ある」と回答した割合が増え、「な

い」と回答した割合が減っております。そうしたことから滑川町立図書館は、利用したい図書館に成長していると考察しておりますが、立地的条件、利用者の交通手段などに加え、現代のライフスタイルに合わせたサービスの展開ということが課題であると考えております。

③、利用したい図書館として選ばれているかを考察した結果、どのような方策を検討していますかについてでございます。先ほどの答弁で2つの課題を挙げさせていただきました。

初めに、1つ目の立地的条件、利用者の交通手段の課題ですが、こちらは協定を締結している市町村との相互利用サービスの展開で効果が出ていると考えております。もう一つの課題である現代のライフスタイルに合わせたサービスを展開することにつきましては、現在、滑川町立図書館では、近隣市町と広域で電子図書館サービスを実施しております。電子図書館は、時間や場所に縛られず本を借りることができます。読書活動を推進する上で、このサービスは現代のライフスタイルに対応できるものとなっております。しかし、認知度に課題があるため、図書館として今後周知活動により力を入れたいと考えております。

また、図書館では、様々な年齢層に合わせて行うおはなし会をはじめ、ブックスタート事業、本のポップコンテスト、それに伴うポップ教室、読書感想文教室、夏休み小学生図書館員体験、図書館まつりなど、多くのイベントを企画し開催しております。

蔵書につきましても、子どもから大人まで全ての人に読書を楽しんでもらえるように、ジャンルを広く設定し、様々な図書を用意しております。また、通常の紙の本のほかに、触って楽しむことができる触る絵本や文章をできるだけ少なくし絵文字や写真等で内容が分かるLLブック、小さな文字での読書が困難な人でも読める大活字本、日本語が母語でない子どもでも読める外国語絵本、中高生向けのヤングアダルト本、いつでもどこでも読める電子書籍など、読書の裾野を広げ、多様なニーズに対応できるよう、可能な限り幅広い選択肢を用意しております。

こういった取組も含め、図書館の楽しみ方、魅力を様々な媒体を通じてPRし、知ってもらうことが大切と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問事項2、図書館についての①、公共施設の配置を計画する際、町民の意向調査についての考え方について答弁させていただきます。

一般的に公共施設の配置を計画するに当たりましては、単に人口分布や既存施設の位置関係だけではなく、住民の皆様が日常生活の中で実際にどのような移動や利用行動をされているか、利用傾向、利用行動を調査することは必要であると認識しております。高齢化の進展や生活様式の多様化が進む中において、通勤、通学、買物、医療、子育て支援施設の利用など、住民行動の実態を踏まえた施設配置が求められております。このため、本町といたしましては、各種統計データや利用実

績の分析に加え、町民アンケートや地域の声なども参考にしながら、住民ニーズに即した利便性の高い公共施設の配置に努めてまいりたいと考えております。

特に、将来の町づくりのために新たな目的で新しい施設を造る場合は、住民の意向、意見と実際の移動傾向データの両輪で検証することが有効であると考えます。また、公共施設を建設する際は、限られた財源で最大の効果を発揮するため、持続可能な行政サービスの提供につながるよう、総合的に検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、島田環境課長、答弁願います。

〔環境課長 島田昌徳登壇〕

○環境課長（島田昌徳） 環境課長、上野議員のご質問、質問事項3、ごみの分別について答弁させていただきます。

初めに、質問事項①の4月以降のごみ収集においてごみの分別状況に変化がありましたかにつきまして、答弁させていただきます。令和8年4月より、資源プラスチックの処理方法が焼却処理から再資源化処理へ移行し、現在2か月が経過しております。制度移行後につきましては、担当職員による定期的な情報共有を行うとともに、収集運搬事業者及び処理事業者と連携し、収集状況や搬入物の確認を実施しております。現状としては、資源プラスチックの搬入量は従来より増加しており、これまで廃プラスチックとして排出されていた製品プラスチックの一部が資源プラスチックとして排出されるようになったことによるものと考えております。

一方で、議員ご指摘のとおり、汚れの付着したプラスチックにつきましては、廃プラスチックとして排出される傾向が見受けられ、収集所によっては廃プラスチックの排出量が増加している状況も確認しております。

また、制度変更後は、どの程度の汚れであれば資源プラスチックとして出せるのかなど、分別判断に関する問合せも寄せられており、住民の皆様が判断に迷われている実態も認識しております。搬入物確認の中では、滑川町の資源プラスチックのプラスチックの品質は、管内他町村と比較しておおむね良好な状況ではありますが、ペットボトルや内容物の残った容器包装など不適正排出も一定数確認されております。こうした状況を踏まえ、収集運搬事業者とも連携し、違反シール貼付や排出指導を行うとともに、具体例を用いた分別周知の充実など、住民の皆様に分かりやすく努めてまいります。

次に、質問事項②の資源プラスチックへの不適物混入率は調べていますか。現在分かっている状況を教えてくださいにつきまして答弁いたします。資源プラスチックの不適物混入につきましては、担当職員がごみステーション及び処理施設において搬入物確認を行い、状況把握に努めております。現時点では、組成分析による詳細な混入率調査までは実施しておりませんが、搬入物確認の中ではペットボトルや内容物の残った容器包装、汚れの付着したプラスチックなどの混入が一定数確認さ

れております。

資源プラスチックにつきましては、資源指定保管施設である株式会社リシステムにおいて中間処理及び一時保管を行い、その後、富山県の再商品化事業者へ引き渡しておりますが、不適物の混入は再資源化品質や処理効率にも影響することから、組成分析による実態把握は重要であると認識しております。

今年度より小川地区の資源プラスチックが富山県の再商品化事業者へ搬入されることとなったため、5月20日に組成分析を実施しており、現在、結果待ちをしているところでございます。分析結果につきましては、不適物の傾向把握や住民周知の改善、分別制度の運用の見直しなどに活用してまいりたいと考えております。また、中間処理前の組成分析につきましても必要性を認識しており、組合に対して実施を要望しているところでございます。

次に、質問事項③の消耗品のプラスチック製品が多く出回る中、汚れたプラスチックが家庭でのゴミ分別に困るであろうとは考えませんでしたかにつきまして答弁いたします。今回の変更につきましては、資源循環の推進及び再資源化品質の向上を目的として実施したものであり、国においても製品プラスチックの再資源化を推進する方向で制度整備が進められております。

町といたしましては、従来廃プラスチックとして排出されていた製品プラスチックの一部が資源プラスチックへ移行することで、廃プラスチック全体の排出量は一定程度減少するものと想定しておりました。一方で、議員ご指摘のとおり、日常生活の中では汚れの付着したプラスチックが継続的に発生しており、特に廃プラスチックの保管や2週間に1回という収集頻度につきましては、住民の皆様にご負担をお願いしている状況であると認識しております。

また、資源プラスチックと廃プラスチックの区分につきましても、汚れの程度など判断に迷うとの意見をいただいております。そのため、町といたしましては、軽くすすぐことで再資源化可能となる具体例や資源化できない事例など分かりやすく周知し、住民の皆様が迷わず排出できるよう努めてまいりたいと考えております。

加えて、制度開始後2か月であり、現在排出実態の把握に努めている段階であることから、廃プラスチックの排出方法や収集頻度につきましても、今後の課題として検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、上野議員の質問事項4、滑川町福祉センターの利用状況について答弁いたします。

ご質問の①、社会福祉協議会への旧施設時と新施設後の相談来訪者数でございますが、社協へ確認をいたしましたところ、社協への相談者のほとんどが生活困窮に伴う資金の貸付けを希望される方とのことでございます。旧施設時では、社協単独での貸付けである福祉資金の貸付け相談が15件、

県社協貸付けの生活福祉資金の貸付け相談が1件の合計16件でございました。新施設移設後では、福祉資金の貸付け相談が16件、生活福祉資金の貸付け相談が5件の合計21件でございました。

次に、ご質問の②、こども家庭センターへの新設前と新設後の相談来訪者数でございますが、新設前が延べ件数で142件、新設後が延べ件数で117件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 再質問いたします。

まず、ごみについてです。資源プラスチックごみと、それから燃えるごみ、そして廃プラスチックごみというところがあるのですけれども、やはりどこにもうまく分けにくいごみというのが家庭では出ます。例えば納豆のパックの納豆にくっついていてほうのプラスチックの薄い部分であるとか、肉のパッケージで肉の液がついてしまったほうのサランラップとか、あと例えばおにぎりの米がついてしまったコンビニで買ったおにぎりのプラスチック部分とか、そういう洗いにくくて汚れてしまっているものというのが存在します。もっと固いものであれば、例えばカップラーメンの器とか、そういう固いものであればすすいでできるのですけれども、薄くてふにゃふにゃしたものはなかなか洗えないし、汚れの付着を落とすのもとても大変。そういうものをどこに入れたか分からないものを入れる、分けていい分別のグループというのが本来欲しいのです。でも、発酵ごみにはならないではないですか、プラスチックだから、自然物ではないので。資源プラにもできないです。では、そういう液がついたような汚れが落ちないものを2週間取っておいて、廃プラに入れてねというのが今の仕組みなのです。そこの廃プラに行かなければいけないものをどうしたらいいのか、そこの行き先をもう少し妥当な手段で決めてほしいと思うのです。そこについていかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 島田環境課長、答弁願います。

〔環境課長 島田昌徳登壇〕

○環境課長（島田昌徳） 環境課長、上野議員の再質問に答弁申し上げます。

確かに言われているとおり、納豆にくっついていてビニール、薄いもの、なかなか納豆のねばねば等を落とすことも難しいというふうに考えております。しかし、行政側からすれば、なるべく落としてくださいというような指導という形になってしまいます。肉のサランラップ、米がついたもの、カップラーメンなどありますけれども、なるべく落としてくださいと言うしか今のところないんです。

今後につきましても、その辺につきましてどういった分別ができるのか、新しく分別をする等、はっきり申し上げますとこれ以上の分別を住民に求めるのもなかなか難しいところがございます。そういった関係がありますので、こちらにつきましては課題とさせていただきますして、1年間検討をさせていただいて、来年度には何かできるのか、それとも住民への周知をこのまま行っていくの

か、そういった方向で考えますので、今現状では申し訳ないのですが、なるべく落としてくださいというような広報しかできませんので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今申し上げたようなものは、処理には非常に悩むのですけれども、ごみの量としてどうかという結構軽くて小さくなってしまうものだと思うのです。なので、でもそれをやはり廃プラまで取っておくというのは、ちょっと厳しい、これから夏場に向かいますし、かなり厳しいです。

例えば発酵ごみのほう、いわゆる燃えるごみのところで、不適物とは分かりながらも、おむつは発酵ごみ、燃えるごみのほうに入れることにしています。そういう適してはいないけれども、やむを得ずここに送ることにするというふうに決めていただくのも一つの手段だと思います。恐らく発酵槽、それから資源化というところ、それから廃プラというところで、厳密に言ったら、今申し上げた困った汚れたプラスチックの行き先って、厳密には受け入れ先がない状態になっているのだと思うのです。処理としては適切なものではないけれども、でもここに置いていいよという形で、廃プラではない形で行き先を早めに決めていただきたいなと思います。1年待つと厳しい夏、ごみの処理としては、冬はいいのです、取っておけるから。夏が来てしまうので、できれば1年たたないうちに、そういう汚れがついたものの行き先を明示していただけるといいなと思うのですが、そこは1年必要になってしまうのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 島田環境課長、答弁願います。

〔環境課長 島田昌徳登壇〕

○環境課長（島田昌徳） 環境課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

分別につきましては、広報、ホームページ等で周知してまいりたいと思いますので、その辺のどこに入れたらいいかという部分につきましては、さらに周知をさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） なかなか周知も大変だとは思いますが、分かっていたことではあったと思います。この比較的、資源プラスチックの分別が厳格になるというこの3点を満たした状態でしか資源プラには受け入れませんよという決まりをつくった時点で、では汚れたプラスチックをどうすればいいのかというところは、もう少し問題として挙げて考えて分類方法を決めていただきたかったなと思います。

でも、この1年、ちょっとどうしようかなという状態で町民の方は過ごさなければいけないとは思いますが、それが長く続かないように、なるべく早い何かしらの改善方法を打ち出していただくようお願いします。

次の質問をします。図書館についてです。図書館について、アンケート結果でお答えいただいたのですけれども、アンケートで図書館を使ったことがある方70%、ない方30%等のお答えがあって、ないというのは、例えばまとめてしまうとほかのことで忙しいということだったのかなというふうに思います。

それで、私が今質問に使った数字というのは、図書館に行く方の中でのほかの図書館への利用率になります。なので、そのアンケートでいきますと、図書館を利用するというグループの中での、図書館を利用する人、利用しない人、町民の中にもいると思うのですけれども、図書館を利用するという人の中での行き先というところでお話をしています。

図書館を利用する、本を日常的に読むという方が、貸出数でいうと64%の人が滑川町の図書館に行き、私は36%もと感しましたが、貸出数が、町外の図書館で借りている。来館者数によると53%と、町外47%なので、これちょっと正確な、例えば熊谷に行く方とかもいらっしゃるかもしれないので、正確ではないかもしれないのですけれども、半数近い方がほかの図書館に行っているというのは、もう少し滑川町が力を入れるべき数字というふうに見ていいのではないかなというふう思うのです。

そして、事業としてやっているものとして、ブックスタート、読み聞かせ等というふうに例示してくださいましたけれども、それらというのはほかの図書館もやっているのです。東松山も嵐山も、みんなこれらのことはやっているわけです。もちろん電子図書館もやっているわけです。その中で、どうして滑川町の図書館でこういう数字が出てきているのかというところを考えてほしいのです。そう考えたときに何か原因というのは思いつくところがあるでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問について答弁いたします。

確かに利用者という面でお話しさせていただいた場合、他の図書館に行っている割合が一定数いるというのも事実かと思えます。ただ、それを悪いこととは町としては捉えてはおらず、連携をしていろいろ図書館を使っていただくことは別に悪いこととしては捉えてはおりません。

ただ、議員おっしゃるとおり、滑川町の既存の図書館の利用率を上げるということも非常に大事なことで考えておりますので、ほかの図書館もやっている事業もあるかもしれませんが、滑川町独自の何かできるようなものも今後検討して努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） それぞれの町立、市立図書館の運営費について少しお伺いしたいのですけれども、これはそれぞれの市、町、村の自治体が運営していて、相互利用に関して何かしらの、例

えば、ごみ処理の小川地区衛生組合での分担のように、何かしら利用に応じた費用分担とか費用のやり取りみたいのはあるのですか。

○議長（内田敏雄議員） 齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問について答弁いたします。

連携に関するものについては協定となっておりますので、何か払っているというようなことはないのですけれども、電子図書館につきましては、それぞれ運営費がございますので、それを町のそれぞれの負担ということで割合が決まっております、それで支払いをしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

ほかの市町の図書館を利用するということは、悪いこととは考えていない。それはそれでいいと思うのですけれども、仮にほかの市町から考えた場合に、お互いの利用者数というのが同じぐらいであれば、そこは負担し合えるところだと思うのです。ただ一方の、例えば滑川町の利用者が東松山に多く行っていて、東松山の利用者は滑川にそれほど来ていない。嵐山に対しても同じことというふうになってくると、負担感というのはどうなってくるのかなというふうに思います。

滑川町は今まで、近隣市町、特に東松山市に比べれば人口の小さい町で、それほど近隣市町も負担感を感じていなかったかもしれないのですけれども、今滑川町は人口が増えている。ほかのところは比較的減少に向かっていて、例えば小川町などはかなりの減少率で下がっている。そういう状況の中で、ほかの市町に比率として大きな負担が行きそうな状況になっているということは、そのままでいいとあまり思わずに考えていったほうがいいのではないかなというふうに思います。私は、この数字はもう少し重く受け止めて、何かしら考えていくべきだと思っています。

次の質問に移ります。滑川町福祉センターの利用状況について人数をお聞きしたのですけれども、新施設に変わったところで、例えば窓口相談がしやすくなって、ぐっと人数が増えたという感じはないのかなというふうに数字としてお聞きしました。

そして、学校の建築物調査の件では、宮小と滑中体育館の屋根等については早急に修繕が必要、そして著しい劣化が見られるというふうな判断が生じたということです。これは令和5年の調査になります。

これは町長にお聞きします。避難所となってもいる学校施設で著しい劣化が見られる、早急の修繕が必要というふうに調査結果が出たというところは把握しておられると思います。その中で福祉センターや今新コミュニティセンターの建設というところを町長の公約というところで進めておら

れます。このように、宮小の体育館であるとか、滑中の体育館、著しい劣化が見られるというような施設よりも優先して新コミュニティセンター、福祉センターを造っていく。そういうご判断をした理由というのを説明していただけますでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

恐らくこのことについては過去にも答弁しているような気がするのですがけれども、まして、申し訳ないのですがけれども、毎回ですけれども、通告もなくいきなり私に意見を求めるのは一般質問上は可能なのでしょうかけれども、やはり長い付き合いですから、ある程度礼儀を考えてもらって、こういった質問をしますといえれば正確な考え方が伝えられると思います。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） もう一度お聞きします。町長のご認識のとおり、一般質問上は可能であるので、お答え願いたいと思います。

もう一度質問いたします。今の学校の調査の結果、宮前小学校の屋根、滑川中学校の屋根というのは早急に修繕が必要、著しい劣化が見られるというような調査結果が出ております。その中で、町長は福祉センター、そして新コミュニティセンターというものの建築を優先して造るというふうにご判断をしています。その理由を説明していただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） _____

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 答弁してください。お願いします。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） _____

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、著しい劣化が見られる、早急な判断が必要というふうに費用をかけて調査した結果、調査結果が出ているわけであります。そのような調査結果を町政、そして公共施設の建設や管理というところにどのように反映していくおつもりでしょうか。これは町長にお伺いします。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 上野議員の質問に答弁いたします。

これについては、認識的にはいろんな情報を聞いています。ただし、自分の考え方もあります。そういった意味では、職員とともにいろんな方向から物事を考えながら、私たちなりの優先順位としてやらせてもらいました。おいおい、いろんな計画については、これからやっていかなければならないと思いますけれども、ご存じのとおり、それはすぐすぐできるような状況にはないのは、議員自らご存じかと思いますので、その辺についてはご理解いただければと思います。よろしく願いします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、残り時間が少なくなっています。まとめてください。

○2番（上野葉月議員） 説明責任というのは、私はあると思います。どのような施策を選択され、それは優先順位というお考えの中で決めていっていることだと思います。それは、議場で説明していただく必要と責任があると思っています。なので、今後は真摯な説明というのをお願いしたいと思います。

これで私の質問は終わりにいたします。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

◎散会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて散会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日4日は休会とし、午前10時より議場にて全員協議会を開催します。

◎散会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて散会します。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時56分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和８年第２５２回滑川町議会定例会

令和８年６月５日（金曜日）

議 事 日 程 （第３号）

開議の宣告

- １ 議案第２７号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例の一部を改正する条例）
- ２ 議案第２８号 令和８年度滑川町一般会計補正予算（第１号）の議定について
- ３ 閉会中の所管事務調査の申し出について
- ４ 閉会中の継続調査の申し出について

日程の追加

- ５ 議案第２９号 工事請負契約の締結について

出席議員（１４名）

１番	小澤	実	議員	２番	上野	葉月	議員
３番	瀬上邦	久	議員	５番	阿部	弘明	議員
６番	西宮俊	明	議員	７番	北堀	一廣	議員
８番	松本幾	雄	議員	９番	赤沼	正副	議員
１０番	原	徹	議員	１１番	谷嶋	稔	議員
１２番	中西文	寿	議員	１３番	吉野	正浩	議員
１４番	井上	章	議員	１５番	内田	敏雄	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町	長	大塚	信一
副町	長	小柳	博司
教	育	上野	修
総務政策課	長	稲村	茂之
税務課	長	松葉	良次
会計管理者兼 会計課	長	権田	尚司
町民保険課	長	松本	由紀夫
福祉課	長	宮島	栄一
高齢介護課	長	上野	聡
健康づくり課	長	関	静
環境課	長	島田	昌徳
産業振興課長兼 農業委員会事務局	長	吉野	和弘
建設課	長	福島	吉朗
教育委員会事務局	長	齋藤	訓行
上下水道課	長	神田	等

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	大	林	具	視
書					記	宮	島	美	咲
録					音	奥	野		忠

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願いいたします。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第252回滑川町議会定例会第4日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日の出席人員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎答弁の一部取消し、追加答弁

○議長（内田敏雄議員） 町長から、6月3日の上野葉月議員の一般質問に対する答弁の一部取消しと、一般質問に対する追加答弁の申出があります。発言を許可します。

町長、登壇願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しを得ましたので、一般質問に対する答弁の一部取消しをお願いいたします。

過日の上野葉月議員の一般質問に対する私の発言について、取り消したい箇所がありますので、ご説明を申し上げます。少し長くなりますが、6月3日、上野議員の一般質問、宮前小学校の体育館、滑川中学校の体育館とプールの建築物調査結果あるいは修繕スケジュール、さらには予算捻出の質問の教育委員会の答弁から波及した私への質問として、劣化が見られる学校施設よりも優先させて新コミュニティセンター、福祉センターを造っていく判断、そのような判断に至った理由の説明が私に求められました。

これは私が町長を目指した最大の公約でもありましたが、過去には上野議員から、私の公約は議場で否定をされていること、また毎回、関連質問ではありますが、通告なしの質問であること、さらには最近の上野議員のSNSなどの私への批判等もあり、ここで急な回答をした場合、ミスマッチな言質を切り取られるという推測などから一瞬答弁に窮し礼を失した発言となり、上野議員はもちろんのこと、結果として滑川町及び滑川町議会に大変な迷惑をかけてしまいました。

一般質問の在り方、答弁の在り方については改めてくどくどは申しませんが、冷静さを欠いたことにより、議員各位の質問が、やはり町民の代表であり、多くの支援者の声の代弁者であることの

基本を失ってしまったことが今回の大きな原因です。大変申し訳なく、おわびを申し上げる次第です。

そこで、滑川町、滑川町議会の名誉のためにも議事録から答弁の一部削除をお願いし、さらには以下の答弁を追加させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

上野議員さんがされた関連質問の中の再質問に対する私の発言、「_____

_____」という部分と、さらに再々質問に対する私の発言、「_____」と答えましたが、この発言は、議会への発言として妥当ではありませんので削除をさせていただき、新たに次のような回答をさせていただきたいと思います。「町長、上野議員に新施設の建設を優先した理由を答弁いたします。自らの町長選挙以前から、その建設の必要性を感じており、町長選へ立候補する際に、自らの思いとして財政状況等を考慮し、スクールバスやデマンド、福祉の拠点とする社会福祉協議会、後の福祉センター、さらには今後の生涯学習の拠点としての新コミュニティセンター建設を実施したく公約としました。町長選挙結果において町民の皆様の審判が得られたので、早急に公約の実現を目指し、様々な町の計画はありますが、職員と協議、研究をしながら町の計画として優先させ、さらには議会の承認を得ながら現在まで進んでまいりました。以上、答弁とします」、この回答を削除した新たな答弁としますので、上野議員にもよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 説明が終わりました。

ただいまの町長から上野葉月議員の一般質問に対する答弁の一部取消しと一般質問に対する追加の答弁について、議長として許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、町長からの答弁の一部取消しと追加の答弁についての申出を許可することに決定しました。

◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、議案第27号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

松葉税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 松葉良次登壇〕

○税務課長（松葉良次） 税務課長、議案第27号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、正式には地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、滑川町税条例を改正する必要が生じ、令和8年3月31日に滑川町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるため提案いたします。

それでは、滑川町税条例の一部を改正する条例の主なものについて、内容の説明をさせていただきます。主な改正の1つ目としましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う条文の削除と、軽自動車税「種別割」を「軽自動車税」と名称を変更するものです。

2つ目としましては、国税である復興特別所得税の課税期間延長に伴う所要の改正です。

3つ目といたしましては、令和9年度からの固定資産税免税点の引上げに伴う改正となります。

添付資料の滑川町税条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思います。1ページ目の改正につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う変更となり、令和8年4月1日施行です。この後も環境性能割廃止の影響による改正が多く出てきますが、説明は割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

2ページ目、第34条の7については、法改正による復興特別所得税の課税期間延長等に伴う条文の改正です。施行日は、令和10年1月1日です。

3ページ目下段の第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、法改正による提出義務の範囲の見直しに伴う改正でして、令和9年1月1日施行です。

5ページ目下段、第51条につきまして、町民税の減免を受けようとする場合の申請書の提出期限を緩和するもので、同様の改正を固定資産税、軽自動車税でも行っております。

6ページ目、第63条は、法改正に合わせ固定資産税の免税点を改正するもので、令和9年4月1日施行ですので、令和9年度の固定資産税から変更となるものになります。

12ページからは、医療費控除の特例、住宅借入金等特別控除の適用期間の延長や復興特別所得税の期間延長による所要の改正が並び、18ページの附則第10条の4については、町内で該当がないための条文削除となります。

主な改正につきましては、以上となります。

その他につきまして、法律改正に伴う規定の整備や規定の削除、条項ずれの改正でございます。

以上で、議案第27号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は、答弁を含み30分とします。残り時間は、表示板に表示します。

質問形式は対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問よろしく願いいたします。

新旧対照表6ページ目の固定資産税の免税点のところなのですけれども、それぞれというか、変更点があるのですけれども、これへの影響というのはどのくらいになるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松葉税務課長、答弁願います。

〔税務課長 松葉良次登壇〕

○税務課長（松葉良次） 税務課長、阿部議員の質問に対して答弁いたします。

固定資産の免税点の変更による影響ですが、家屋につきまして、もし今年度がこれに該当する場合のことで言いますと、ちょっとまだ来年度の計算はできませんので今年度のことで答えますと、家屋にして約18万円ぐらゐの減になる見込み、償却資産につきまして約50万円弱の減になる見込みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 償却資産に当たっては150万円が180万円に満たない場合ですから、それ以上については課税するということで、その額が引き上がったわけですよね。150万円から180万円に引き上がったということですのでよろしいのですよね。それで、引き上がったために、要するに今まで課税されていなかった方が課税されるようになったわけではないのですか。

〔「逆」と言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 逆なのですか。ごめんなさい。すみません。

それでは、もう一つお願いします。その下の交付手数料なのですけれども、証明書1件ごと200円が手数料条例に定める額ということなのですけれども、今これ幾らなのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松葉税務課長、答弁願います。

〔税務課長 松葉良次登壇〕

○税務課長（松葉良次） 税務課長、阿部議員の質問に対して答弁させていただきます。

手数料につきましては、申し訳ありません。手数料条例の改正を昨年度行っておりまして、それと税条例のそごが発生してしまいましたので、手数料条例のほうを優先して、そちらに委ねる改正となっておりますので、現行としては改正後の運用でさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「ちょっとよく分からない。また分からなくなったんですけど」
と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） もう一度お願いします。

○議長（内田敏雄議員） 松葉税務課長、答弁願います。

〔税務課長 松葉良次登壇〕

○税務課長（松葉良次） 税務課長、阿部議員の質問に対して答弁させていただきます。

現在、紙1枚、台帳閲覧の手数料につきましては、1件につき200円となっております。その下、
証明書の交付手数料につきましては、1枚につき200円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございました。私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございませんか。

赤沼議員、質問をどうぞ。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼、質問をさせていただきます。

環境性能割の関係なのですけれども、地方税法の減収分、廃止になる。その減収分に対して、安定財源の確保という観点から国のほうでは、新たな手当て、そういったものに対する考え方とか、今後の動向とか、そういったものは示されているかどうかお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 松葉税務課長、答弁願います。

〔税務課長 松葉良次登壇〕

○税務課長（松葉良次） 税務課長、赤沼議員の質問に対して答弁させていただきます。

軽自動車税環境性能割の減収分につきましては、国のほうで全額を補填する方向ということで、
地方特例交付金で入るように見込んであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員。

○9番（赤沼正副議員） 阿部議員の質問に関連するのですけれども、固定資産税の家屋、それから償却資産、免税点が上がりました。そんなに額的には大したことではないと言ったら語弊があるかと思うのですけれども、少額の金額になりました。これ上げた国のほうでは、町ではないのですけれども、国のほうで上げた、なぜ10万円とかこの程度の上げになったのか、国のほうの見解はどうなっているのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 松葉税務課長、答弁願います。

〔税務課長 松葉良次登壇〕

○税務課長（松葉良次） 税務課長、赤沼議員の質問に対して答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、こちら国のほうで決めたものではあるので聞き及んだところなのですが、前回の免税点の改正が平成３年だったということです。そのときに比べて家屋と償却資産につきましては、物価高騰等の影響を考慮した結果のことだと聞き及んでおります。土地につきましては、平成３年頃と比べては下落傾向にあるということから据置きということで聞き及んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員。

○９番（赤沼正副議員） 最後の質問をさせていただきます。

地方税法の一部改正におきましては、個人の住民税の給与所得控除、これが多分引き上がってきていると思います。今後の動向について、これ９万円でしたっけ、５万円が２年間ですよ。そういう話ですよ。その件について、今後の動向について、もし分かりましたらお知らせをいただければと思います、町のほうの。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前１０時２１分）

再 開 （午前１０時２３分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

松葉税務課長、答弁願います。

〔税務課長 松葉良次登壇〕

○税務課長（松葉良次） 税務課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

給与所得控除等につきましては、所得税等の改正が行われました。なので、町の税金についても、給与所得控除等につきましては同じように適用されることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員。

○９番（赤沼正副議員） ありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、議案第28号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第28号 令和8年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について、ご説明いたします。

別冊の補正予算書1ページを御覧ください。

議案第28号 令和8年度滑川町一般会計補正予算（第1号）。

令和8年度滑川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,928万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億8,828万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月2日提出

滑川町長 大塚 信一

予算書の8ページを御覧ください。歳入歳出予算補正事項別明細書において、主なものをご説明いたします。

初めに、歳入予算でございますが、款16県支出金では、県補助金として目2民生費県補助金に今回の歳出予算の増額補正に伴う補助金である在宅重症心身障害児等家族に対するレスパイトケア事業補助金228万円の増額や、目4農林水産業費補助金に地域農業構造転換支援事業補助金304万6,000円を計上いたしました。また、目7教育費県補助金には、国における学校給食費の抜本的な負担軽減事業における補助金として、学校給食費負担軽減交付金7,275万8,000円を計上いたしまし

た。本年度になりまして、正式に本交付金の交付決定通知があったことにより、新たに計上するものでございます。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。9ページを御覧ください。歳出予算につきまして、人事異動に伴い人件費の増減補正が主なものになりますので、これらに係る説明につきまして、省略をさせていただき、その他の主な歳出予算についてご説明申し上げます。

初めに、款2総務費ですが、目1一般管理費では、節18負担金補助及び交付金に平和記念式典等児童生徒派遣費負担金28万円を増額し、こちらは、その上の節8旅費の普通旅費からの予算の組替え及び不足分に係る増額補正でございます。

次に、10ページ中段を御覧ください。目6企画費になりますが、節12委託料に統合型GIS機器等更新業務委託料49万5,000円を計上しております。こちらは職員が業務で使う地理情報システムである統合型GISの機器更新が必要なため、その更新委託料になります。

次に、12ページを御覧ください。中段の款3民生費ですが、目3障害福祉費では、在宅重症心身障害児（者）の家族に対するレスパイトケア事業給付金に455万9,000円を計上いたしました。こちらは本事業に係る対象者数の増加により予算の不足が生じたため、増額するものでございます。なお、本事業費については、事業費の2分の1を県補助金で計上しております。

次に、13ページを御覧ください。上段の目1児童福祉総務費ですが、節18負担金、補助及び交付金に放課後児童健全育成事業等補助金に105万円を計上いたしました。こちらは町内の学童保育クラブ等へ、昨今の物価高騰における環境下でも安定的な事業運営を継続するための支援として補助金を交付するものでございます。事業の実施に当たっては、事業費の3分の1を国、県補助金をそれぞれ見込むほか、町負担金の3分の1については国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する予定でございます。

次に、16ページを御覧ください。款6農林水産業費ですが、下段の目3農業振興費では、節18負担金、補助及び交付金に新たに地域農業構造転換支援事業補助金304万6,000円を計上いたしました。こちらの補助金概要ですが、地域の中核となって農地を引き受けている担い手の経営改善に必要な農業用機器の導入を支援するための補助金でございます。財源は全額国庫補助金となります。今回、予算に係る対象者数は1事業者、対象経費はトラクターの購入費用となっております。

次に、19ページを御覧ください。下段の款10教育費ですが、目1学校管理費に空調設置工事165万円を計上いたしました。こちらは宮前小学校図書館の空調2台を更新する工事費となります。

次に、21ページを御覧ください。款14予備費ですが、本補正予算において主に県支出金の歳入補正によりまして、既に当初で予算化されている事業費の財源が一般財源から特定財源へ振り替えられたこと等によりまして、予備費を6,740万6,000円増額するものでございます。

以上、議案第28号 令和8年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問させていただきます。

まず、9ページをお願いします。今も説明していただいたのですが、平和記念式典等児童生徒派遣負担金というところで、旅費との予算組替えと不足分ということだったのですが、不足分というところの見込み違いなのかなと思うのですが、そこがどういう理由で生じたのかを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

平和記念式典等児童生徒派遣負担金、今回28万円の増額補正をお願いをさせていただきました。ここにつきましては、同行者の1名増ということで、実際には中学校の先生が1名、今回、派遣を受け入れてくれたということで、その分増額をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） すみません。町から同行者をもともと1名派遣する予定で予算を組んでいたけれども、中学校のほうからも教員が1名つくことになって、そこで予算が増額になったということでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

当初予算におきましては、同行職員は総務政策課1名、教育委員会1名の2名を予定しておりました。今回、多くの中学生が参加するということで、教員も参加をしていただけたということになりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。初めての企画行事というところで、見えない部分も多いのかなと思いますが、安全に、成果を最大に発揮できるようにしていただければと思います。

次の質問に移ります。12ページをお願いします。こちらでも説明していただいたのですが、レスパイトケア事業給付金について455万円と大きな額の補正になっているのですが、対象者数が

増加したということでした。もともと見込んでいた対象者と、増加した対象者の数を教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

当初予算では、毎年レスパイトの事業費を計上していたのですが、近年利用者がいないため、8年度の当初予算では科目設定のみで1,000円の計上をさせていただいておりました。ただ、予算を作成し終えた後も、年度末になって利用の希望がありましたので、今回の補正ということになりました。今回、予定している利用者は2名の方となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。レスパイトケア、数年前に恐らく交通事故に遭ったお子さんで対象になった方がいらっしゃったかと思うのですけれども、その後いらっしゃらなくて、しばらく予算計上もなかった、予算というか実績もなかったかなと思っていたのですが、ここで2名の利用者がいたということで、理解しました。レスパイトケア事業をお使いになるご家庭、結構事情として大変な方が多いと思うのですけれども、力になっていってあげていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。15ページをお願いします。埼玉県早期不妊検査・不育症検査助成事業補助金ということなのですが、これ今、増額補正になっていますが、実績というのはどの程度なのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 関健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 関 静登壇〕

○健康づくり課長（関 静） 健康づくり課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

実績についてですが、令和8年度に入りまして現在の実績ですが、6組の申請がございます。この補正予算を上げた時点では既に5組の申請がございましたので、当初の見込みですと15万円という見込みで上げたのですが、もうこの2か月、4月、5月で既に今の残が制限になっておりまして、ですので今まで始まってからこのようなペースで申請があったのは初めてなものですから、今回、増額補正をさせていただきました。

以上となります。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。この事業自体そんなに古い事業ではないかと思うのですけれども、始まってあまり利用者がすごく多いということはないのだなと思いながら拝見していたのですが、今年度、申請のペースが早いということで、何かしら傾向とか、それに至って

いる原因みたいなものは感じていらっしゃるものがありますか。

○議長（内田敏雄議員） 関健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 関 静登壇〕

○健康づくり課長（関 静） 健康づくり課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

傾向といいますか、このようなハイペースの申請は初めてなものですから、どうしてなのだろうと正直こちらとしても想像しかねておりますが、それだけ芸能人の影響ですとか、やはりこの事業始まってまだ浅いにしても、だんだんと周知が行き渡っている影響もあるのかなと考えております。以上です。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。これで年度が進んでいって、傾向などつかめてくるかと思うので、そうしたらまたぜひ教えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。19ページをお願いします。宮小の空調設置工事で165万円と上がっているのですが、こちらについて前年度から話もいろいろ出ていたのですが、当初計画があったり何かしらの変更があって、ここでまた補正が上がってきてということになっているのですが、その経緯を少し詳しく教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、上野議員の質問に対して答弁いたします。

こちらの空調設置につきましては、先ほど総務政策課長が答弁申し上げたとおり、図書室の空調が壊れたために緊急的に修繕をするものでございますが、図書室についていた空調が大変古いものでして、部品の交換ではそれができないということから、既存の空調の撤去並びに新しい同等の機器を設置する、そういった工事の予算になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。図書室の空調が壊れたというのは、この春、夏が来て、動かそうと思って動かしたら動かなかった、そういう状況ですか。それとも、ある程度もうこれは古いからそろそろ修繕が必要かなというのは、見込んでいた状態だったのですか。それとも全く把握していなくて、動かなかったということですか。

○議長（内田敏雄議員） 齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

こちらは全く動かなかったということではなく、この3月から予算を積算するまでの間に効きが

悪く、なかなかそれだともう図書室のエアコンとして機能しないことから、今回、改めて予算を積算させていただいた次第でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 設備機器というものは古くなっていくものですので、把握した時点で、あるいは計画的に修繕計画を立てていただいて、そして急な補正ではなく、あらかじめ見込んで修理していただけるようお願いします。

次の質問に移ります。21ページです。21ページ、学校給食費のところで組替え等がされているのですけれども、この金額、国からの動向による補正かと思います。この補助金について、対象者それから個々の金額等内容の詳細、そして補助金が県から来るようになっているその流れの仕組みとか詳細を教えてくださいませんか。

○議長（内田敏雄議員） 齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

こちらの埼玉県市町村給食費負担軽減交付金につきましては、小学校の対象児童数である5月1日現在ではございますが、1,272人の児童数に基準額である5,200円を掛けまして、給食を出している月数の11か月、こちらを掛けて積算した内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 12か月ではなくて11か月、5月から3月分ということですか。

○議長（内田敏雄議員） 齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

8月は夏休みで給食を出しておりませんので、そちらを除いた11か月ということになります。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。県からの学校給食費負担軽減交付金ということなのですけれども、この制度について説明してもらえますか。

○議長（内田敏雄議員） 齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、上野議員の質問に対して答弁させていた

だきます。

こちらの交付金につきましては給食費の負担軽減ということで、国のほうで再三議論されてきたものが、ようやく県を通して町のほうに交付決定をされたというものになっており、主にというか食材費についての負担軽減ということで、こちらの交付決定を受けているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） ご回答ありがとうございました。私の質問は以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問よろしくお願いいたします。

まず、21ページの予備費のところです。補正で6,740万6,000円という増額なのですが、先ほどちょっと理由がよく分からなかったのですが、もう一度教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

予備費6,740万6,000円の増額の件でございますが、滑川町では、当初予算では学校給食費を町の一般財源で賄っておりました。4月7日、国会で議決を受け、その後、国の予算で学校給食費負担軽減交付金が交付されることになりました。この交付金を学校給食費に充当すると、当初予定していた一般財源が不用になります。学校給食費に充当してきた一般財源を用途の自由な一般財源として復活させるため財源更正を行い、予備費への積み増しを行ったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） これで予備費は合計で幾らになるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時52分）

再 開 （午前10時52分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

お手元の予算書の21ページ、中段の予備費のところに補正前の額、補正額合計ということで書い

てございます。8,250万6,000円が現在の額となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 予備費というのは、議会の議決を経なくても執行できるということなのですけれども、これまでこれだけの金額の予備費を積み上げてきたということはなかったというふうにするのですけれども、なぜ予備費に入れたのかということをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

予備費の金額が大きいということでございます。こちらにつきましては、現時点で、今回の1号補正を編成する時点で具体的な使途が決まっておりませんでした。そのため、まず予備費に積立てをしておき、必要が生じた際に改めて補正予算や予備費充当等で対応していくほうが財政運営上合理的であるというふうに判断をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） そうすると、予備費を執行する場合については、補正で議会に諮ることが、そういうふうになおっしゃったような気がするのですが、そういう意味で予備費に入れたと。だから予備費で、執行部で支出を自由にできるというような考えはないということではないのですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

地方自治体の予備費というのは、予算外の支出や予算超過の支出に充てるため、地方自治法に基づいて一般会計に計上することが決められております。そういったことから、この予備費につきましては阿部議員がおっしゃるような議会の議決を経ず、長の権限で柔軟に支出することも可能でございますが、滑川町としては、今後予定されるものにつきましては、できる限り補正予算で計上していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 私は、基金に積み立てるというほうが健全なのではないかなというふうにするのですけれども、それはお考えにならなかった。

○議長（内田敏雄議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

阿部議員がおっしゃるように、基金についても当然検討させていただきました。ただ、現時点でこの８年度予算の中に、まずは予備費として充当するほうが健全であるということで判断をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○５番（阿部弘明議員） 私は、基金のほう健全ではないかなというふうに思いますけれども。

それでは、この補正予算に、私、一般質問でも行ったのですけれども、今ナフサ危機というか、石油危機が様々な業種、事業者に変な困難を強いているわけですが、その辺についての検討はされなかったのでしょうか。補正で支援するというようなことについては、検討されていないのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩にします。

休 憩 （午前１０時５７分）

再 開 （午前１０時５７分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

今回の物価高騰によつての町の経済対策ということで、阿部議員が質問されているのかというふうに思います。現在の置かれているようなこのような状況からも、物価等が上昇している理由は様々あるというふうに思います。当然、イラク等の国際紛争であったり、またそれに基づく資源エネルギーの価格の上昇、また人手不足等による物流費の上昇等々、様々な要因が挙げられているというふうに思っております。

このようなことから、国全体に関わる物価高騰等の経済対策は国がやるべき課題であり、国は国民の生活を守り、経済全体のバランスを保つための総合的な対策を主導する責任を担っていると思っております。町としても、今後、物価対応を支援するための、今行っている物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の増額があれば、適正に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員。

○５番（阿部弘明議員） 分かりました。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔５番 阿部弘明議員登壇〕

○５番（阿部弘明議員） ５番、阿部弘明でございます。この補正について、反対の立場で討論を行いたいというふうに思います。

まず、反対の理由の１つ目は、給食費の補助に関わる増額補正を行ったというようなことなのですけれども、それをほとんど予備費ということで回されたということについてであります。予算に計上されている金額が不足する場合に充てるための使途を特定しない予算が、これが予備費ですけれども、充用については町長の裁量でできるというようなことになっております。ですから、なるべく多額の計上をするということは、好ましくないというふうにも言われております。議会の議決が必要のないお金をこれだけの金額に増額するということについては、大きな疑問を持つものであります。

本来、議会で補正予算を組んで、議会に諮るべきだというふうに思います。議会のチェックが及ばない予備費の積み上げについては、やめるべきだというふうに思います。今年度、当初予算では1,510万円の予備費ですが、これを充当されるということになると、これの約4.46倍もの予備費を組むということになります。そういった意味で、この予備費というのが妥当なのかと、これだけの予備費が妥当なのかということについては、大いに疑問があるというふうに思います。

２つ目が、一般質問でも申し上げましたが、イラン戦争によるホルムズ湾の封鎖による国内への影響がますます深刻になっているというところです。今、国が支援を検討していないという中で、基礎自治体である町の支援がどうしても求められるのではないのでしょうか。この間、国の物価高騰対策支援金を使った１人4,000円、水道料金の基本料金半額の１年間の補助が行われています。しかし、ナフサ危機対策としては極めて不十分だというふうに思います。

帝国データバンクの調査で、オイルショック倒産が５月以降に発生する可能性が十分にあるというふうにも言われています。事業所の多くが経営基盤の弱い中小の事業所であります。一旦資金が回らなくなると、資金ショートしてしまうというようなことも考えられるというふうに思います。町内の事業所でも状況はますます深刻化している状況です。ハウスメーカーからは、７月以降の住宅機器の納期が不透明だという悲鳴が上がっているそうです。ダイワハウス工業では６月まではめどが立っていたが、７月以降は明確な期日の回答がいただけていないと、材料の納入の期日についてそういったことも言っているそうです。

コーナン商事が運営するホームセンターの担当者は、先行不透明な中で流通の目詰まりや買いだめの発生は避けがたいと、こういった状況が短期的に改善するとは考えにくいというようなことも

おっしゃっているそうです。L I X I Lでは、6月以降、トイレ、浴槽など8から15%の引上げ、インテリアのサンゲツでは、7月以降、壁材や床材、接着剤など18%から30%の値上げを予定しているということです。現場からは、この1か月で全く進展がないと、むしろ状況は悪くなっているというような声が上がっております。

建設だけではなく。ホルムズ海峡の封鎖は、農業への大きな影響も懸念されています。国際連合食糧農業機関は、2026年の中東紛争が世界農業・食糧分野に及ぼす影響という報告書を発表いたしました。これによると、世界の窒素の30から35%、アンモニア輸入の20%から30%がホルムズ海峡を通っていると、肥料の約30%がホルムズ海峡を通過しているという報告です。危機が継続した場合、肥料価格が15%から20%上昇する可能性があるという警告をしています。肥料は、作物の育成サイクルの特定の時期に投入しなければならない。適切な時期で届かなければ、収量の減少につながるということで、2026年後半から2027年にかけて食糧をさらに逼迫させる、そういった懸念を示しています。

こういった状況の中で、町の姿勢が問われるというふうに思います。残念ながら、今回の6月補正では、これに一切触れられていない中身になっています。したがって、この補正については、私は町の事業者への声をきちんと受け止めて、補正予算で支援策を行うべきだということを訴えて討論とします。どうもありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論はありませんか。

赤沼議員。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼、補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本第1号の補正予算につきましては、人事異動に伴う職員の給与の移動、これを主としたものであって、それから今回、補正予算を出すに当たって早急に対応しなければならないもの、そういったものが補正予算に組まれております。

そういった中で、学校給食費の国の補助ということで、その分が国から県に来て、県から町に交付される。その分、町の一般財源が余ったという言い方はおかしいのですけれども、それが出てきたということでございます。それを予備費に入れたと。予備費に入れないで、確かに基金に積むという考え方もあります。これが年度末の補正予算であれば、もちろんそういう形を取るべきだと思います。しかし、第1号の補正予算でもし積んで、第2号の補正予算のときに、それを使うときに、今度は予備費をまた崩して、そこに充当するということになりますので、私は第1号の補正予算について予備費に入れたということは、これは執行部の考え方、賛成をできるところでございます。

そして予備費につきましては、稲村総務政策課長よりお話がありました。使い方については、総務政策課長の言うとおりでございます。今回、健康づくり課のほうから出された不妊検査の件、あいつのものについて、今回補正予算で出ましたけれども、ほかにもいろんな面で、滑川町には社

会的な弱者という言い方はおかしいかもしれませんが、いろんな困っている方がおられます。そういった方を助けるときに、やはり補正予算まで待ってくれということではなくて、予備費を充当して、すぐに対応をしていただく、それが執行部として国民に対する責任だというふうに思います。そういった形で、予備費の執行等につきましては、総務課長が言ったとおり執行していただければというふうに思います。

よくできた予算であるというふうに思いまして、賛成をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第28号 令和8年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時25分とします。

休 憩 （午前11時11分）

再 開 （午前11時25分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

ただいま町長から議案第29号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第1、議案第29号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第29号 工事請負契約の締結については、滑川町指定避難所空調設備設置工事の請負契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 提案理由の説明が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第29号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

提案理由でございますが、滑川町指定避難所空調設備工事の請負契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

本事業につきましては、5月25日に指名競争入札を実施いたしました。現在、この入札結果に基づき仮契約を締結しております。この仮契約を本契約とし工事に着手するため、議会の議決をいただきたく、本議案を上程するものでございます。

なお、契約期間は12月27日としております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

こちら新規で入れる空調設備について、その設備について教えていただきたいのですが、当初、宮前小学校につける空調は取り外せるタイプ、移設が可能なタイプというふうにお話があったのですが、こちらについてはどのようなタイプなのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

今回、宮前小学校に設置する空調機器につきましては、現在、福田小学校、月の輪小学校に設置している機器と同様のものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 初めにご説明いただいたときに、宮前小学校の空調設備だけ福小、月小とは違うタイプを設置するというようなご説明がありました。そのときのご説明が、宮前小学校の体育館は古いので、補助金を使うための設置する躯体の対象として適合しないというような説明もあったかと思います。その条件はクリアしたのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

初めにあった補助金の関係は、教育施設ということでの補助金であったというふうに記憶をしています。今回は、緊急防災減災事業債を活用しての事業となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 初めにご説明いただいたときに使おうとしていた補助金と、実際に今進めているところで使う補助金が違うから、条件も違って来たということと理解いたします。

この空調設備、耐用年数は何年ぐらいになりますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

耐用年数につきましては、おおむね10年というふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） では、移設ができないタイプで耐用年数が10年となりますと、宮前小学校の体育館は、先日、建物の調査で著しい劣化が屋根に見られるということでしたが、10年は建て替えはしない予定というふうに空調設備をすることで流れができてくるのかなと思うのですけれども、そのようなご予定でしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時32分）

再 開 （午前11時33分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

先日の一般質問でも教育委員会事務局長が、今後の方針について述べたというふうに思います。今回、耐用年数10年のエアコンを設置いたします。そういった関係で、宮前小学校建て替えにつきましても当然予定しておりますけれども、大型なプロジェクト、特に建設のプロジェクトにつきましては構想から完成まで相当の日数を要します。総務政策課で積算したところ、約7年ぐらいかかるといってございます。これを今後のコミュニティセンター建設後から換算すると、上野議員が言うような10年程度要するものと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） では、宮前小学校の体育館について、大きな修繕または建て替えはしない状態で今後10年行くご予定をお持ちということで、今回、指定避難所空調設備設置工事ということで指定避難所になっているのですけれども、私は冷暖房、暖かい、涼しいの前に、まず避難所で必要なのは雨露をしのぐ、雨を防げるという信頼の下で過ごせる場所なのではないかなと思うのです。

今回の金額が9,680万円というところで、1億円に迫るような大きな金額です。これであれば屋根の修繕も可能であるかなと思うのですが、補助金の関係もあると思うのですけれども、ここで空調設備を入れるというお考えということで理解はします。

では、例えば5年、6年で建て替えを予定しているのに、10年使える見込みのものを入れるというのは無駄が生じてしまうので、そういうものであれば機器を見直したほうがいいのではないかなとは思ったのですけれども、そういうお考えではなくて、この入れたものを耐用年数、寿命のとおりに使う、そのつもりで動いているということですか、そこを確認させてください。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時35分）

再 開 （午前11時36分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

齋藤教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 齋藤訓行登壇〕

○教育委員会事務局長（齋藤訓行） 教育委員会事務局長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

宮前小学校の体育館につきましては、先ほど総務政策課長が申し上げたとおり建築に複数年かかる見込みから、今後、町の現在つくっている公共施設の総合管理計画であったり個別施設計画であったりの下、建築等を計画してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員。

○2番（上野葉月議員） 公共施設の建築には、複数年、長期的にかかるということは理解いたします。宮前小学校の体育館と、それからプールを同時に造ろうという計画に関しては、10年ぐらい前から話が出ているかなというふうに記憶しております。そして、町長の公約であります新コミュニティセンターについては、この4年で建築というところまで話が進んでおります。宮前小学校の体育館に関してだけ、今まで話が出て、設計の費用まで積算を出したような状態から10年既にたっていて、この先もさらに10年かかるというところ、話が出てから20年というところで、随分と話が長いのかなというふうに感じます。

これから要望なのですけれども、劣化が激しいものというもの、それから修繕をしなければいけないもの、建て替えをしなければいけないものというのは、ある日突然出てくるわけではなくて、もう見込みはついているかと思います。補助金の関係もあるかと思うのですけれども、私は宮前小学校の体育館の建て替えというのはかなり優先順位が高いと思っておりますので、空調も大事かと思いますが、まず建物の躯体というところの修繕に予算をつけ、そして指定避難所としても安心できる施設を造っていただきたいなというふうに要望いたします。

これで私の質問を終わりにします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結します。

これより議案第29号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第73条の規定によって、総務経済建設常任委員会、原徹委員長、文教厚生常任委員会、西宮俊明委員長、議会運営委員会、北堀一廣委員長の3名から、お手元に配付しました閉会中の所管事務調査申請書のとおり、閉会中の所管事務調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。各委員会の委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員会の委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会運営委員会、北堀一廣委員長からお手元に配付しました閉会中の継続調査申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（内田敏雄議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和8年度一般会計補正予算をはじめ、全3案件を慎重審議賜り、原案どおり可決いただきまして深く感謝申し上げます。

審議の際に、議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって適切に対応してまいります。

これから出水期を迎え、水害等の危険が高まる時期となります。消防や自主防災組織など関係機関と協働し、住民と共に職員が一丸となって安心安全なまちづくりに努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後、暑さの厳しい日々を控えておりますので、お体には十分ご留意いただき、ご活躍されることをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（内田敏雄議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第252回滑川町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

（午前 11 時 44 分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年6月5日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員